

公害弁連第42回総会議案書

2013. 3. 31 東 京

全国公害弁護団連絡会議

事務局 東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋 6階
城北法律事務所
TEL 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 福島原発事故の責任を明確にし、未曾有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。
- 6 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 7 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 8 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】基調報告

第一 公害・環境をとりまく情勢	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原発問題への取り組みと課題	3
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	5
三 道路公害裁判の前進と課題	7
四 基地騒音裁判の前進と課題	8
五 廃棄物問題のたたかいの前進と課題	10
六 海・川を守るたたかいの前進と課題	11
七 水俣病のたたかいの前進と課題	12
八 地球温暖化の結果と今後の課題	20
第三 公害弁護の今後の方向と発展について	23

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原発)

〔1〕二つの集団訴訟の提起と今後の課題	福島原発被害弁護団 事務局次長 弁護士 中川 素充	26
〔2〕「生業を返せ、地域を返せ」福島原発事故被害弁護団の取り組み		
	「生業を返せ、地域を返せ」福島原発事故被害弁護団 弁護士 馬奈木厳太郎	28
〔3〕大飯原発差し止め訴訟を提起しました	京都脱原発弁護団 事務局長 弁護士 渡辺 輝人	29
〔4〕原発なくそう！九州玄海訴訟 報告	弁護士 東島 浩幸	31
〔5〕福井原発滋賀訴訟 報告	滋賀弁護士会 弁護士 井戸 謙一	33
〔6〕九州川内原発訴訟報告	原発なくそう！九州川内訴訟 弁護団長 弁護士 森 雅美	34

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み		
	大阪じん肺アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子	36
〔2〕尼崎アスベスト訴訟控訴審に向けた闘い		
	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 八木 和也	39
〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告～東京勝利判決と解決への展望～		
	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 佃 俊彦	41

(大気汚染)

〔1〕川崎公害の取り組み	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	44
〔2〕西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	46
〔3〕尼崎道路公害訴訟の終結（和解条項・あっせん合意履行協議）に向けて		
	尼崎道路公害訴訟弁護団 弁護士 羽柴 修	47
〔4〕名古屋南部おおぞら裁判・道路連絡会の報告	弁護士 松本 篤周	49
〔5〕東京大気、和解から6年目のたたかい	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	51
〔6〕みずしま財団の2012年度の報告～水島の教訓を未来に活かす～		
	公益財団法人 水島地域環境再生財団 事務局長 藤原 園子	54
〔7〕おおぞら財団 報告	公益財団法人 公害地域再生センター（おおぞら財団）研究員 小平 智子	56

(基地騒音)

〔1〕第2次新横田基地公害訴訟 報告	弁護士 山本 哲子	58
〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟 2013年報	弁護士 齋藤 祐介	59
〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟の経過	弁護士 加藤 裕	61

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動		
	イタイイタイ病弁護団 事務局長 弁護士 水谷 敏彦	63

(水俣病)				
〔1〕	ノーモア・ミナマタ訴訟	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団	弁護士 板井 俊介	67
〔2〕	全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」			
		ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長	弁護士 井奥 圭介	69
〔3〕	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済の闘い	新潟水俣病弁護団 団長	弁護士 中村 周而	70
〔4〕	ノーモア・ミナマタ東京弁護団の活動			
		ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長	弁護士 尾崎 俊之	73
(新幹線公害)				
	名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団	弁護士 高木 輝雄	75
(道路建設差止)				
	国分寺道路計画認可取消訴訟～高裁不当判決について		弁護士 吉田 健一	77
(カネミ油症)				
	カネミ油症事件報告	カネミ油症事件弁護団	弁護士 高木 健康	79
(薬害裁判)				
〔1〕	薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団	弁護士 中島 晃	81
〔2〕	薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長	弁護士 阿部 哲二	82
〔3〕	薬害イレッサ訴訟	薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長	弁護士 永井 弘二	83
〔4〕	薬害イレッサ訴訟 決戦は最高裁へ	薬害イレッサ弁護団	弁護士 津田 二郎	86
(産業廃棄物問題)				
	九州廃棄物問題研究会報告		弁護士 高橋 謙一	87
(海・川問題)				
〔1〕	法整備が進まない水没予定地の再建計画	川辺川利水訴訟弁護団 事務局長	弁護士 森 徳和	88
〔2〕	よみがえれ！有明訴訟	よみがえれ！有明訴訟弁護団	弁護士 後藤 富和	89
〔3〕	ハッ場ダム住民訴訟 報告	ハッ場ダム住民訴訟弁護団	弁護士 西島 和	90
【三】 特別報告				
	全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会 事務局長	中山 裕二	93
	日本環境会議（JEC）の報告	JEC 事務局長 一橋大学教授	寺西 俊一	95
	道路住民運動全国連絡会報告―高速道路の建設中止を求めて―			
		道路全国連（道路住民運動全国連絡会） 事務局長	橋本 良仁	96
	「公害をなくし、温暖化を止め、原発に頼らない持続可能な社会」をめざす JNEP 運動の報告			
		公害・地球環境問題懇談会（JNEP） 常任幹事（事務局担当）	清水 滯	98
	改正環境アセス法と課題		弁護士 藤原 猛爾	100
【四】 2012 年度 組織活動				
【五】 2013 年度 活動方針				
【六】 公害関係資料				
	〔原発関係〕			107
	〔アスベスト関係〕			108
	〔薬害関係〕			112
【七】 2012 年度 活動日誌				
【八】 公害弁連歴代人事一覧				
【九】 公害弁連規約				

【一】基 調 報 告

第一 公害・環境をとりまく情勢

1 原発問題

- (1) 2011年3月11日の福島第1原子力発電所の事故は、広範な放射能汚染を引き起こして地域を破壊し、生活そのものを直撃し、いつ終るともしれない避難生活を余儀なくさせる等、史上最悪の公害となっている。

事故から既に2年が経過したにもかかわらず、原発被害への賠償は遅々として進んでいない。東京電力と、そして原発政策を推し進めてきた国が原発被害を引き起こした法的責任を正面から認めずに、補償を自らの判断と枠組みの中で進めようとするからである。

本年3月11日、福島原発被害弁護団、「生業を返せ!地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団、福島原発被害首都圏弁護団、原発被害救済千葉県弁護団は東電の不法行為責任、国の国家賠償責任を問う訴訟を、福島地裁いわき支部、福島地裁、東京地裁、千葉地裁に起こした。東電と国の責任を前提とした賠償の枠組み作りが求められていく。

- (2) 2030年代の原発ゼロをめざした民主党政権が昨年末の総選挙で大敗し、自公政権に変わった。

安倍内閣は原発ゼロを求める国民世論を無視し、ゼロ見直しを公言、再稼働させるための「新安全基準」の策定を進めている。

福島原発の事故が収束せず、原因究明も出来ない段階で、一度事故が起きればコントロールが出来なくなる原発を地震多発国の日本で稼働させることの危険ははかりしれない。

脱原発訴訟は全国に広がり、この訴訟に加わる原告も全国への広がりをみせている。

脱原発訴訟の連携がこれから求められていくところである。

- (3) 公害弁連では、原発被害弁護団との共同討議をし、原発被害訴訟の闘い方についての意見交換を重ねた。

また、公害総行動実行委員会、公害・地球環境問題懇談会、福島の完全賠償を求める会等々と共に東電、国との交渉をもった。

2 公害、環境をめぐるその他の動き

- (1) 2012年3月28日、大阪地裁は泉南アスベスト第2陣訴訟で、1陣大阪地裁判決に続き、国の責任を認める判決を下した。

5月25日神奈川地裁では、建設アスベスト訴訟で、国と企業の責任を否定する判決、8月7日は神戸地裁でクボタのアスベスト訴訟で企業責任は認め、国の責任は否定する判決、12月5日には、東京地裁で首都圏アスベスト訴訟において国の責任を認め企業責任は否定する判決が出ている。

業害ではイレッサ訴訟で5月25日に大阪高裁が国と企業の責任を否定する判決を出した。

裁判所でのせめぎ合いが続いている。

- (2) 原発の取り組み、大気汚染問題、道路公害、基地騒音、廃棄物問題、海、川を守る闘い、水俣病の闘い、地球温暖化防止の闘いは、詳しくは後述する。訴訟での動きとしては、水俣病について、昨年7月特措法締切りが強行され、取り残された救済されるべき人達によるチッソと国に対する新たな訴訟提起の方針が出されている。

有明訴訟では、本年12月21日からの潮受堤防の開放を命じ確定した福岡高裁判決をどのように国に履行させるのかの問題が迫ってきている。

3 2012年12月の総選挙で政権に戻った自民党は、脱

デフレをかけた、公共事業の投資を大幅に拡充しようとしている。

再びコンクリートに金が注ぎ込まれ、環境が破壊されかねない心配がある。

エネルギーの安定供給と国際競争力を推進するためとして、脱原発の見直しが表明され、史上最悪の公害である原発被害の教訓が全くなおざりにされようとしている。

自衛隊から国防軍、集団的自衛権への容認へと進み、基地問題の解決と逆の動きが強まっている。

少しでもましな政権への移行への期待とこれに対する裏切りが、もと来た道へ大きくとって返す方向になりかかっている。

公害弁連としては、これまでの闘いの成果と教訓をふまえ、原発被害、脱原発の闘いと取り組みと連携、拡大をさらに一層強めていく必要がある。

各課題については、後述するところに譲る。

第二 公害裁判の前進と課題

一 原発問題への取り組みと課題

第1 原発事故をめぐる情勢

1 原発そのものをめぐる情勢

2012年は、官邸前のデモや各地での集会、デモ、各種世論調査などにみられるように、原発ゼロを求める世論と運動は、空前の広がりを見せた。

野田政権（当時。民主党）は、そうした声に押され、政府がとりまとめるエネルギー政策において、「2030年には原発稼働ゼロをめざす」と記載せざるをえないところまで追い込まれた。

その反面、2012年夏には大飯原発の再稼働を、国民生活を人質にとる形で強行した。また、原子力基本法の目的規定に「安全保障」を加える改定や、首相補佐官をアメリカに派遣するなど、安全保障を理由とした巻き返しの動きが強められた。

2012年12月、野田政権から安倍政権（自民党）に政権が代わった。安倍政権は、「原発稼働ゼロをめざす」という従前の政府方針自体をゼロベースから見直すと公言し、再稼働はもとより、新たな原発建設にも意欲を示すなど、国民多数の望む原発ゼロに逆行する政策を進めようとしている。

国民の生命と健康を代償にするエネルギー政策が、資本と安全保障の論理によってより推進されようとしている現状にある。

2 被害救済をめぐる情勢

東京電力は、2012年夏ころから、賠償について態度を硬化させてきた。役員の交替、国からの1兆円を超える資本注入、「賠償基準の考え方」の公表といった一連の動向を通じて、賠償の「打ち切り」・被害者の「切り捨て」といった姿勢はいっそう鮮明なものとなりつつある。

賠償をめぐるっては、被害対象地域を宮城県丸森町まで認めさせたほか、産品によって新たに被害対象地域として拡大させるなど一定の前進もあったが、「風評」は終わったとして打ち切りも始まっている。

また、2012年には、ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）の限界もいよいよ明確になってきた。審理手続の長期化や和解案の水準など、多くの問題点を多方面から指摘されていたが、事業者の営業損害など一部のものを除くと、ADRの活用を通じての救済というルートは非常に狭いものとなっている。

環境回復をめぐるっては、とくに除染について、除染特措法が成立し、警戒区域及び計画的避難地域等（除染特別地域）は、国の直轄事業として、空間線量0.23 μ Sv/h以上の地域は当該市町村の事業として除染を進めるというスキームが作られた。国の直轄事業の地域（特別地域）については、双葉町と富岡町を除けば除染実施計画が策定されているものの、市町村の事業としての除染については、当該市町村によって進捗状況に大きな格差がある。除染特措法においては、国は「社会的責任を負う」と排出者責任（加害責任）が曖昧な規定にとどまっていることもあり、用途が立っていないというのが現状である。また、除染の実施方法などをめぐっても、報道などを通じて様々な問題点が浮き彫りになっている。

健康・医療をめぐるっては、福島県の県民健康管理調査について、調査検討委員会の検討内容が非公開とされているほか、調査方法も事故以降の行動調査から被ばく線量を推定するという内容であり極めて不十分なものととどまっている。また、内部被ばく検査（WBC等）も妊婦と子どものみとされている。ここでも、健康管理・被害予防の責任を誰が負うのかという点が曖昧にされていることが対策の不十分さに反映している。

生活再建・生活支援をめぐるっては、議員立法によって「子ども・被災者支援法」が制定されたことが特筆される。ただし、同法はプログラム法にとどまっており、その内容の充実化・予算の具体化に向けた今後の取り組みが不可欠である。

3 被害者運動をめぐる情勢

現在、福島市やいわき市、南相馬市、相馬市など福島県内の各地で、被害者の会が結成されており、原状回復や賠償、生活支援のための立法などを求めて取り組みを行っている。また、県外への避難者も、避難者の会を立ち上げ、借り上げ住宅の延長や除雪など避難者の要求に基づいた取り組みを進めている。これらの会の多くは、公害弁連に加盟する弁護団と連携し、国や東電に対する交渉なども行っている。

また、福島県内の民主団体は、復興共同センターの枠組みで、廃炉や医療などの要求実現の取り組みを進めている。復興共同センターの加盟団体のなかでも、福島県商工団体連合会や福島県農民連は、弁護団の支援なども受けながら独自に賠償請求を行うとともに、賠償金への課税阻止の取り組みを他団体と連携しながら進めている。

各地の被害者の会や避難者の会、復興共同センターなどは、全国公害被害者総行動の枠組みで共同の取り組みを進めており、廃炉や賠償、健康、生活再建などの分野を重点課題と位置づけ、国や東電に対する交渉を数度にわたって行っている。

第2 弁護団の取り組み

1 福島原発被害弁護団（浜通り弁護団）

福島原発被害弁護団では、現在、事業者や自死遺族など複数の案件について提訴しているほか、避難区域からの避難者の損害について、直接請求の方法で賠償の支払いを求めている。また、いわきの被害者の会などと連携して、福島第一原発・福島第二原発の廃炉を求めるほか、環境汚染対策や健康管理、補償基金創設などを内容とする「福島原発事故被害補償法」の制定を求める取り組みもなされている。浜通り弁護団では、被害者の諸要求をふまえ、諸要求の政策化・具体化による被害回復を目指しており、訴訟もそうした要求実現のための取り組みの一つとして位置づけている。

2012年12月3日、避難区域内からの避難者40名が、東京電力を被告として、損害賠償を求めて福島地裁いわき支部に提訴した。浜通り弁護団では、引き続き追加提訴を予定している。

さらに、浜通り弁護団では、いわき市の「原発事故の完全賠償をさせる会」の会員を原告として、国

と東京電力に対して、大人月額3万円、子ども月額8万円の慰謝料などを請求する集団訴訟を準備している。2013年3月11日、約800名の原告が、福島地裁いわき支部に提訴する予定である。

2 「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団（生業弁護団）

生業弁護団では、避難者や事業者など複数の案件について原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）への申立てを行っているほか、全国商工団体連合会や農民運動連合会などと協力して、事業者の賠償請求の支援や支払われた賠償金に対する課税阻止の取り組みを行っている。

また、原状回復を手がかりに国と東電の責任を追及する集団訴訟が準備されており、第一次提訴の原告は、福島、宮城、山形、栃木、茨城各県の滞在者と、そこからの避難者となっている。弁護団と協力関係にある福島県内の3つの被害者の会や沖縄・米沢の避難者の会、民商、農民連、新婦人の会員などが中心となって原告を募っている。

原状回復を求める集団訴訟は、国の責任につき、その所在を明確にすることによって、生活再建や環境回復、健康被害対策など被害者の諸要求を具体化・制度化させることを目的とするものであり、個別救済にとどまらない全体救済を目指したものとなっている。2013年3月11日、約800名の第一次原告が、福島地裁本庁に提訴する予定である。

3 その他

公害弁連に加盟していない各地の弁護団も、全国弁護団連絡協議会の場合などを通じて意見交換しており、いくつかの弁護団では、賠償を求める集団訴訟も検討されている。

今後、国や東電を被告とした訴訟が各地で提起される見通しであるが、国や東電の責任を追及し、被害救済や原発ゼロを求める取り組みの連携を、弁護団レベルでもさらに進めていく必要がある。

二 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 道路公害対策を求めて

(1) ロードプライシング、車線削減

住民居住地域から湾岸部への大型車転換をはかる環境ロードプライシングが、尼崎では2010年3月1日からの実施を待ちとってきたが、これに続くべき、川崎、名古屋での取組みが難行してきた。

尼崎と同様、臨海部への大型車の誘導のため、ナンバープレート・走行車線規制とロードプライシングの実施を追求してきた川崎では、この2年以上にわたって、交渉が停滞に停滞を重ねてきた。しかし粘り強い交渉を重ねた結果、昨年実施した市内主要交差点での大型車交通量調査の結果をふまえて、ロードプライシングの本格実施に向けた具体的な交渉が再開されるまでになっている。

他方、国道23号線の車線削減による交通量低減が和解条項でうたわれている名古屋南部では、国交省が、車線削減によって周辺道路に渋滞が生じ、名古屋南部地域全体での大気汚染が悪化することなどを口実に車線削減を先延ばしにする挙に出ており、いまだ空転状況が続いている。

(2) PM2.5

2009年9月に、PM2.5環境基準の設定を待ちとってきたが、その後、2011年4月以降、3ヵ年で全国の常時監視測定局（環境省・自治体）での測定体制が完備されることとなり、着々とその具体化がはかられている。

ところが一方で、各地裁判和解で待ちとった国交省、ないし各高速道路会社が設置している測定局において、新たにPM2.5の測定を実施させる件について、国交省は、大阪西淀川の3ヶ所および川崎の1ヶ所で測定実施するのみで、和解条項の書きぶりが異なる東京はじめ、尼崎、名古屋については、全面拒否の構えをとり続けてきた。

この点について、国交省本省交渉を通じて事態の打開をはかりつつ、東京において「行政判断としての必要性」をめぐる具体的な交渉が展開されているところである。

こうした中、今年に入って連日のように、中国の

大気汚染問題が報道され、PM2.5汚染の中国からの影響が論じられている。しかしそれ以前から、わが国では欧米に比しても濃度レベルが高く、2011年度の東京都における測定結果でも、自動車排ガス測定局（沿道）12局中全てが環境基準オーバー、一般測定局（非沿道）16局中、基準達成はたったの2局のみで残り14局は基準オーバーという惨たんたる結果となっている。

環境省はこうした実態にほおかむりして、中国の汚染ばかりを強調、2月27日には、暫定指針の $70 \mu\text{g} / \text{m}^3$ （環境基準の2倍）なるものを発表した。

しかしそもそも環境基準の $35 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 自体、このレベルを超えると循環器・呼吸器疾患による死亡・入院・受診が増加することから、これが環境基準値とされたのであって、この2倍が暫定指針というのは科学的根拠を欠いている。国内のとりわけ主要発生源である自動車（ディーゼル車）対策の強化が急務となっている。

(3) 各地の公害対策

川崎では2011年10月の警察庁通達をうけた自転車レーン整備で、大きな前進がみられている。

従前、道路拡幅計画が持ち出され、この撤回を待ちとっている国道1号線では、自動車走行車線の現行3車線を1車線削減しての自転車専用レーン作りの方向での合意を待ちとり、実現に向けた具体化作業の段階に入っている。一方、10余年前に中央分離帯を大幅に削って自転車レーンを整備しながらも、構造的欠陥のため「大型違法駐輪場」と化していた国道15号線でも、長年の交渉の末、構造改善の約束を待ちとるに至った。

また尼崎では、公害の元凶である国道43号線対策の一環として、神戸市深江から大阪市港区までの間で外側車線（第1通行帯）を「環境レーン」として大型車を走行させないこととし中央車線（第3通行帯）への誘導をはかる施策の実施を待ちとった。

一方、東京では、道路緑化をめぐる国、東京都ともに常緑高木植栽の方針が定着し、この方針での新たな植栽と、落葉高木から常緑高木への樹種変更も順次実施の方向となってきている。

また、大気汚染激甚交差点対策として、大気汚染高濃度時に自動車交通の迂回を促す「交通公害低減システム」の設置をかちとった。さらに大型貨物車の走行規制をめぐっては、これまでの粘強い交渉のうえに立って、松原橋・大和町・上馬の3地点につき交通規制の可能性について検討していくとの前向きな回答を引き出しているのが注目される。

2 新たな被害者救済制度を求めて

(1) 国レベルでの救済制度

国レベルでの大気汚染被害者の新たな救済制度作りに向けて、精力的な取組みが展開されてきたが、この間は、環境省との間で人数をしぼっての勉強会場で意見交換を重ねてきた。ここでは、①「そらプロジェクト」について、従来、学童・成人・幼児の3本立てで論じられてきたが、道路沿道の自動車排ガスの影響をみるデザインになっているのは、学童・成人調査に限られており、この学童調査ではぜん息との明確な関連が見出されているのは言うまでもないが、成人調査でも、重要な非喫煙者にしぼった解析で、やはり自動車排ガスとぜん息の明確な関連が見出されていることが確認された。また②東京保険医協会の赤羽根先生の参加を得て、東京都医療者救済制度の実施により、ぜん息症状の改善効果が認められていることが報告され、③財源負担者となるべき自工会、石油連盟も国が制度創設に踏み出す場合は、財源負担を検討するとしていることが紹介されるなど、相互理解を深める場となっている。

その一方で国会対策を重視し、国会各会派とのコンタクトを重ねる一方で、これに併行して進めてきた、「救済制度を求める国会請願署名」は、全国で35万筆を超えるまでとなり、紹介議員も超党派で60名を超えるまでとなり、院内集会を経て署名提出を行うなど前進をみせている。

(2) 自治体レベルでの救済制度

この間、国での救済とあわせて、自治体レベルでの救済制度の創設、強化を求めるたたかいが、大阪、川崎などで進められている。

一方、東京ではぜん息患者に対する医療費全額助成制度が実施されて5年目を迎え、認定患者数は73,000人を突破した（2013年1月末現在）。こうした

中で、東京都は、2013年8月には、「5年後見直し」が実施されることとなっており、2012年夏前後をめぐりに方向性を出さざるをえないとして「一部自己負担」の導入など、制度改革の方向も危惧される状況にあった。

しかし、制度実施により、従来の受診抑制が解消され、有効な治療を受けることにより、症状自体が改善傾向をたどっていることを明らかにした大規模アンケート結果、こうした実態をふまえた地域医師会からの制度存続要請署名（その後も含め、過半数をこえる28医師会から集約）都知事への手紙運動と、被害者を先頭にした数次にわたる都庁前座り込み行動などの結果、2013年8月以降に検討を行い、見直し決定まで現行全額助成維持（実質上の1年ジャンプ）をかちとった。

3 公健法財源（自動車重量税）問題

四日市公害裁判と全国の大気汚染被害者の運動により1973年に成立した公害健康被害補償法の財源として20%を自動車重量税が引当てられてきたが、2012年の自・公・民3党合意による消費税増税と引換えに、自動車重量税廃止論議が、自動車メーカーを発信源として強まった。

この間、全国患者の会連合会を中心とした精力的な取組みのもと、2013年1月与党税制改正大綱において、「廃止」ではなく「道路の維持管理・更新等の財源として位置づける方向で見直しを行い、その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する」とされ、今年度の決着をみた。

4 今後の課題

(1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐっては、川崎・名古屋南部でのロードプライシング、車線削減問題、国交省等測定局でのPM2.5測定も含めたPM2.5問題での取組みを重視しつつ、2011年の警察庁通達をふまえた自転車道整備、東京での大型車走行規制をはじめとした課題への取組みも重要である。

(2) 新たな救済制度を求めるたたかいでは、「そらプロジェクト」による有利な情勢を大いに生かし、

国会対策も精力的に展開する中で、何としても早期に制度実現への展望を切り開くことが求められている。

そしてこれと併行して、何としても東京での現行救済制度の存続をかちとることが求められており、あわせて各自治体レベルでの救済制度の充実、創設のための取組みも重要となっている。

(3) また、大気汚染被害者の命綱と言うべき公健法の財源問題を引続き重視して取組む必要があり、この際、今なお新たな被害者が出ている事実を前面に出して、新たな救済制度を求めるたたかいと連動して取組むことが重要である。

三 道路公害裁判の前進と課題

1 道路公害裁判について

圏央道建設に伴うトンネル・ジャンクション・インターチェンジ工事から高尾山の貴重な自然と国史跡八王子城跡を守ることをめざす裁判（高尾山天狗裁判）は、高尾山トンネル工事の事業認定取消・収用裁決取消訴訟の控訴審判決（東京高等裁判所第4民事部）が2012年7月19日に言い渡された。控訴人（住民）ら敗訴の判決だったが、住民らは上告及び上告受理申立をしない決断をした。2000年10月の民事差止訴訟提訴（東京地方裁判所八王子支部（現立川支部））以来12年に及んだ裁判闘争はその幕を閉じた。

昨年7月19日の東京高裁判決は、圏央道トンネル工事による地下水への影響を認め、これにより高尾山の貴重な生態系が失われる可能性を否定できないとするばかりでなく、景観への影響は少ないとする国の環境影響評価は必ずしも正当性を持つものではないと批判した。また、同判決は、費用便益分析に関しては、データを保存していないとする起業者らの対応は不当、不合理なものであり、行政行為の透明性の観点からしても、このような姿勢は改められるべきであるとし、国の費用便益分析結果2.6は直ちに採用できないとものべた。

民事差止訴訟と裏高尾地域の事業認定取消・収用裁決取消訴訟の1～3審、高尾山トンネル工事の事業認定取消・収用裁決取消訴訟の1、2審の合計8件の判決はいずれも住民敗訴の不当判決であり、裁判所は、結局は、国の行政権に大幅な裁量を認めて、行政の誤り

をチェックするという司法の役割を放棄している。こうした意味での「司法の壁」は依然として厚い。しかし、法廷内外を結んだ高尾山天狗裁判の成果は大きい。

同じく東京では都市計画道路西東京3・2・6号調布保谷線が240～270棟の建物と約800人を立ち退かせ、まちを分断・破壊し、大気汚染などをもたらす公害道路になる虞があるとして調布保谷線建設工事差し止め訴訟が提起されていたが、2012年6月5日、住民らの上告が棄却され、8年間の裁判闘争が終結した。住民は「裁判に負けても、公害道路にさせない運動を継続!」と決意している。

さらに、国分寺都市計画道路3・2・8号線（府中所沢線）をめぐるのは、事業認可取消訴訟が提起されている。2011年3月29日の東京地方裁判所民事3部による住民らの請求を棄却する不当判決と2012年10月31日の東京高等裁判所第20民事部による原判決維持の不当判決を経て、住民らは直ちに上告した。

広島では、広島市内の中心を貫く国道2号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差し止め・道路公害の差し止め（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は2010年5月20日、沿道住民に対する計2160万円の支払いを命ずる一方で差し止め請求は棄却する判決を言い渡した。同年6月3日、原告と被告の双方が広島高裁に控訴した。

大阪の第2京阪道路をめぐるのは、2003年と2004年に、門真市と寝屋川市の約6000名による大規模な公害調停が始まり、新たなアセスメントの再実施とそれに

基づく公害対策を求めている。当初は、国土交通省（浪速国道事務所）と西日本高速道路株式会社、大阪府、門真市を相手方としたものだったが、大阪府と門真市は、住民の意向に沿って、それぞれ大気汚染調査と騒音現況調査を行うとの回答をしたことから、住民らは、これら2自治体に対する調停は2007年中に取り下げ、国土交通省と西日本高速道路株式会社を相手に組みをすすめている。寝屋川市民が申請した公害調停は、2012年3月23日、第47回調停をもって終了。終了にあたり、国土交通省の担当者から「今後、住民の要望について真摯に話し合う」との態度表明があった。

北海道の北見道路整備をめぐる道の公金支出差し止めを求める住民訴訟（ももんが訴訟）や東京外環道の外環の2、下北沢補助54号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）などに関し、司法の場で争われている。

2 道路行政の転換を求める世論の合流を

2012年末に誕生した安倍自公政権は、「デフレ打開策」として掲げる「三本の矢」（金融緩和、財政出動、成長戦略）の方針を掲げ、大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算を増額するなど、時代逆行の路線を推進している。

また、司法の場では、行政裁量を優先して住民の請求を斥ける判決が続いてきたが、この根底には、公共事業＝国益＝公益であるという志向がある。

しかし、2011年3月に発生した東日本大震災と福島第一原発事故は、行政裁量に拝跪しては、国民の安全は守ることができないことを教えた。行政裁

量の名の下に多くの無駄で有害な道路建設を野放しにしてきた過去を繰り返してはならない。司法は今こそその反省をすべきであり、行政の活動をチェックするという三権分立の原点に立ち返ることが求められている。

この点で、費用便益分析（BパイC）の活用は重要である。無駄な道路建設は「公益性」の名によって正当化・合理化されてきたが、BパイCが1以下の道路は建設しないというのはかつての自公政権が公言したことである。この間、高尾山天狗裁判などで明らかになったのは、費用便益分析の手法を定めたマニュアルの内容に問題があり、さらに、国の費用便益分析は、このマニュアルに沿ったとさえいえないものであり、住民らが専門機関に依頼した分析結果を基にすると1をはるかに下回るということであった。客観的な資料をもとに「公益性」論をうち破る上で、費用便益分析をいっそう活用しよう。

各地の運動を一層広げ、これを中央での道路行政転換に結びつけていく連携を發展させよう。各地で、それぞれの道路が無駄であり、実は住民利益にならないことを明らかにし、地方から世論を結集していくことが重要である。とくに、道路をはじめとした無駄で有害な公共事業をやめて震災・原発事故の救援・復興に回せという取り組みが重要である。また、これから新しく計画する道路は地方議会での都市計画決定が必要であり、また、高速道路などへのアクセス道路についても地方での予算措置が必要であることから、それぞれの地方議会への働きかけも重要になる。

古い破たんずみの政治への回帰の象徴である無駄で有害な道路行政を転換させよう。

四 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

昨年10月1日、垂直離着陸機MV22オスプレイが米軍普天間基地に配備された。これに先立つ7月、米軍岩国基地にオスプレイが陸揚げされ、9月からは同基地

周辺において試験飛行が行われていた。

オスプレイについては、試作機段階より事故が頻発し、正式配備後も墜落死亡事故を含む事故が相次いでいた。普天間基地、岩国基地周辺住民や地元自治体をはじめとする全国的な配備、飛行訓練に対する抗議行

動にもかかわらず、米軍は易々とオスプレイの正式配備を進め、日本政府も米側との事前協議や計画見直しを迫ることもなく、むしろ正式配備を歓迎する態度さえ示していたのが実情である。

普天間基地への配備直前となる9月19日、日米合同委員会で「同機の安全性等についての地元の懸念を踏まえ」て、急遽日米合意がまとめられたが、その内容は、「進入及び出発経路は、『できる限り』学校や病院を含む人口密集地域上空を避ける」、夜間の「飛行及び地上での活動は『運用上必要と考えられる』ものに制限される」、「夜間訓練飛行は、任務達成又は練度維持に『必要な最小限に』制限し、『できる限り』早く終了させるよう最大限の努力を払う」、「離発着の際、『基本的に、』既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路等を使用する」、「『運用上必要な場合を除き、』通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間を『できる限り』限定する」など、米軍の都合次第でいかようにも運用できるもので、おざなりな合意であることは明らかなものであった。

現に、この日米合意違反はすでに日常的なものとなっているばかりか、むしろ「代替」基地問題を推進する口実にさえされており、地元の意向を黙殺するばかりか、抗議に対しては恫喝で臨む態度が見て取れる。

昨年12月の総選挙では与党民主党の壊滅的大敗、自民党の政権復帰という結果となったが、基地問題に関してはいずれの政権も住民の被害対策や基地負担の軽減を実現するという視点が決定的に欠落している上、安倍政権は国防軍創設を含む憲法改正を政権公約にも含めてさえおり、まして尖閣諸島問題、竹島問題、北朝鮮の核開発問題などの国際情勢は、基地被害問題を置き去りにさせるおそれすら否定できない。

2 基地騒音裁判の動き

各地で闘われている基地騒音裁判の詳細は、各弁護団からの報告に譲るが、各地で被害救済、被害根絶に向けた闘いの工夫が進められていることは注目される。

嘉手納基地爆音訴訟では、国に対する原告数役2万2000人規模の超大規模訴訟が進められているが、昨年11月には、原告の一部によって新たに対米訴訟も提起された。これまで対米訴訟はいわゆる主権免除論の壁に阻まれてきたが、「外国等に対する我が国の民事裁判

権に関する法律」が2010（平成22）年4月1日に施行されたことを受けて、米政府に対して夜間早朝の飛行差止めなどのほか、損害賠償の請求も行っている。

岩国基地爆音訴訟では、オスプレイの飛行差止め請求が別訴で提起された。普天間基地に配備されたオスプレイは、岩国基地をはじめ各地での飛行訓練が予定されていることから、新たな被害を生み出さないための訴訟が展開されている。

新横田基地訴訟は、本総会の直後にも第2次訴訟の提起が予定されているが、「眠れる夜」を求めてきた闘いをいっそう進め、家族の団らん時間を含めた飛行差止めを求めるとともに、これまでの救済範囲となっていたW値75地域の外側にも救済範囲を広げる取り組みが予定されている。

3 今後の展開

各地の訴訟で共通の課題となっているのが、いわゆる昼間騒音控除論である。騒音コンターには、日中の騒音も含めた測定データが用いられていることから、通勤、通学などで日中騒音コンター外で生活する住民については、昼間の騒音を除外した測定データを元に別のうるささ指数を算定して適用すべきであるとの考え方である。もちろん、これは賠償対象を極力絞り込みたい国側の主張である。

すでに原告、住民側では様々な反論、反証を行っており、国側の主張が認められることはないと考えるが、問題とされるべきは、こうした国側のなりふり構わぬ救済切り捨ての態度であろう。かつていわゆる危険への接近論を持ち出して、一定時期以降の被害地域入居者の救済を一律に切り捨て（切り下げ）ようとした態度の延長線上に現在の昼間騒音控除論があることは明らかであり、国民の生活を守るべき国のあるべき姿勢とは正反対の態度であることは強く糾弾されなければならない。

本年4月からは、これまで航空機騒音に関する環境基準でうるささ指数として用いられてきたWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）がLden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更される。それぞれの評価値はほぼ並行の値となるとされるが、実測では必ずしも単純な換算にはならない。こうしたことが被害救済の切り捨て、切り下げに結びつくことのないよう、注意深い監視が必要であろう。騒音の評価法切り替えと昼間

騒音控除論が同時期に展開されていることから、警

戒を強めるべきと考える。

五 廃棄物問題のたたかいの前進と課題

1 指定廃棄物の処分問題

東京電力福島第一原子力発電所の事故によりセシウムなどの大量の放射性物質が広範囲に拡散し、福島県に止まらず東北・関東地方一円に汚染が広がった。その結果、下水処理場や浄水場から発生する汚泥、ゴミ焼却施設から排出される焼却灰などに高濃度の放射性物質が含まれていることが明らかになった。

このため国は、2011（平成 23）年 8 月、放射性物質汚染対処特別措置法を公布して、放射性セシウム濃度が 1 キログラム当たり 8000 ベクレルを越える下水汚泥や焼却灰を指定し（指定廃棄物）、国の責任で処分することを決定した。環境省は、2012（平成 24）年 11 月時点で、1 都 10 県の約 8 万 8000 トンを指定廃棄物に指定した。

国は、指定廃棄物については、発生した都県内で最終処分する方針を打ち出しており、2012（平成 24）年 3 月に環境省から処理方針が示された。それによれば、本年度中に処分場候補地の選定したうえで環境影響調査及び周辺住民への説明を終え、2013（平成 25）年度には用地取得を経て着工する計画となっている。そして、2014（平成 26）年夏頃には完成した最終処分場に指定廃棄物を搬入する見通しであった。

ところが、最終処分場の候補地選定をめぐり各地で反対運動が繰り広げられている。

栃木県矢板市では、昨年 9 月、横光環境副大臣（当時）が、地元との協議を行わないまま唐突に候補地を提示したことに対して、同市や地元住民が猛反発し、全市を挙げての反対運動に発展している。候補地周辺には、湧水地や農業用ダムがあるうえ活断層の存在も指摘されており、地元住民の不安は高まりつつある。市や地元区長会などが結成した市民同盟会は、昨年 10 月、約 2 万 5 千人の反対署名を添えて環境省に白紙撤回を求めており、昨年末には 8 千人規模の反対集会も開催された。

茨城県高萩市では、県を通じて候補地選定の決定の連絡があった翌日に横光環境副大臣から同市に選定が通告された。市長は、事前の相談を一切行わないまま通告する国の手法に対し「寝耳に水」と怒りをあらわにした。地元住民も直ちに全市を挙げた反対運動に取り組み、同市の人口の倍を越える約 6 万 3 千人の反対署名を集め、白紙撤回を求めている。

最終処分場の候補地選定が進まないなか、指定廃棄物の仮置きが増加しつつあり、各自治体とも保管場所の確保に苦慮している。そのため、最終処分場の早期建設を求める動きも出ており、千葉県柏市など同県下 5 市長は、環境庁に対し 2014（平成 26）年度末までの完成を要望している。

自治体で発生した廃棄物は、地元で処分するのが廃棄物処分の原則である。しかし、放射性物質を発生させたのは東京電力の原発である。そのため、高濃度の放射性物質が含まれる廃棄物を受け入れたくないという住民感情は当然であり、地域エゴではない。

国（環境省）は、事前の相談もないまま一方的に通告する秘密主義を排して、全ての情報を公開しながら一步一步合意形成を図る努力を重ねるべきである。

2 未だに終わらない PCB 処理

1968（昭和 43）年、米ぬか油を摂取した消費者が皮膚などに異常を訴えたカネミ油症事件が発生した。これを受けて、PCB（ポリ塩化ビフェニール）の製造・輸入が禁止された。国は、2001（平成 13）年、PCB 廃棄物処理特別措置法を施行して、PCB を保有する事業者には 2016（平成 28）年 7 月までの処理を義務付けた。そのうえで、国が全額出資して全国 5 ヶ所に専用処理施設（JESCO）を設置し、PCB 無害化処理を促す計画であった。

ところが、長引く不況下で中小企業には処理費用の

負担が重くのしかかり、PCBを放置したままにしている事業者も少なくない。処理が進まないなか、保管中のPCB漏出や紛失事故が相次ぎ、東日本大震災では沿岸の工場からPCBが残留するコンデンサー約200台が津波で流失した。そのため、処理の後れや不適切な保管が環境汚染を拡大すると危惧する声が上がっている。

加えて、PCB使用禁止後に製造された蓄電器・変圧器160万台にも微量のPCBが混入していたことが明らかになり、その処理に15年程度を要することが判明した。そのため、環境省は、無害化処理の期限を2016（平成28）年7月から2027（平成39）年3月まで大幅に延長する方針を決定した。

3 各地の闘いの成果と課題

福岡県飯塚市（旧筑穂町）の産業廃棄物処分場に違法に産業廃棄物が搬入された問題で、最高裁は、福岡県の上告を受理せず、処理業者に改善措置を命じるよう求めた福岡高裁の判決が確定した。本件では、住民の提訴後に処理業者が倒産しているため、今後福岡県が行政代執行を行い、放置された産業廃棄物を撤去するか注目されている。

香川県豊島の産業廃棄物処理事業にあたっている豊島廃棄物等管理委員会は、汚染土壌を滋賀県大津市の業者に委託して水洗浄処理する計画を公表した。これに対し、大津市の住民が反対運動を繰り広げたことか

ら、香川県は計画を断念して、福岡県荏田町の三菱マテリアル九州工場で処理することを明らかにした。豊島の処理事業が終結するまで時間を要する見込みである。

福島県南相馬市に計画されていた産業廃棄物最終処分場について、地元住民が設置許可取消しを求めた行政訴訟で、福島県は、設置許可取消しを認めた福島地裁の判決を受け入れ控訴しないことを決定した。同訴訟では、処分業者の監査役が法人税法違反で有罪判決を受けており、それが設置許可の取消事由に該ることが明らかになった。同県の杜撰な審査体制が指摘された裁判である。

石原産業（大阪市）が、土壌埋戻し剤フェロシルトを不法投棄した事件で、会社に損害を与えたとして、株主が当時の取締役に対して損害賠償を求める株主代表訴訟を提起していた。大阪地裁は、2012（平成24）年6月、回収費用486億円の支払いを元社長や元工場長に命じる判決を下した。今回の判決は、株主代表訴訟としては旧大和銀行の約830億円、蛇の目ミシン工業の約580億円に次ぐ高額賠償を命じたものとなった。

廃棄物最終処分場及び焼却施設については、建設計画や建設数が減少したことに伴い、反対運動や訴訟の数も減少傾向にあるが、依然として廃棄物処理をめぐる紛争が様々な形で続いている。

六 海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続け

てきた。

そうした破壊行為を主に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出したら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。

そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。日本は開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

2009年に誕生した民主党政権は、公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、公共事業のあり方を見直し、これまで行われた公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたるたたかひの成果が反映している。しかしながら、その公約は公共事業に依存してきた勢力の反発の前に次第に忘れ去られた。川辺川ダムは政府による休止表明がなされ、荒瀬ダムは紆余曲折

を経て撤去工事が始まったものの、ダム建設による自然破壊のもう一つの象徴であるハッ場ダムは建設再開が決定された。翌2010年12月の諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、上告されることなく確定したものの、国は開門方法を制限するなど、その真摯な履行をサボタージュしようとしている。

そして、昨年誕生した安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかひは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうしたたたかひを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

七 水俣病のたたかひの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概観

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移りつつある。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された。

その後、熊本地裁における大量提訴、近畿地方、東海地方、関東地方を初めとして全国の水俣病未認定患

者が大阪地裁、東京地裁に提訴するという動きを受け、政府は、2009年7月8日、国会において「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（いわゆる水俣病特措法）」を成立させ、訴訟提起している原告も含めた同法による全面解決を目論んだ。しかし、あくまで司法（裁判所）での解決を求めるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の闘いにより、2010年3月29日、熊本地裁において、史上初の司法上の和解解決に向けて国、熊本県、チッソ及び原告らが協議を行うという趣旨の基本合意が成立した。また、新潟地裁においても、2010年10月21日、同様の基本合意が成立した。その結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者を対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しか

し、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末で申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計の申請者数は65,151名に上っている（内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞）。

ところが、環境省は、申請期限到来の直前の2012年7月25日付けで、水俣病特措法に基づいて給付申請をしたものの、救済対象に該当しないとの判定を受けた者が不服申立（異議申立）をしてもこれを認めない方針を打ち出した。これを受け、水俣病特措法の非該当とされた者らが異議申立てを行ったが、2013年2月19日、熊本県、鹿児島県、新潟県は、異議申立てを却下する方針を確認した（2013年2月20日熊本日日新聞朝刊）。

これらの者、及び、新たな申請を求める者らとしては、新たな闘いをせざるを得ない状況に置かれており、水俣病不知火患者会は、2013年3月3日、水俣市内で総決起集会を開き、水俣病特措法の判定に不服があるととして、2013年5月にも提訴する方針であると報道されるなど（2013年3月4日熊本日日新聞）、闘いは新たな土俵に移りつつある。

2 水俣病被害者をめぐる闘いの経緯

(1) 1995年12月15日の政府解決策の二つの側面

いわゆる水俣病第三次訴訟における水俣病全国連を中心とする水俣病患者の闘いが、政府解決策を引き出し、1977年に打ち出された、いわゆる52年判断条件による水俣病患者大量切り捨て政策を転換させ多くの水俣病被害者を救済したことは、水俣病患者が「生きているうちに救済を」強く求めていたことからして高く評価されるべきことである。それはまさに、どんなによい解決でも「お墓に布団をかぶせる」ようなものであってはならないからである（足立昭二裁判長）。

もう一方の側面は、政府解決策においては、行政の責任、及び、水俣病患者としての救済という点が後退したのも紛れもない事実であった。この点は、水俣病第三次訴訟第1陣の控訴審である福岡高裁に

おける和解協議を担当した友納治夫元裁判長は「私共が試みた和解協議の中で、病像論にしても責任論にしても、先ほど申し上げた意味で少し引いた姿勢を裁判所がとった、そして国の政治決着の中で、やっぱりそれらの点をはっきりさせていない。これはもし何か関連があるとすれば大変遺憾だと思うわけで、そのことが現在も尾を引いているとすれば大変不幸なことだと思います」（「水俣病救済における司法の役割」花伝社102頁）と発言していることに端的に表されている。

このような側面を持つ政府解決策は、政府が、水俣病第三次訴訟第1陣の福岡高裁で31回にもわたって開かれた和解協議への出席をすべて拒否し、水俣病問題の抜本的な解決を拒否し続けた後、政府から事実上提案されたものであった。このような政府の態度は、いたずらに紛争を長引かせておきながら、真の解決を目指して闘い続ける水俣病患者が死に絶え、あるいは経済的苦境に陥るのを待った上で、自らの責任を回避した解決を水俣病患者に迫るものであって、そもそも決して許されるものではない。しかしながら、この時点においては、国の法的責任を裏付ける確定判決が存在しなかったこともまた事実であった。

(2) 水俣病関西訴訟最高裁判決の二つの側面

2004年10月15日、最高裁判所は、水俣病関西訴訟最高裁判決を言い渡した。

① この判決は、感覚障害だけの水俣病を認めたことのほかに、行政（国及び熊本県）に水俣病の発生拡大の賠償責任を認め、1995年12月15日の水俣病政府解決策の法的根拠を与え、かつ、熊本や鹿児島で水俣病をめぐる認定申請や提訴を促した点で高く評価されるべき判決である。すなわち、この判決は水俣病患者の闘いの正当性を認め、これを大きく鼓舞し、また、上記のように、この判決により潜在的に取り残されていた多くの水俣病患者が手を挙げて名乗り出る勇気を与えた最上級審の確定判決である点で歴史的に高く評価されるべきである。

② しかしながら、一方で、この判決は、司法認定と行政認定の水俣病というダブルスタンダー

ドを容認するがごとき事態を認めたこと、さらに、水俣地区から関西地区に移住した原告に除斥期間を適用したことなど、すべての水俣病患者救済を図る上で環境省、熊本県や原因企業チッソの正義なき責任逃れを許す弱点も併せ持つものである。すなわち、この判決が、環境省に行政救済システムの変更を拒否する口実を与え、チッソに除斥期間など責任逃れをする口実を与えた点で、水俣病患者の闘いに新たな試練を与えたという側面も持ち合わせていることを看過してはならない。

(3) 水俣病患者をめぐる新たな状況

水俣病第三次訴訟の時点では、原告らを主に診断し、法廷でも医師証人となった藤野紘医師らは、現地の医師会からも疎外され、あたかもニセ患者製造機のような中傷を受けて来た。しかしながら、政府解決策以来、水俣市・芦北郡医師会水俣協立病院の医師を会員として受け入れ、医学的にもその成果を評価するなど大きな転換を示している。こうした中で、多くの医師が水俣病の診断書を書くという新たな事態が生まれた。

また、2006年の水俣病公式確認50年事業で、水俣市民の中にも大きな変化が生まれている。2006年3月12日の「水俣病五十年フォーラム」では友納治夫元裁判長、大石利生ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長が報告者に名前を連ねた。

また、環境大臣の私的諮問機関であった水俣病懇談会が、水俣病の認定基準をめぐって環境省の意図とは違う独自の答申を出そうと努力したことなどは、かつてなかった新たな動きであった。

このように、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、これを期に、水俣病問題の抜本的解決を求める気運の拡大に大いに貢献したものである。

3 最高裁判決後の水俣病患者の新たな闘い

最高裁判決後、熊本・鹿児島両県で新たに水俣病認定申請者が合計で7,509名も名乗り出て、さらにこれとは別に、25,475名が新保健手帳の交付を受けるなど(2009年12月31日時点)、水俣病患者の闘いは大きく広がった。

この闘いの中で、約3,000人もの不知火患者会の水俣

病患者が原告となり、国・熊本県・チッソを被告に新たに訴訟まで提起したことは、当初の予想をはるかに超えた水俣病患者の実態を示していた。

この裁判の動きは熊本におけるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の範囲を超えて、以下のように、いくつかの患者団体にも大きな広がりをもせた。

(1) 熊本における闘い

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟のほか、これまで集団訴訟による司法解決までは踏み込まなかった水俣病患者互助会も、ノーモア・ミナマタ訴訟と同様の国家賠償訴訟に踏み切り、ノーモア・ミナマタ訴訟の基本合意後も判決による国家賠償責任を追及している。この訴訟は、ノーモア・ミナマタ訴訟の和解合意後も判決を求めて闘いを継続しており、これらの訴訟団との協力体制を構築し、すべての水俣病患者のために力を合わせて尽力することが重要である。

また、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、医師や看護師がボランティアで掘り起こしに取り組んだ。とりわけ、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが(住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長)、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害(手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状)が見られたと指摘されている。

このような動きは、今後の闘いの基礎になる極めて重要な運動であり、今後も同様の活動が求められている。

(2) 近畿における闘い

水俣地域から数千名が移住したといわれる近畿地方の水俣病患者らも立ち上がり、2009年2月27日、水俣病不知火患者会近畿支部の会員12名が国、熊本県、チッソを被告として損害賠償訴訟を提起した。

同訴訟は、その後、2010年9月15日の第9次提訴まで追加提訴を行って原告を308人まで拡大した。

このような追加提訴により近畿地方に移住した水俣病被害者の存在が明らかとされ、水俣病問題の実態と深刻さが浮き彫りにされた。同地裁においては、2011年3月28日に和解が成立した。

(3) 新潟における闘い

2009年6月21日、昭和電工による排水によって水俣病に罹患した阿賀野患者会の被害者を原告とするノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟は、原告27名で提訴した。その後、2009年12月3日には第二陣16名、2010年2月4日には第三陣31名が追加提訴した。その後、2010年10月21日、熊本地裁と同様に基本合意に達し、2011年3月3日、原告173名全員が救済対象となり新潟地裁において和解成立した。

なお、新潟県は、2009年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定施行し、新潟版「もやい直し」が実施されているが、水俣病の真相の究明にはさらなる水俣病被害者の発掘も重要であるとしている。

(4) 関東における闘い

熊本をはじめ、近畿、新潟で集団的な訴訟が係属し、大きなうねりを巻き起こしてきた中で、関東地方における水俣病被害者の存在も明らかとなってきた。2010年2月、東京でも約50名の水俣病検診が行われた。その結果、対象者の9割に水俣病の症状がみられた。これを受け、ここで水俣病の症状があると見られた水俣病被害者らが中心となり、2010年2月23日、23名の原告が東京地裁に提訴した。

その後も追加提訴を重ねた原告は195名に達し、2011年3月24日に裁判上の和解が成立した。

(5) その他の訴訟

その他、公害健康被害補償法における水俣病の認定基準（52年判断条件）の是非をめぐる2つの義務づけ訴訟（関西訴訟の勝訴原告が行政認定を求める大阪訴訟、熊本における溝口訴訟）が最高裁に係属しているが、いわゆる溝口訴訟の2012年2月27日福岡高裁判決は「52年判断条件は、そのみをもっては、水俣病認定申請手続における認定の基準として十分であるとはいえない。」そして、52年判断条件が「唯一の基準として運用されたことにより、本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性を否

定することができず、その運用が適切であったとはいえない。」と述べて、感覚障害だけの患者を水俣病と認定すべきと断じた。一方、大阪高裁判決は52年判断条件の妥当性を認定している。

2013年3月15日、最高裁はこれら2つの事件ともに弁論を開くため、近い将来、これらの判決に対する最高裁としての判断が下される見込みである。もっとも、すべての水俣病被害者を水俣病特措法に流し込んだ上で、その申請期限を締め切って、異議申立てを認めないという方針で水俣病問題の幕引きを図る政府の思惑は明らかであるから、最高裁がこの政府の思惑に沿った判断を行う可能性は十分に考えられる。

(6) まとめ

これらの多くの水俣病患者、及び、それを取り巻く諸団体による闘い、支援の拡がり、多くの水俣病患者らが救済されぬまま取り残されていたことを実証した。しかし、このように最高裁判決によっても、水俣病特措法によっても、正当に救済されない水俣病患者らが提訴までしなければならない現状は、かつて水俣病第2次訴訟控訴審判決において、「認定基準が厳格に失する」と真正面から否定されても認定基準を改めず行政の大量切り捨て政策を突き進んだために、やむなく提訴に至らざるを得なかった第3次訴訟当時の状況と、驚くほどの相似形をなしている。それは結局、以下に述べるような加害者側の無責任な態度に起因するものであった。

4 加害企業チッソ・国・熊本県などの動き

(1) 政府、環境省などの動き

水俣病関西訴訟最高裁判決以降の政府の動きは、めまぐるしいものであった。

① 第2の政治解決策（与党PT案）の提示

環境省は、最高裁判決後も、「現行認定基準による行政認定制度をあくまでも変えない」として、まさに司法を無視し、水俣病被害者を切り捨てる政策を継続した。そして、水俣病の被害を矮小化するために2005年10月、緩やかな条件の下にいわゆる新保健手帳を交付して認定申請、訴訟を押さえ込もうと画策した。

その後、この新保健手帳による押さえ込みが出来ないとわかるや、いわゆる第2の政治決着路線を模索してきた。

2007年4月から10月にかけて、自民党及び公明党で構成されていた与党PT（当時）は、調査費用として約8億円を予算計上して、救済対象になりうる人数や症状、日常生活の支障などを把握し、救済内容を検討すると同時に、①認定申請者らを救済する姿勢を打ち出すことで、熊本・鹿児島の実地審査会の前委員を説得し、②チッソに救済策実施に伴う費用負担を求める説明材料とする狙いとしたアンケート調査などを実施した。

この調査は、対象者を認定申請者・新保健手帳交付者とするもので、その全員を対象に月1回のアンケート調査、うち5%については無作為抽出でサンプル調査、アンケート調査票の内容は水俣病に特徴的な神経症状や日常生活での身体能力・支障の程度・季節的変化などを聴取するものであったが、調査の謝礼は5,000円、経費は1人6,000円（2007年1月12日熊日夕刊1面）とされるなど、異例のものであった。

これを受け、2007年10月25日、与党PTは、現在、申請患者が急増している水俣病未認定患者につき、2004年に最高裁で下された司法基準はもちろんのこと、1995年の政治解決をも下回る水準で、しかも、申請については期限を付して、ある一定の期限を過ぎればその後は一切の救済に応じないとする旨の政治決着案を発表した。

具体的には、行政が指定した医師の診断のみにより、四肢抹消優位の感覚障害が認められる人に対し、①一時金150万円、②毎月の療養手当1万円、③医療費の自己負担分を全額免除するという内容である。

これは、民間の医師の診断書による審査を排除している点で大量切り捨ての危険性を孕んだものであると同時に、司法判断で示された賠償水準を無視し、しかも、一定の期限までに申請しなければその後は一切救済しないという制度であり、最高裁判決で断罪された水俣病の発生・拡大の加害者として、無責任かつ恥知らずな提案であった。国は再び多くの水俣病患者を切り捨てることを公言したのである。

同案に対しては、その直後に一部の患者団体が

受け入れを表明したものの、その実態が、救済対象者を認定申請者及び新保健手帳所持者の約4割にとどめるものと発表されたことから、圧倒的多数の患者団体が猛反発するに至り、後述するように、チッソにも拒否されるなどして、実施が遅れた格好となった。

② 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立

その後、与党PT案（当時）では解決不可能であることを悟った政府は、2009年度財務省予算原案に、原因企業チッソが政府解決策に応じることを前提にした援助費として22億9500万円を計上し、後述するように、チッソ分社化法案と認定制度の廃止を前提とした新救済策とを一体化した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」案を2009年3月の国会に提出した。

これは、究極の加害者救済というべき悪法であり、潜在的な水俣病患者の掘り起こし調査すら行わず、どのくらいの水俣病患者が存在するのかすら不明の状態で、公健法上の指定地域を解除し認定制度自体を終了させるという水俣病幕引き法であった。水俣病患者が取り残されていることを知りながら、故意に水俣病患者らを闇に葬らんとするものであって、まさに水俣病史上最大の汚点となる政策である。

同法案に対して、当初、当時野党であった民主党は反対姿勢を示し、対案となる民主党案も提出していたが、その後、急遽、民主党は軌道修正して、自民、公明、民主、国民新党が一致して同法の成立に賛同した。

その結果、2009年7月8日の参議院本会議で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。不知火患者会ら水俣病患者団体は、11団体の連名でチッソ分社化反対を訴えて闘ったが、自民、公明、民主、国民新党の賛成多数で可決されたものである。

しかし、同法は、補償策の具体化を後に閣議決定される「措置方針」に丸投げしており、その措置方針は、実質的には水俣病発生・拡大の加害者として断罪された環境省が策定することが予定されたものであって、最高裁判決の趣旨を踏まえた

ものとは言い難いものであった。

また、同法は目的として水俣病問題の解決を掲げる一方で（同法1条）、認定申請や訴訟を取り下げを条件とするものである（同5条）。そして原因企業チッソを賠償責任から解放するためにチッソの分社化を認め（同8条以下）、税制優遇措置も与え（同30ないし32条）、その後、水俣病認定制度を終了することを宣言している（同7条）。

要するに、政府は、同法の成立により、水俣病問題の幕引き政策に正当性を得たとして、直ちに同法の措置方針を発動して幕引きを図ろうと目論んだものである。

③ 歴史上初の国の和解協議へ

しかし、特措法成立以降も、ノーモア・ミナマタ訴訟では司法による解決を求め続けた。その結果、2009年8月30日の総選挙で発足した民主党鳩山新政権下で水俣病問題の担当となった田島一成環境副大臣は、2009年10月31日、水俣市において、「可能であれば、和解による解決を図りたい」と述べ、和解に向けた事前協議を進める意向を明らかにした。かつて水俣病第三次訴訟では、全国の各裁判所の再三にわたる和解勧告を拒み続け、最後の最後まで和解のテーブルに付かなかった国の姿勢は、ここにきて大きく転換せざるをえない状況となった。

その背景としては、これまで司法救済を求め続けた不知火患者会が団結を崩さず、他の患者団体とも連帯してすべての被害者を救済すべき声をあげ続けたこと、2009年11月18日の第18陣追加提訴によりノーモア・ミナマタ訴訟の原告数が2,018名となり、訴訟による解決を求める声が大きくなったことがあげられる。

一方、2009年9月の鳩山新政権の発足による影響は、大きなものとは言い難い。「官僚依存からの脱却」を掲げて政権交代を果たした民主党であるが、前述のとおり、2009年7月に成立した水俣病特措法の議決においては同法に賛成する側に回った。そもそも同法は、実質的には、水俣病問題の幕引きを図ろうとする環境省が法案提出したに等しい代物であり、その意味において、水俣病問題に対する民主党の立場は官僚追従の域を出ないものであった。すなわち、民主党は、水俣病問題に

おいて官僚依存から脱却するどころか、水俣病の発生拡大の責任を断罪された環境省を追従するような姿勢に止まったと評価されるべきである。

しかし、そのような状況において政府に裁判上の和解を肯定させたということは、特措法成立当時、訴訟をする患者であるか否かを問わず、特措法を一律適用する形で直ちに幕引きを図ろうとした政府も、ノーモア・ミナマタ訴訟の闘いにより、訴訟上の和解により解決を求める声を受け入れざるを得なくなったというべきである。

④ 熊本地裁における和解協議

2010年1月22日、熊本地裁裁判所民事第2部は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

この和解勧告は、同年1月15日付けでなされた原告らによる和解勧告の要請、及び、被告国及び熊本県による和解勧告の要請を受けてなされたものである。この和解勧告を受け、同日、国は訴訟上の和解のテーブルについた。

その後、2010年2月12日の第2回和解期日において、国は、原告ら対象者の判定方式として、原告の推薦する医師2名、被告側の医師2名、及び、原被告双方の同意のある座長1名の計5名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。これは、これまで行政が独占していた水俣病被害者か否かの判断権を行政から奪還したものと評価されるべきである。

また、これに続く同年2月26日の第3回和解期日では、国は、これまで昭和43年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和44年11月30日生まれまでに拡張し、居住地域も下水流（鹿児島県出水市）と高戸、樋島（熊本県上天草市龍ヶ岳町）で3地区を拡大するとの意向を示した。

3月15日の第4回和解協議において、裁判所は、補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、対象者となった場合の①一時金210万円、②療養手当は12,900円から17,700円までの3段階、③医療費の支給と、29億5,000万円の団体加算金という所見を提示した。その上で、3月29日の第5

回和解協議までに受け入れの検討を促した。

これを受け、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団は、3月28日、水俣市体育館で原告団総会を開き、賛成多数で裁判所所見の受け入れを議決した（反対1名）。これを受け、29日の第5回和解協議において、和解による終結に向けた基本合意が成立した。

この基本合意をモデルとし、新潟地裁、大阪地裁、東京地裁においても同様の基本合意が成立した。これらの原告について、裁判上の和解に向けた実務的作業が行われ、2011年3月末までに和解が成立した。

⑤ 「水銀に関する水俣条約」の採択

ところで、中国やブラジルなどの発展途上国で金を採掘する際に使われた結果、環境中に放出される水銀は、世界の総水銀排出量の3分の1に当たる年間1千トンに達し、最大の水銀汚染になっているとの国連の報告書が明らかになった。そして日本は、2006年には約236トンの水銀を「輸出」している。日本は水銀を産出しないので、これらは日本国内で回収・保管されていたものであり、イラン、香港、インドなどに輸出されている（2007年1月28日熊日）。こうした状況は2002年の段階で世界水銀アセスメントにおいても、水銀が環境中に多く存在し循環していること、とりわけ胎児や幼児に害悪を及ぼすこと、世界的な行動が必要であること等、メチル水銀の世界規模の汚染と健康被害との関連が明確化されていた。

このような状況の中、これまで水俣病を経験した日本は、水銀の健康被害に関する情報を積極的に発信しないという態度をとり続け、また水銀の国際的な排出規制の在り方についても「法的拘束力のある条約制定」と「各国の自主的対応」との間に曖昧な対応を続けていた。原田正純熊本学園大教授は「日本は水俣病の認定を意識するあまり、胎児期汚染を含む軽症例の研究を怠り、国際社会に発信するチャンスを自ら捨ててきた。胎児性患者を対象とした被害認定基準づくりや汚染メカニズムの解明など、日本がすべきことは山積している」（2009年2月22日熊日）と述べ批判している。

このように我が国の姿勢は、自国の水銀汚染被害についてきっちり調べることをせず、その一方で水銀汚染を世界に広げるものであった。

その後、2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。本来であれば、この条約制定の推進役は、水俣病の教訓から水銀規制の必要性を学んだ日本であるべきであったが、結局、政府は全世界の先頭に立つことを放棄してきたと評価されるべきである。

2010年6月のスウェーデンのストックホルムで実施された第1回政府間交渉を皮切りに、千葉に、ナイロビ（ケニア）、プンタ・デル・エステ（ウルグアイ）で交渉を重ね、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれることが決定した。

一方で、同条約は、「汚染者負担の原則」が明記されず、また、排出削減量などが努力目標となるなど不十分な点もあり、「政府が水俣病の教訓を語る資格があるのか疑問だが、水俣条約の誕生で命名責任を背負うことになった。政府にはその重さをしっかりとかみしめてもらいたい」との指摘がなされている（2013年1月20日熊本日日新聞）。

(2) 熊本県の動き

最高裁判決直後の2004年11月、熊本県は、水俣病解決に向けて前出の不知火海沿岸住民47万人の調査を提案し、鹿児島県も認定審査会委員への働きかけをやめるなど地方自治体に国の水俣病政策への不信感が表明された。

ちなみに、熊本県は、総合対策医療事業に要する費用を国と費用を折半していたが、2006年12月に総務省から特別交付税を交付され、これにより国75%、県25%となった。但し、最高裁判決以後の新保健手帳では国80%と県20%となっている。

このような費用負担割合の下で、日々、新保健手帳申請者が増え続ける中、熊本県は本心では自らの財政負担の軽減に腐心しつつ、表向きは国の与党PT

の方針、水俣病特措法に追従するのみであったと言っ
てよい。

すなわち、蒲島熊本県知事も、熊本県独自の政策
を打ち立てることはなく、特措法による解決を希望
するという、国を追従する政策に盲進した。

そのことの証左として、熊本県では、2009年2月
15日、それまで1年7ヶ月にわたって休止していた
水俣病認定審査会が急遽開催され、50名の審査が行
われた。しかし、この審査会開催に際し、「車の両輪」
「ワンセット」「二層式」と熊本県幹部が繰り返した
ように、結局、熊本県は、この審査会で棄却した人
を新救済策の対象にすると公言しているのである。
このような動きは「認定制度の切符切りと揶揄[やゆ]
されたこともある審査会だが、今回の姿はそういう
役割を担っていることを公然と認めたことになりは
しないか」と批判されている(2009年2月25日熊日)。

さらに、熊本県は、水俣病特措法の運用においても、
昭和44年12月以降の出生者の臍帯水銀値が、行政
認定基準を上回っている者がいたにもかかわらず、
これらの者に公害健康被害補償法に基づく救済を説
明していないことが判明したが(2013年2月25日付
け熊本日日新聞)、これも水俣病特措法による幕引き
を図る国を追従する熊本県の姿勢の現れといえよう。

(3) チッソなどの動き

一方で、水俣病の原因企業であるチッソは、これ
までも、経済的な発展を担うチッソと患者補償など
を担うチッソとの分社化論を探ってきたが、ノーモ
ア・ミナマタ国賠訴訟の場では第一次訴訟以来主張
してこなかった時効や除斥期間の抗弁を主張して水
俣病患者に対する責任を否定した。

このようなチッソの基本的態度は、同社機関誌で、
95年の政治解決策を「(関係当事者全ての)最終全面
解決」の合意だったと位置づけた上で、「最高裁判決
を以て、この裁判が終われば、当時の関係者(各対
象グループ、国、県、及びチッソ)は、新たな紛争
につながるような行動をなすべきでなかったと考え
ます」「それにもかかわらず、この合意の基本を無視
したかのような関係者の言動があり、それが今日の
混乱に結びついていることは残念でなりません」と
公言する後藤舜吉チッソ会長の言にもよく表れてい
る。

すなわち、チッソは、2007年10月に提示された与

党PT案に対し、同年11月、①ノーモア・ミナマタ
訴訟などの存在により、与党PT案による解決では展
望が持てない、②時効・除斥期間論を主張している
訴訟上の主張と矛盾する、③支払い能力を超えてい
る上、株主等に対して説明が不可能、などとして、
一時金の負担を拒否すると発表した。

しかし、結局チッソは、それ以降、チッソ分社化
と税制優遇措置をむしり取るために、これまで延々
と事態を引き延ばしながら、究極の加害者救済策で
ある「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解
決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、す
でに指摘したとおり、これは水俣病患者のみならず、
水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとする
ものである。水俣病の原因企業チッソは、国家権力
と結びつき自らに有利な状況を引き出すまで被害者
救済には応じないと開き直ったものであり、それが
社会的に許されない企業態度であることは言うま
でもない。東京経済大学の除本理史教授によれば「チ
ッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状
態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売
却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない
『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無
縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境
問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判してい
る(2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジ
ウムより)。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水
俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病
問題と法的に決別することが認められた。チッソの
後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他
水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社
化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定
事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境
大臣(当時)はチッソの事業再編計画を認可した。
2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株
式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチ
ッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、
同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日
から事業を開始した。

今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡につ
いての環境大臣の許可が問題となるが、すべての水
俣病被害者の救済を実現するための視点で取り組む姿

勢が重要である。

5 水俣病特措法の打ち切りと水俣病問題の解決

このように、環境省は、熊本県と鹿児島県を抱きかかえ、あくまでも52年判断条件を見直さずに、水俣病特措法での解決の名の下に、未だ取り残されている水俣病患者への正当な補償の可能性をも2012年7月末をもって打ち切った。そして、これに対する異議申立てを認めないという暴挙に至った。

しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病患者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病患者の問題が取り残されたまま、2012年7月末で申請期限を切るという

のでは、かつて繰り返した「被害の矮小化」と「紛争の永続化」が繰り返されるのみである。

報道によれば、水俣病特措法に申請したものの、「非該当」とされた水俣病不知火患者会の会員が、本年5月にも提訴に至るとされており（2013年3月4日付け熊本日々新聞）、さらなる闘いが予想される。

今後とも全国の公害被害者が力を合わせ、水俣病問題の真の全面解決を目指す闘いを展開することが求められている（2013年3月4日記）。

*参考文献として、ノーモア・ミナマタ訴訟記録集編集委員会編「ノーモア・ミナマタ訴訟記録集～すべての水俣病患者の救済を求めて～」(2012年・日本評論社)

八 地球温暖化の結果と今後の課題

COP18の結果と今後の課題

～京都議定書からの事実上の離脱と
25% 目標放棄は将来世代への背信行為～

2012年11月26日から12月7日まで、カタールのドーハで開催された気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)と京都議定書第8回締約国会合(CMP8)は、「ドーハ・クライメート・ゲートウェイ」と名付けられた複数の決定文書を採択して閉幕した。

2005年のCOP11から交渉を開始した「京都議定書の下での先進国の更なる約束に関する特別作業部会(議定書AWG)」と、2007年のCOP13から交渉を開始した「条約の下での長期協力行動に関する特別作業部会(条約AWG)」はその作業を終了し、これからはCOP17で設立された、すべての国が参加する新たな枠組みについての交渉の場である「行動強化のためのドーハ・プラットフォームに関する特別作業部会(ADP)」で交渉が続けられる。

ダーバンからドーハへ

昨年南アフリカのダーバンで開催されたCOP17は、2013年1月1日からの京都議定書第2約束期間の開始と、すべての締約国に適用される新たな枠組みの交渉プロセスであるADPを開始することに合意した。このADPは、新たな枠組みが2020年から実施されるよう、遅くとも2015年までに作業を完了するとされている。

京都議定書の第2約束期間が第1約束期間と空白なく継続されることになったこと、すべての締約国に適用される新たな枠組みの交渉開始が合意されたことは大きな前進であり、気候変動問題に関する国際交渉が新たな段階に入ったことを意味している。

しかし、日本、ロシアは第2約束期間の法的拘束力ある数値目標を拒否し、カナダは京都議定書からの脱退を宣言し、COP18直前にニュージーランドも第2約束期間の数値目標を拒否してしまった。

ドーハの課題

COP18 の課題は以下のとおりであった。

- ① 第2約束期間の長さ（5年か8年か）、余剰排出量の繰り越し問題（目標を超えている分の余剰排出量の繰り越しをどの程度認めるか）、京都メカニズムの利用の適格性（第2約束期間に数値目標を持たない日本などの締約国が、クリーン開発メカニズムなどを利用できるか）などの残された課題に決着をつけ、議定書 AWG の作業を終了させ、2013 年 1 月 1 日から第2約束期間を確実に開始させること。
- ② 条約 AWG の作業を終了させ、合意の期限となっている 2015 年までの ADP の作業計画に合意すること。
- ③ 先進国から途上国への資金援助について、2013 年から 2015 年の当面の資金援助の具体化と、約束された 2020 年までに毎年 1000 億ドルに引き上げるための検討を行うこと。
- ④ なによりも、産業革命前のレベルから平均気温の上昇を 2℃未満に抑えるために必要な削減量と、現在の先進国や途上国が提出している目標との間の 80 から 130 億トンもの大きな乖離（ギャップ）を解消すること。

会議の状況

COP18 は初日から、アメリカ、カナダ、日本、ロシア、ニュージーランドが化石賞を共同受賞することで幕を開けた。アメリカは議定書交渉からの離脱、カナダは議定書からの脱退、日本、ロシア、ニュージーランドは第2約束期間の法的拘束力ある削減目標を拒否し、議定書から事実上の離脱をしたことが受賞理由である。

会議は、COP18、CMP8、議定書 AWG、条約 AWG、ADP 及び2つの補助機関会合（「科学的・技術的助言に関する補助機関」及び「実施に関する補助機関」）の7つの会議が並行して進められたが、交渉の中心は議定書 AWG、条約 AWG と ADP での交渉であった。

1 週目を終えても交渉は進まず、12 月 4 日（火）からの閣僚級会合が始まる前に各作業部会での交渉を終了するはずが、議定書 AWG が閉会したのは最終日の前日の 12 月 6 日、条約 AWG と ADP は最終日の 12 月 7 日にもつれ込んだ。

議定書 AWG が採択した決定案は、いくつかのオプションと各国の提案が並列的に並べられた括弧だらけの文書で、第2約束期間の長さ、余剰排出量の繰り越し問題、数値目標を持たない国の京都メカニズムの利用などの論点は、何も解決されていなかった。条約 AWG では、決定案の採択すらできないまま作業を終了した。

こうした状況を生み出した最大の要因は、先進国が 2013 年以降の資金援助について、明確な約束をしようとしなかったからである。2009 年のコペンハーゲンで開催された COP15 で、先進国は 2010 年から 2012 年までの3年間に 300 億ドルの資金援助と、これを 2020 年までに毎年 1000 億円の資金援助に拡大をすることを約束した。資金援助は、「新規かつ追加的」で、緩和（削減）と適応についてバランスをとるよう要請されている。確かに、先進国は 2012 年までの3年間に 300 億ドルを超える資金援助をしたが、その内容は「新規かつ追加的」でバランスがとれたものとは言い難いものであった。しかも、2013 年が目前に迫ってきているなかで、2013 年以降の資金援助については具体的な約束はなく、2020 年に毎年 1000 億ドルの約束についての資金源やどのようにスケールアップするのかについての議論には、日本やアメリカは消極的な態度をとり続けた。こうしたことが、途上国の交渉態度を硬化させたことは否めない。

ドーハ・クライメート・ゲートウェイを採択

COP18 と CMP8 は、会期を 1 日延長した 12 月 8 日にドーハ・クライメート・ゲートウェイと名付けられた一連の決定を採択して終了した。

京都議定書の第2約束期間については、期間を 8 年とし、2013 年 1 月 1 日から開始することになり、削減目標は 1990 年比で少なくとも 18% とされている。また、2014 年までに各国の約束の野心の引き上げに関する検討の機会を設けることになった。京都メカニズム利用の適格性については、第2約束期間への参加国以外は、CDM の削減クレジットを移転・獲得することができなくなった。余剰排出量については 2% 分だけの繰り越しが認められた。

ADP については、2013 年に 4 回の作業部会を開催するなどの作業計画に合意した。また、2013 年の早い時期に、①気候変動枠組み条約の原則の適用、②条約の

下でのプロセス及び外の関連する多国間プロセスからの学習、③気候変動の影響からの回復を含む、緩和と適応のメリットなどについての締約国の意見を聞いて、ラウンドテーブルとワークショップを開催することになった。

京都議定書の第2約束期間が開始することになったこと、ADPの当面作業計画に合意したことは評価できるが、肝心のIPCCが2℃程度の気温上昇に押さえるために必要とする2020年25～40%削減に向けた目標は引き上げはなされなかった。国連環境計画（UNEP）の「ギャップ・レポート2012」は、「世界の2010年の温室効果ガス排出量は、2℃目標を達成するために必要な2020年の排出レベル440億トン（二酸化炭素換算）をすでに14%も超過した501億トンに達している」とし、「これは2020年の排出レベルから80～130億トンも多く、昨年の報告書の60～110億トンよりも、危険な温暖化の影響を避けるために必要な削減量とのギャップが広がっている」と警告している。

また、資金についても2013年以降の資金援助額についての具体的な約束は無く、2020年に1000億ドルにスケールアップする道筋についても曖昧なままである。

交渉の足を引っ張った日本政府

日本政府は、12月5日の長浜環境大臣のスピーチで、京都議定書の第2約束期間に復帰することはもちろん、国際公約となっている2020年25%削減目標にも言及しなかったことで、二度目の化石賞を受賞した。

資金についても、2010年から2012年までの資金供与について先進国全体の40%を拠出したのに評価されないと嘆くだけで、2013年以降の資金供与についての具体的な約束をしようとはしなかった。もし、日本政府が2012年までの資金供与と同レベルの供与を約束すれば、交渉を大きく前に動かすことになったはずである。

2012年9月14日、野田政権は「革新的エネルギー・環境戦略」を決定し、「原発ゼロ」を目指すとしたが、温室効果ガスの削減は2020年では5～9%としている。

そもそも、カナダの離脱やロシア、ニュージーランドの事実上の議定書からの離脱の事態を引き起こしたのは、京都議定書の議長国であった日本政府である。カンクンで開催されたCOP16の初日に、「いかなる条件、状況下でも京都議定書の第2約束期間は拒否する」と発言し、実際に京都議定書から事実上離脱したことが、

カナダやロシアなどの国々に、京都議定書からの離脱や事実上の離脱をやり易くしたことは間違いない。

今年1月23日には、安倍首相が議長となっている産業競争力会議第1回会合が開催され、ここでの議論を踏まえ、安倍首相が「環境大臣と関係大臣が協力して、今年11月の地球温暖化対策の会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直す」ことを首相指示として発表した。東日本大震災の地震と津波に対し、世界の百数十カ国から受けた国際支援に対する答えが、25%目標の取下げであってはならない。

加速する温暖化

2012年9月には北極の海水面積が過去最小を記録し、2012年9月の平均気温は世界も日本も観測史上最高を記録した。二酸化炭素濃度も390ppmを超え、日本の観測所では400ppmを超える観測値も出ている。COP18の会期中にも、フィリピンを大型台風が襲い大きな被害をもたらした。

世界銀行の報告書は、現状のまま温室効果ガスの排出が続けば、地表の平均温度上昇が4℃になるとし、広い地域で人間が住めなくなり、人間の安全と経済貿易システムに深刻な影響をもたらされると警告している。

地球温暖化は急速に進んでいる。地球温暖化問題は人類の生存がかかった問題であり、京都議定書を事実上離脱した上、国際公約となっている2020年25%削減目標も放棄することは、将来世代に対する背信的な行為と言わねばならない。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに、福島第1原発の被害救済と脱原発など新たな課題への取り組みの強化を——

1 司法の後退を許さない闘いの重要性

昨年は、大阪・泉南アスベスト国賠2陣訴訟（大阪高裁、2012年3月28日判決）、尼崎クボタ訴訟（神戸地裁、2012年8月7日判決）、建設アスベスト東京訴訟（東京地裁、2012年12月5日判決）においては、不十分ながらも一定の積極的な判決が勝ち取られたが、建設アスベスト神奈川訴訟（横浜地裁、2012年5月25日判決）においては、いのちや健康を軽視し、被害者救済に背を向ける不当判決が言い渡された。依然として司法の逆流ともいうべき状況のなかで厳しいせめぎ合いが続いている。今秋にも、大阪・泉南アスベスト国賠2陣訴訟の高裁判決が予定されており、司法の後退を許さない闘いの一層の強化が求められている。また、泉南アスベスト訴訟（1陣）やイレッサ訴訟（東日本訴訟、西日本訴訟）が最高裁に係属しており、最高裁に向けた取り組みの強化も必要である。

また、被害者の早期救済は待ったなしであり、判決を契機にした国や加害企業に解決の決断を求める闘いも重要である。そのためには、司法の場で早期の和解や勝利判決を目指すことは勿論のこと、国会議員やマスコミへの働きかけを一層進めるとともに各省庁や加害企業への行動を強めていかなければならない。公害被害者総行動実行委員会や公害弁連を通じて、各訴訟団、弁護団、支援者の連携、協力をさらに発展させる必要がある。

よみがえれ！有明訴訟は、福岡高裁において一審判決を支持する潮受堤防の開門判決を得たうえ、国の上告を断念させることができたが、いよいよ開門の期限が迫ってきている。農水省に潮受堤防の早期開門を迫るなど、早期開門に向けた闘いを一層強める必要がある。

2 福島第1原発の被害救済と脱原発に向けての取り組み

2011年3月11日の東日本大震災による福島第1原発の過酷事故は、今なお依然として周辺住民の健康被害の危険性が続き、長期避難による家庭崩壊や仕事、ふるさとを奪われるなど、その被害は、従来の公害被害とは比べものにならないほど広範かつ深刻であり、長期に亘る被害発生が予想されている。今回の事故は、直接的には地震や大津波によるものであるが、東京電力や国の「安全神話」に基づく重大な人災であることもまた明確な事実である。こうしたなかで、一昨年度、被害救済の先頭に立って奮闘している福島原発被害弁護団と福島原発事故被害弁護団が公害弁連に加入し、今年3月11日、国と東電の責任を明確にし、被害者の全面救済と奪われたふるさとを取り戻すための集団訴訟が、福島、いわき、千葉、東京で提起された。また、脱原発を求めて、全国各地で住民運動や訴訟提起が取り組まれている。公害弁連は、40年に亘る公害被害の救済と公害根絶の闘いによって積み重ねてきた経験や成果、法理論の構築等を、福島原発事故被害救済と脱原発への取り組みに生かすことが求められている。

3 大型公共事業、基地騒音等の差止を目指す取り組みの強化を

民主党は「コンクリートから人へ」を掲げて政権の座に着いたが、政権末期には公約を反故にして多くの大型公共事業計画を復活させた。そして、昨年12月、再び自公政権が復活したが、自公政権は、はじめから大型公共事業の推進を公言するなど極めて危険な政治状況となっている。

こうしたなかで、司法においては、圏央道東京高裁判決では、国の裁量権を大幅に認めて工事の差止を求める原告らの請求を棄却したが、その一方で、理由中

で国に対して厳しい批判を行うなど従来にない踏み込んだ判断を行った。大規模道路の建設差止訴訟は、依然難しい状況が続いているが、自動車保有台数は頭打ちとなり、特定財源をなくした今こそ、全国各地の道路反対運動が一層強い連携をもって粘り強く運動を展開し、世論に分かり易く訴えていくことが重要である。

一方、嘉手納・普天間・岩国・厚木・小松の米軍や自衛隊の基地周辺住民によってたたかわれている基地騒音公害訴訟では、2サイクル目の訴訟が終了したのち提訴の準備を行ってきた第2次新横田基地公害訴訟が原告数約1000名で3月26日に提訴される。これによって全国の原告数は、3600名を超える規模となった。これらの訴訟は、現在すべてが第一審に係属しているが、これまで認容されてきた過去の損害賠償請求を維持することは勿論のこと、飛行等の差止請求と将来の損害賠償請求を認めさせて訴訟の繰返しを終わらせるために、一層の取り組みが必要となる。また、訴訟上は差止請求が認められていないものの、これまで日米合同委員会合意等による飛行等の規制が決められているが、この規制を確実に実施させるとともに、騒音の拡大を防止し、事故の危険を縮小させる運動を強化していく必要がある。特に普天間基地に配備されたオスプレイは、航空法上の一般のヘリコプターには備えなければいけないオートローテーションの機能がないなど事故の危険性が高い航空機である。3月6日からは本土での飛行訓練も開始され、さらに嘉手納基地への配備や自衛隊機への導入まで画策され、住民の安全を無視した政策が強行されている。全国の基地騒音訴訟団・弁護団が一層団結して訴訟への取り組みや運動を強化するとともに、他の基地被害をたたかう団体とも協力して、基地周辺に安全でかつ静かな環境を取り戻す運動を展開していかなければならない。

4 裁判の成果を踏まえた被害者救済や公害地域再生の取り組みに前進を

イタイイタイ病は、一審判決から40年を経過し、汚染土壌復元工事が終了した。また、カドミウム腎症を公害病に指定させる闘いにも取り組んでいる。また、大気汚染公害では、川崎・東京の被害者救済制度を他の自治体にも広げる取り組みを行うとともに、国に対して新たな被害者救済制度を求めるため、「50万署名」を達成させるとともに、国会や環境省への運動を強め

ていく必要がある。道路公害対策としては、早期にPM2.5の測定を実施させるほか、先行する尼崎とともに、川崎でのロードプライシングや名古屋南部での車線削減の実現を図っていく必要がある。一方、和解が成立したノーモア・ミナマタ訴訟では、チッソの分社化による責任逃れを許さず、未だ救済されていない多くの被害者の救済に向けて全力を上げ、とりわけ、特措法による救済が昨年7月に終了されたため、今後訴訟等の取り組みが求められている。さらに、カネミ油症新認定訴訟は、以前の裁判で救済されなかった被害者につき、新たな裁判での取り組みがあり、すべての被害者の救済を目指す取り組みとして注目される。

5 公害弁連のたたかいの経験を踏まえて新たな取り組みを

公害弁連は、昨年満40年を迎え、四大公害訴訟に始まって多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者、弁護団、支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶さらには環境の再生を目指して活動してきた。現在は、四大公害以来のイタイイタイ病、水俣、大気汚染の取り組みが続いている一方で、大型公共事業の差止や基地騒音訴訟、アスベスト被害訴訟などが中心的な役割を果たし、新たに福島原発事故に関する弁護団も加入してきている。

公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会は勿論のこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成している日本環境会議や日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その他労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等とも協力して、公害環境訴訟での勝利解決を目指していく必要がある。さらに、公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していくことが求められている。

6 地球環境問題、アジア諸国との交流の 取り組み強化

地球温暖化問題では、昨年(2012)年の11～12月にカタールのドーハで気候変動枠組条約第18回締結国会議(COP18)等が開催され、前回のダーバン会議で決められた京都議定書の第2約束期間が2013年1月1日から8年の期間で開始することになり、産業革命前のレベルから平均気温の上昇を2℃未満に抑えるための削減目標は、1990年比で少なくとも18%とされている。しかしCOP18が多くの課題を残して終了したが、特にわが国政府は、京都議定書の議長国であったにもかかわらず、ロシア・ニュージーランドとともに第2約束期間の数値目標を拒否し、事実上議定書からの離脱を表明した。さらに、わが国は、鳩山元首相が国際的に公約した2020年25%削減目標に全く言及せず、COP18の会期中に二度も不名誉な「化石賞」を受賞してしまった。その後、今年1月には安倍首相が「25%の削減目標をゼロベースで見直す」ことを表明し、地球温暖化対策に後向きの姿勢をあらわにしている。わが国では、昨年(2012)年から再生可能エネルギーの固定買取制度が始まったところであり、政府による25%削減目標の放棄を許さず、脱原発のもとに再生可能エネルギーの拡大を中心とした地球温暖化対策を進める運動を強力に進めていくことが必要である。

また、TPP問題については、安倍首相は、訪米後交渉参加を表明したが、わが国の農業を破壊し、環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していくことが求められている。

アジア諸国との交流としては、10年来、韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきたが、本年も要請があれば、韓国司法修習生の研修実施の方向で検討したい。また、韓国、中国などとの弁護士らとの交流を一層活性化させ、合同のシンポジウムの開催等も検討したい。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原発)

〔1〕二つの集団訴訟の提起と今後の課題

福島原発被害弁護団 事務局次長
弁護士 中 川 素 充

1 はじめに

あの原発事故から2年が経過した。しかし、避難を余儀なくされている被害者らは、故郷に戻ることができない。避難指示が解除されても、放射能汚染は続いており、地域社会、コミュニティも崩壊し、戻って元の暮らしを享受することはできなくなった。強制的に避難させられた地域以外でも、原発事故直後、多くの人は避難生活をした、家の中に閉じこもったりするなど、過酷な体験をした。しかも、現在も、実際には公式発表の線量よりも高い地域はあるし、全体的には低線量被ばくに晒され続けている。

当弁護団は、

福島原発被害弁護団（共同代表：広田次男、小野寺利孝）は、

「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能被害」

を統一のスローガンとして、福島原発事故の全ての被害者への真摯な「謝罪」と被害回復にふさわしい「完全賠償」の実現、除染をはじめとする「原状回復」と「被害根絶」を目的に結成した。現在、主に福島県や首都圏、全国各地の弁護士約70人で構成されている。

そして、現在、二つの大きな集団訴訟と自死事件をはじめ個別の重要な課題を担っている。

2 避難者訴訟の提訴

原発事故により、強制的に避難させられた住民（18世帯40名）による集団訴訟を2012年12月3日に提起

した。全国初の東電を被告とした集団訴訟である。

最近では、包括賠償や財物賠償が始まるなか、他方で、時効問題を持ち出して、被害者を不当な東電基準の賠償に押さえ込もうとしている。一部地域において、政府等による避難の解除の動きも出てきている。しかし、依然として現地の放射線量は高い上に、強制的に避難させられ、地域社会、コミュニティそのものが破壊されているなかで、帰還など到底できる状況にない。これは、当事者の意見を無視し、被害の声を封じ込め、賠償の対象・範囲を軽減させようとしているものに他ならない。

現在は、訴訟救助や閲覧制限に関して、裁判所とやりとりを続けているところであるが、春先までにこれらの目処を立てて、訴訟進行をすすめていき、裁判所のみならず世間に現実の被害実態、過酷な避難生活などを広く伝えていく必要があると考えている。

提訴後も新たに被害者が地域ごとなどで弁護団に連絡をしてきており、説明会・被害聴取を行っている。今後、2次訴訟、3次訴訟と追加提訴を提起する予定である。

3 元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟

そして、原発事故からちょうど2年経った2013年3月11日、いわき市民822名（336世帯）が、国と東京電力を被告として、元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟（いわき市民訴訟）を提起した。同日には、福島地裁、千葉地裁、東京地裁でも集団訴訟が提起さ

れているが、いわき支部の提訴が最大規模となる。

原発事故被害に対する賠償問題は、強制的に避難させられた地域にとどまるものではない。しかし、避難区域外の今日まで続いている精神的苦痛に対する賠償について、加害企業である東電は、一方的に金額を入れた請求書を送りつけて、あたかもこれ以上応じない姿勢を示した。そして、国もこうした姿勢を放置した。本来加害責任を負うべき国・東京電力のこのような態度は、被害者としての権利を抑圧・侵害するものであり、人としての尊厳をも深く傷つけるものであった。

こうしたなか被害者らは、「原発事故の完全賠償をさせる会」を結成し、「子どもたちが安心して生活できる福島に」「あやまれ、つぐなえ、なくせ原発・放射能汚染」というスローガンのもとに、

- ① 国と東電に、原発事故は人災（公害）と認めさせる。
- ② 国と東電に、全ての被害者に対して完全な賠償をさせる。
- ③ 福島第一原発、福島第二原発をすべて廃炉にさせる。

という要求を掲げ、学習活動をし、具体的な政策要求をまとめていき、公害総行動等の活動にも参加してきた。

そして、本件事故の被害に苦しむ全ての福島県民の要求を実現するには、国と東京電力株式会社を被告として提訴し、加害責任明確にさせる必要があると判断した。

そこで、いわき市民らは、2013年1月27日、「元の生活をかえせ・原発事故被害いわき訴訟」原告団結成を結成し、3月11日提訴に至ったのである。

原告・弁護団は、国・東京電力の加害責任を明かにし、個別の金銭賠償のみならず「福島原発公害被害者補償法」をはじめ真の「原発公害支援・救済法」の制定をさせて、すべての福島県民が安心して暮らしていける地域を取り戻せるようにしていきたいと考えている。

4 その他の闘い

ほかに弁護団では、集団訴訟にはなじみにくいが、避難後の自死事件についての訴訟や事業者の問題などに様々な被害問題に取り組んでいる。

特に、自死事件に関しては、2件の訴訟を提起してい

るが、いずれも本人にとっても無念であるし、残された家族にとっても悲劇である。東京電力は、専門家の意見書が出ないと詳細な認否反論はしないなどと述べ引き延ばしを図ろうとしたり、また、因果関係・素因減額の主張をしたりするなど極めて不当・不誠実な対応をしている。今後も弁護団の叡智を結集し、早期の被害救済を実現させるとともに、こういう悲劇が起こらないような対策を求めている。

5 さいごに

いずれの訴訟も、今後、責任論、損害論において、国や東京電力との熾烈な闘いが、見込まれる。今後、全国的にも訴訟提起の動きが見られるところであるが、どの裁判も決して負けてはならない闘いであることは当然である。そのためには、弁護士が弁護団の枠を超えて広く協力していくとともに、多くの専門家・研究者等との連携・研究が不可欠となる。

毎回繰り返しになるが、私たちは、公害弁護の一員として、ともに公害のない社会の実現のために闘うことを決意である。そして、ひとりでも多くの弁護士が弁護団に参加し、被害救済・原状回復の闘いに参加されることをお願いしたい。

〔2〕「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 馬奈木 巖太郎

1 2012年の弁護団の取り組み

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

《個別事件の取り組み》

弁護団では、県内・県外避難者、農家、建設や製造、スキー場、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壌被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であった。

損害の請求については、直接請求を基本としてきた。ただし、事業者の営業損害について、従前であれば比較的スムーズに支払いがなされていたものであっても、近時は東電の態度が硬化してきており、ADR（原子力損害紛争解決センター）に申し立てを行う案件が増加している。

個別事件については、半数以上の事案について一定の支払いがなされている状況ではあるが、その水準はなお低いものであり、中間指針の枠組みを乗り越え、抜本的に改めさせることが喫緊の課題である。

《相談活動・請求支援》

現在、弁護団が支援している被害者の会は、福島現地で3つ（県北、南相馬、相馬・新地）となっている。加えて米沢、広島、沖縄といった避難者の会についても、弁護団は支援を継続的に行っている。

各地の被害者の会では、会として損害賠償や原状回復を求める取り組みを進めるとともに、相談会や学習会などを定期的に開催している。福島現地の弁護団員を中心に、弁護団は相談会などに毎回参加し、個別の相談などに積極的に対応してきた。

また、民商会員の営業損害に関する請求については、弁護団結成以来支援を続けているが、現在、弁護団による支援は福島にとどまらず、宮城、茨城、埼玉、神奈川へと広がっている。全商連や県連、会員の方々とともに、経産省・文科省交渉や東電交渉に参加し、東電の姿勢を改めさせ、中間指針の枠組みを一步でも乗り越えるよう尽力しているところである。

さらに、2012年には、農民連からの営業損害に関する個別相談にも対応するなどしており、この間、いわゆる民主団体との協力関係も強まってきている。

《要求実現運動》

各地の被害者の会や民主団体は、賠償請求とあわせて、被害回復のための様々な要求活動を行っている。たとえば、賠償に関するものであれば、慰謝料期間の延長や支払対象地域の拡大、支払われた賠償金に対する課税の阻止などが、生活再建や環境回復に関するものであれば、汚染状況の公表や除染、除雪の実施などが、健康被害に関するものであれば、医療の無償化や子どもたちの一時避難などが、その内容となっている。

弁護団では、被害者の会や民主団体とともに、国や東電に対する交渉や要請に参加し、被害者の訴えや想いに応える政策の具体化・制度化を求めてきた。国だけをとっても、経産省、文科省はもちろん、環境省、財務省、国税庁などにも要請を繰り返してきた。

こうした要請の結果、福島県外での個人向けのものとしては初めて、沖縄県において東電による全体説明会と複数回の個別相談会を開催させたほか、東電による各地の被害者の会に対する継続的な説明会（実質的には要請行動）も実施させている。

具体的な要求を実現させることは容易ではないが、国や東電の態度硬化を阻止し、指針を最大限に充実・

拡張させるためにも、また被害者の想いを直接伝え、連帯を強めるためにも、要求実現は極めて重要な取り組みである。

《集団訴訟の準備》

弁護団は、今回の事故を「公害」と位置づけ、国と東電の責任を追及してきた。そして、被害者の根本的な要求である原状回復と完全賠償を実現させ、全体救済のための制度化を求めてきた。

このような取り組みを実現させるためにも、運動の一環としての集団訴訟の提起が重要であるとの認識から、弁護団では国と東電を被告とした集団訴訟の提起を早い段階から提案し、各地の被害者の会や民主団体と意見交換を行ってきた。あわせて、弁護団内や弁護団を越えて、責任論や被害論を中心に理論的な検討を重ねてきた。

現在、集団訴訟の提起に向けて、原告団準備会が結成され、各地で説明会を開催するなど原告団の組織化が続けられている。

2 集団訴訟の提起

2013年には、国と東電を被告とした集団訴訟が提起される。

集団訴訟は、原状回復などを求めるものと、帰還困難者を原告とした損害賠償請求などを求めるものの2つとなる。前者が基本の訴訟であるが、後者も賠償水準を引き上げ、指針の範囲を拡大させるという実践的な目的を有している。長い取り組みとなるが、「訴訟は2つ、たたかいは1つ」を合言葉に、原告団・弁護団ともに全力を尽くす決意である。

公害弁連には、公害訴訟をはじめ、多くの経験と知見が共有されている。こうした公害弁連の歴史を承継すべく、弁護団としても引き続き最大限努力する覚悟である。この歴史的なたたかいを勝利するためにも、多くの方の弁護団への参加を訴えとともに、引き続きご支援を心からお願い申し上げる。

〔3〕大飯原発差し止め訴訟を提起しました

京都脱原発弁護団 事務局長
弁護士 渡 辺 輝 人

1 提訴までの経過

京都では2012年11月29日に、京都府を中心に17都府県1107名の原告で、関西電力に対して大飯原発1～4号機の差し止め、国と関西電力に対して運転差し止めまで毎月1万円の慰謝料の支払いを求める訴訟を提起した。本原稿を執筆している時点（3月5日）では、まだ第一回の弁論期日は指定されていないが、すでに期日の打診が来ており、6月上旬となる見込みである。

2012年になってから、筆者を含む一部の弁護士で大飯原発の差し止め訴訟を提起するための内々の議論を始めた。そして、6月8日に広い弁護士に呼びかけた最

初の準備会合を開催し、現在までに京都、大阪、奈良の弁護士会に所属する50名程度の弁護団が結成されている。裁判官のご経験があり、元京都弁護士会会長の出口治男先生に弁護団長にご就任頂き、筆者が事務局長を務めることになった。会合では訴訟の意義、訴状の内容や、原告募集の方法、提訴に当たっての参加費用（結論的には一人5000円となった）など様々な事項を討議した。このような会合は提訴までの間に9回、それとは別に訴状案を検討する「事務局会議」が5回程度開催されており、筆者自身は2012年の夏といえば原発訴訟の訴状作成や資料作成にまつわる記憶が一番濃い。

弁護団で訴訟の意義についても討議し、①脱原発を求める広範な市民の声を形にし裁判所につける、②訴訟自体が脱原発運動のペースメーカーとなる、③訴訟を通じて弁護団、原告団も原発の危険性に関する学習を大いに進めることで、訴訟でも、社会運動でも原発の運転差し止めを勝ち取ることにある、などと語られた。

一方、玄海原発差し止め訴訟の原告募集について資料を頂き、板井優先生にもお話を伺った上で、弁護団で討議し、京都訴訟の原告募集要項も確定していった。想定された原告募集ルートは①諸団体や個人への働きかけ、②弁護団に参加する弁護士の個人的つながりの活用、③新聞記事やインターネットを通じた応募であった。①②は弁護団自らがフル活動するより他なく、新人から大ベテランまで大車輪で原告を集めまくった。また、地域で脱原発の活動をしているグループや個人が自主的に原告募集をしてくれるなど、草の根からの力強い動きもあった。原告募集期間は実質的には9月中旬から11月下旬までであったが、この間に1107名の原告を集めきった。

2 訴状で訴えたこと

(1) ブログに掲載してあります

本訴訟の訴状の全文は京都脱原発弁護団のブログ（ヤフーやグーグルで「京都脱原発弁護団」と検索すればすぐ出てきます）に掲載してある。詳しくはそちらをご参照下さい。

(2) 原発の根本的危険性

訴状で最初に訴えたことは「原発の根本的危険性」である。訴状では「原発が有する根本的な危険性は、人類を含む生命に対して極めて有害かつ防護困難な放射線を極めて長期間にわたって発し続ける放射性物質自体が核燃料となり、原発の運転中はもちろん、運転停止後も膨大な量の熱エネルギーを発する点にある。」とした。いくつかの文献を参考にした位置づけだが、これを考えるだけでも、相当なエネルギーが必要だった。

(3) 福島第一原発事故の原因と損害拡大の現状

訴状では福島第一原発の事故の発生原因とその結果現在も拡大している損害についても記載した。こ

れが3・11後の原発訴訟の原点だからである。

事故原因については、大ざっぱに言えば地震による電源喪失と地震動による配管等の直接的な破壊としている。弁護団自身が畑違いのことを調べるのに苦心した上、それを裁判官や原告にも分かる形で記載するのは苦労の連続であった。この「裁判官や市民が理解できる訴訟進行」は弁護団の中でも常に討議されているテーマであり、今後も、弁護団自身も市民の皆さんと学びながら分かりやすい訴訟進行を心がけたい。

また、損害発生の状況については、被曝による被害が現在も拡大し、コミュニティや生活基盤を根こそぎ破壊している状況や、それが不可逆的で回復不可能なものであることを様々な面から述べた。事故によって発生した損害の全貌はまだ捉え切れていない部分もあり、福島で奮闘している方々とも共同しながら、今後も深めていくつもりである。

(4) 若狭湾の原発でも事故は起きうる

日本是世界中の地震のうち、マグニチュード6以上のものの2割が発生する地震大国である。そして、過去の大きな地震のいくつかは想定外の地震源から想定外の大きな地震動が発生して起きている。日本では、いつ、どこでも、原発を破壊する地震が起きてもおかしくはない。また、大飯原発の付近や直下には目に見える形で活断層も指摘されている。これらを基本に据えた上で、原発の構造上の脆弱性や、原発の安全設計審査指針類がもはや無効であることなども論じた。

(5) 事故が起きれば京都をはじめとする関西も回復出来ない深刻な被害を被ること

原子力規制委員会が公表した資料や、京都府が高浜原発を例にして公表したSPEEDIの予測結果などをもとにして、若狭湾の原発で一度事故が起これば、京都をはじめとする関西でも回復出来ない深刻な損害が発生することを述べた。

3 原告の組織と今後の展望

現在の一番の課題は原告団組織をどうやって軌道に乗せるかである。原発の差し止めは法廷内での鋭い追及と同時に、法定内外に結集される市民の大きな要求

があって初めて実現すると考えている。そのためには、弁護士が主導する弁護団活動だけでは足りず、自主的な原告団活動が不可欠である。

この点については、現在、原告団の準備会のような活動がすでに始まっており、6月1日に原告団総会を予定している。総会で意義を再確認し、決意を固めた上で口頭弁論期日に向かうつもりである。

なお、原告との日常的な連絡が常に問題になるという課題について、京都訴訟では原告の連絡先メールアドレスの取得について鋭意努力した。その結果、比較的高齢者層の原告が多い中で、過半数の原告にメールアドレスを登録して貰っている。今後、安価に日常的な連絡をとるツールとして期待される。

また、第一次提訴は、組織が間に合わなかったこともあり、京都市内の原告が中心になっている。今後、特に京都府北部に力を入れ、第一次提訴を上回る原告を組織した第二次提訴をすべく、すでに原告募集を始めている。第一次提訴は総選挙の直前となり、マスメディアの扱いが小さかったこともあるので、夏の参院選後に政治家が「たるんだ」時期にガツンと問題提起したいと考えている。

訴訟の運営や原告団の組織など、今後も悩みが尽きないと予想される。各地の脱原発のための弁護団と経験交流し、共同しながら、大飯原発はもちろん、全ての原発を廃炉に追い込むべく、全力を尽くしたい。

〔4〕 原発なくそう！九州玄海訴訟 報告

弁護士 東 島 浩 幸

1 圧倒的多数で脱原発を！ —「1万人原告」への道程—

私たちは、福島第1原発事故による甚大な被害を前にして、原発と共存はできないと考え、国と九州電力を被告として玄海原発の全ての操業の差止等を求めて「原発なくそう！九州玄海訴訟」を提起した。基本コンセプトは、

- ① 福島第1原発事故の「被害」から出発し、それを徹底的に明らかにする
- ② 国の原子力政策を正面から問う訴訟とする
- ③ 圧倒的多数で脱原発を実現するものとし、「1万人原告」とする
- ④ 訴訟を通じて、国や電力会社から様々な情報を開示させる
- ⑤ 訴訟と運動が連携して相互に強化しあっていくというものである。

2012年1月31日の第1次提訴（原告数1704名）以来、同年12月20日の第5次提訴まで合計して、原告数は

5493名、47都道府県の全てに原告がいる状態まで成長した。とにかく、弁護団員や原告団の中心的な人々があらゆる集会で時間をもらって原発の話をさせてもらい（合計150回を超える）、「脱原発」の1点での一致で個人として結集することで原告に参加してもらっている。私たちは、本年4月12日の第6次提訴以降も提訴を続け、「1万人原告」を突破する取組みをしている。

2 原発の「被害」をトータルに捉えよう

—原発は、過酷事故を起こさなくても多大な被害がある—

出発点である福島第1原発事故の被害やその拡大、背景、事故原因などを考察していった結果、私たちは、同事故は「史上最悪の産業公害事件である」と結論付けた。そして、その加害構造として、①国策民営、②本質的な公害企業性、③徹底的な利潤追求、④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配という5つの特徴がある。これらの加害構造はいままでの水俣病事件等の典型的な公害事件と多くの面で共通の構造を持っている。

これらの加害構造が原発操業時から存在したことに着目していくと、原発は過酷事故を起こさなくとも多大な被害をもたらす。

第1に、お金で危険なものを過疎地に押し付け、誤った「安全神話」の刷り込みで民主主義を歪めている。第2に地域社会を分断している。第3に、通常運転による放射能の排出によって環境を破壊している。第4に処理方法の決まらない使用済み燃料を作り増大させている。第5に原発労働者の生命・健康を侵害している。

過酷事故による被害だけでなく、それ以前の被害もトータルに「原発の被害」と捉えて、それに対応して人格権侵害を考えるべきである。

3 安全な原発はあるのか？

公害事件では、国や企業は「国の基準を守っているから安全です」と主張してきた（原発訴訟でも同じ）。しかし、水俣病のチッソの工場廃液は当時の国の基準に違反していたわけではないし、福島第1原発の設置と運転は国の安全審査指針類を満たしていた。つまり、「国の安全基準を守っているから安全」とはならないことは明らかである。

私たちは、福島第1原発事故の原因を自然科学的のみならず、社会科学的にも明らかにすべきと考えている。また、過酷原発事故が起こるのは地震や津波のためだけでなく、老朽化、飛行機事故、テロ、人為運転ミスなど様々な原因がある。原発では、過酷事故を1回でも起こしたら取り返しはつかず、いかなる原因でも絶対に許されない。

この点が交通事故や飛行機事故と決定的に違う点であり、私たちは上記の見地から安全な原発はないと考えている。

4 毎回の口頭弁論日の「模擬法廷」の試み

口頭弁論では、第1回（6月15日）に約450人、第2回（9月21日）・第3回（12月7日）はともに約250人の原告側が参集している。

私たちは、佐賀地裁に対して、「原告が数百人来るので、市民会館等の場所を借りて口頭弁論を開いてほしい」旨の意見書を提出したが、裁判所からは拒否された。私たちは次善の方策として、“参集する原告が裁判の法廷をできるだけ本物に近い形で体験し、内容を理解で

きるもの”として、各口頭弁論期日とほぼ同時進行で、近くのホールを借りて「模擬法廷」を開いている。ここではすべての役を弁護団員が演じている。被告側の主張の要約をわかりやすく説明するなどして好評である。

5 市民の力で被害を明らかにしよう —訴訟と運動の連携—

第1に、原告団の有志が中心となって、「風船プロジェクト」をおこなっている。それは玄海原発の近くから風船を飛ばし、過酷事故が起こったらどの方向にどの程度の距離・速度で放射性物質が拡散するかを予測する取組みである。2012年12月8日の第1回プロジェクトでは、福岡市、佐賀市、大分県別府市、愛媛県、高知県、徳島県、奈良県から落下情報が寄せられ、徳島県（約400km）まで7時間で飛んだことも判明した。事故が起きた場合の被害は広範囲に及ぶこと、同じ季節でも1日1日風向が異なることから実効的な避難は極めて困難であることも判明した。

第2に、九州電力の料金値上げ問題への取組みなどがある。

6 現在、玄海訴訟は、原告側の主張を整理して展開していく端緒についてところである。

〔5〕 福井原発滋賀訴訟 報告

滋賀弁護士会

弁護士 井 戸 謙 一

1 原発銀座といわれる若狭湾沿岸には、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」）の敦賀原発1、2号機、関西電力株式会社（以下「関西電力」）の美浜原発1～3号機、大飯原発1～4号機、高浜原発1～4号機、日本原子力研究開発機構（以下「原研」）のもんじゅ、以上の14基の原発が林立している。これらの原発から福井市中心部まで40～80km、京都市中心部まで60～80km、大阪市中心部まで90～120kmしか離れておらず、近畿地方1300万人の水がめである琵琶湖は、その大部分が60kmの範囲内に入る。福島第一原発事故による被害の広範さと深刻さが明らかになるなかで、近畿、北陸の人たちの危機感はいやがおうにも高まることとなった。そして、政治が脱原発への方針転換を明確にしないどころか、いわゆる原子力村の巻き返しが顕著になるに及んで、市民たちが、自分や子供たちの生命、健康、生活、環境を守るために、人権の最後の砦である裁判所にその救済を求めることとなったのは自然の流れであった。

2 現在、若狭湾沿岸の原発について係属している訴訟は、①主として滋賀県の住民が関西電力を相手として提起した定期検査中の原発の再稼働禁止（その後、大飯3、4号機が再稼働したため、両機については、申立ての趣旨を「運転禁止」に変更した）を求める仮処分事件（大津地裁）、②主として滋賀県の住民が日本原電を相手として提起した定期検査中の原発の再稼働禁止を求める仮処分事件（大津地裁）、③主として滋賀県の住民が国を相手として提起した大飯3号機、4号機について定期検査終了証交付処分の取消を求める行政訴訟（大阪地裁で却下判決、大阪高裁に係属中）、④主として京阪神の住民が関西電力を相手として提起した大飯3号機、4号機についての運転差止めを求める仮処分事件（大阪地裁）、⑤主として京阪神の住民が国を相手として提起した大飯3、4号

機について関西電力に対して運転を停止させることを求める行政訴訟（大阪地裁）、⑥主として京都府民が関西電力を相手として提起した大飯原発1～4号機の運転禁止等を求める民事訴訟、⑦主として福井市民が関西電力を相手として提起した大飯原発3、4号機の運転禁止を求める民事訴訟、以上の7つに及ぶ。いずれも、3・11後に提訴されたものである。原発が過酷事故を起こした場合、その被害は広範囲に及ぶ。被害を受ける可能性がある住民は、自分の住居地の裁判所に対し、原発の運転を差し止める裁判を起こすことができる。大飯原発に限れば、その運転差止め等を求める訴訟が、大阪、京都、大津、福井の各裁判所に係属していて、いわば、原発を訴訟で包囲している状態にある。

3 上記のうち、滋賀県の住民及び弁護士が主体になっているのが、①～③であるが、これを「福井原発滋賀訴訟」と呼び、その現状を説明する。

(1) ①②事件

若狭湾は海岸線が複雑に入り組んだりアス式海岸であるが、各原発は、いずれもそれぞれの岬の先端付近又は先端に向かう途中のわずかな平地に建設されている。アクセス道路が1本しかなく、大地震等で過酷事故が起こった場合、アクセス道路の1か所でもがけ崩れが発生すれば、避難も救援も極めて困難になる。①②の裁判では、申立人側は、若狭湾沿岸地域で直下型地震が起こる可能性が大きいこと、いずれの活断層の規模も大きく、激しい揺れが予想されること、複数の活断層が連動する可能性があること、敷地内破碎帯が活断層であること、「震源を特定しないで策定する地震動」の想定が過小であること、原発敷地の地震動を予想する手法である「耐専スペクトル」「断層モデル」の手法に不合理な点があること、若狭湾には大津波が押し寄せる可能性があ

ること、若狭湾沿岸の原発には老朽原発が多く、中性子照射脆化等のため、過酷事故発生の恐れがあること、地形的に深層崩壊や地滑りが発生する恐れがあること、大飯1、2号機が採用している「アイスコンデンサー式原子炉」が独自の危険性を有すること、加圧水型原子炉では、格納容器サンプが目詰まりを起こし、過酷事故に発展する恐れがあること等を主張している。また、そもそも、現行の安全設計指針類に重大な誤りがあったことが明らかになったから、平成4年の伊方原発最高裁判決が示した基準に従えば、各原発についてなされた原子炉設置許可処分は無効であるところ、申立人らは、有効な許可がなされていない原発によって、些かなりとも人格権の侵害の危険を甘受するいわれはないことを主張している。

①②の両事件とも議論は煮詰まっており、とりわけ、②事件については、前回審尋期日（平成25年1月30日）において、双方から新たな主張、立証がなく、申立人側は裁判所に判断を求めた。しかるに、裁判所は、敦賀原発敷地、大飯原発敷地の活断層調査の推移をみたいと言って、次回審尋期日をいずれも平成25年4月17日に指定した。①②の両事件は、い

ずれも民事仮処分申立てであり、既に申立てから約1年半（①事件）又は約1年（②事件）が経過しているのに、なお、活断層調査の推移をみたいという裁判所の態度は、原子力規制委員会の判断を後追いしようとしているのではないかとの疑念を抱かせる。申立人弁護士団は、平成25年1月31日、大津地裁に対し、②事件について、次回審尋期日指定を取り消して、速やかに決定をすることを求める「審理促進に関する申入書」を提出した。

(2) ③事件

この事件につき、大阪地裁は、「定期検査終了証交付」が取消の対象である「行政処分」に当たらないとして、却下判決をした。私たちは、これを不服として、大阪高裁に控訴した。

- 4 上記④事件については、審尋期日が終了したとのことなので、今春には、裁判所の判断が示されそうである。福島第一原発事故後、原発の運転の可否をめぐる訴訟としては最初の決定になる。裁判所の判断内容が注目される。

〔6〕九州川内原発訴訟報告

原発なくそう！九州川内訴訟 弁護士団長
弁護士 森 雅 美

- 1 川内原発は、鹿児島県の北西部に位置する鹿児島県第4の都市、薩摩川内市（4万5800世帯、人口10万人）の中心部から西に10キロ、川内川河口の位置にあります。

1984年に1号機が、1985年に2号機が稼働を開始し、出力は、それぞれ89万キロワットです。原子炉の形式は加圧水型軽水炉です。

さらに世界最大級159万キロワットの3号機増設が計画され、2010年には薩摩川内市長及び鹿児島県

知事が受入れを表明しましたが、福島第一原発事故の影響で増設計画は凍結されています。

川内原発は、日本列島の最西端に位置しており、仮に福島第一原発事故と同様の大量の放射性物質が外部に排出されるような重大事故がおきた場合には、そこから放出された放射性物質は偏西風に乗って、日本列島全体を汚染していく可能性が極めて高いのです。

2 いうまでもありませんが、2011年3月11日、東北地方を襲った大地震により、福島第一原発において、最悪の事故が発生しました。被害は人体への健康被害に留まらず、経済を含めた社会全体に及んでおり従前への回復は不可能とさえいわれ、事故自体の終息さえ未だ目途がたたず、今なお、放射能は排出されています。

そもそも日本は、世界有数の地震国であり、かつ、現在、活動期に入っているといわれています。そのような国土に未だ人類が制御できない原子力による発電所を設置すること自体、危険極まりないことだったのです。これを基本認識として川内原発の再稼働あるいは原発を廃炉にしなければという思いを現実化するために「原発なくそう！九州川内訴訟」に取り組むことになりました。

3 この訴訟では原発に反対の多くの市民を結集し、世論の声を裁判所に訴えていくことを考えました。

そのため、多くの原告を募っています。2012年2月に原告参加を呼びかける行動を開始し、同年5月30日に国、九電を相手として第1次提訴を行いました。原告は鹿児島、熊本、宮崎を中心に1114名でした。

その後、同年10月3日に第2次提訴を566名の原告で行いました。川内訴訟と兄弟訴訟の位置づけにある玄海訴訟の原告をあわせると約8千人に近い原告が参加したことになります。現在、口頭弁論が2回実施されました。口頭弁論のたびにパワーポイントを使用し、原告の主張をわかりやすく提示しています。

4 訴状において次のようなことを主張しています。

一旦原発に事故が発生すれば福島での状況からみて被害回復は困難であり、原発事故は起こしてはならない。しかし、これまで多くの裁判所は、原発の位置が国の基準を満たしている以上、事故は起こらないという安全神話に寄りかかっていた。しかし、基準を一応満たしていたとしても事故は発生した。したがって、そもそも、これまでの基準は全く基準として妥当性を欠くことは当然だが、事故を起こさない、いわゆる絶対的安全性を担保できる基準がえられるのかという問題が生じる。

地震の巣の上にある日本に原発を設置することの危険性をはじめとして、テロ、ミサイル攻撃による危険性、機械の故障、人為的ミスによる危険性等を考えれば、そもそも爆発事故の危険性をなくする基準などあり得ない。発生したときの被害回復は不可能に近いことからすれば、国、九電が事故発生の可能性がないことを主張すべきというものです

以上に加えて、原発はいわゆる「トイレなきマンション」と指摘されているように、稼働によって発生する放射性廃棄物の処分方法は棚上げにされたまま目途がたっていない。

また、原発は通常運転時にさえ、労働者の危険な被ばくを当然の前提として稼働している。しかも下請構造のもとで、より下層の労働者にその危険が集積している。原発に頼らなくても再生可能なエネルギーへのシフトは可能であり、現に、去年の冬、夏とも原発によらなくても需要は賄えた。

加えて、コスト面でも事故が発生した時のコストを入れなくとも、経済性に劣るという指摘がなされており、事故発生時のコストを含めるともはや経済性など問題ともなり得ない。これらの点から原発は公共性、倫理性、経済性の面からも未来に残すべきものではないことは明らかであること等を指摘しています。

5 ドイツの倫理委員会の意見書にもあるように「原子力をよりリスクの少ないテクノロジーに、環境や経済や社会と適合する形で置き換える可能性」がすでに日本には存在しているのですから、進む道は「原発をなくす」という他ありません。

訴訟は原発を、日本から、ひいては世界からなくすための一つの手段です。しかし、極めて有効な手段の一つと考えています。

事故後、多くの原発事故調査報告がなされていますが、未だ十分な原因究明がなされたとは言えません。にもかかわらず、国も電力会社も稼働に向けてしゃにむに動いています。

私たちはもっと多くの市民がこの訴訟に参加し、原発という害悪を未来の子供たちに残さないようにしなければと考えています。

3月28日には第3次の訴訟提起を予定しています。全国から多くの方々参加を求めます。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪じん肺アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

(1) 再び、国の責任を認めた2陣地裁判決

2012年3月28日、大阪地裁第8民事部（小野憲一裁判長）は、泉南アスベスト被害について、1陣訴訟・大阪地裁判決（2010年5月19日）に続き、再び、国の規制権限不行使の違法を認める判決を言い渡した。本判決は、「経済的發展を理由に労働者の健康を蔑にすることは許されない」と明言している。地裁判決が、同じ管内の大阪高裁判決（2011年8月25日）をわずか7カ月後に否定した意味は大きく、本判決により、大阪高裁判決の不当性は一層明らかになったというべきである。

(2) わが国のアスベスト被害の原点

―泉南アスベスト被害

大阪・泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業（石綿原料と綿を混ぜ合わせて石綿糸や石綿布などの一次加工品を生産）が発展し、戦前は軍需産業を、戦後は自動車や造船など基幹産業を下支えした。最盛期には約200社の小規模零細の石綿工場が集中立地し、石綿紡織品の全国シェアは60～100%を占めていた。

国は、実に70年以上も前から自ら泉南地域の石綿工場の労働実態調査を実施し、労働者の12%以上が石綿肺に罹患している、20年以上働いた労働者はすべて石綿肺に罹患しているなど深刻な石綿被害の実態を詳細に把握していた。そればかりか、調査に参加した医師らから緊急対策の必要性が警告されていた。戦後も調査が繰り返し実施され、その都度深刻な被害発生が確認され、対策の必要性が警告されていた。

ところが、国は、石綿を安価に利用できたことから、発がん性などの石綿の危険性や深刻な被害実態などの情報を積極的に公表せず、局所排気装置の設置や粉じん濃度測定義務づけなどを怠り、これらを義務づけてからも、石綿の発がん性を前提にした規制や対策の強化を行わなかった。ここに国が泉南アスベスト被害に対して責任を問われる大本がある。

(3) 3つの判決と早期解決を求める闘いの経過

こうした歴史的経過をふまえて、2006年5月、泉南地域の石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などは、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起し、2009年9月には2陣訴訟を提起した（1陣訴訟・被害者26名、2陣訴訟・被害者33名）。

2010年5月19日の大阪地裁（1陣訴訟）は、わが国で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める画期的な判決を言い渡した。1陣地裁判決は、国に対して厳格な規制権限行使を求める筑豊じん肺最高裁判決以降の司法判断を踏襲し、国は、医学的知見や科学技術の発展に合わせて、できるだけ速やかに、適時、適切に規制権限を行使すべきであったとし、じん肺法が制定された昭和35年には、局所排気装置の設置を義務づけることが必要かつ可能であったにもかかわらず、それを義務づけなかった違法があり、それが義務づけられた昭和47年以降も、測定結果の報告義務づけ等を行わなかった違法があると判断した。

本件は民主党政権下では初めての集団国賠訴訟の判決であり、原告らが国に対して早期解決を求める大運動を展開した結果、一旦は主務大臣である長妻昭厚労大臣（当時）が控訴断念の意向を表明するなど、

早期解決に向けて大きく前進した。しかし、土壇場で、対応を一任された仙谷国家戦略担当大臣（当時）が不当にも控訴。これを受けて原告側も控訴したが、翌 2011 年 8 月 25 日、大阪高裁（1 陣訴訟）は、「産業発展のためには国民の生命健康が犠牲になってやむを得ない」として、国を免責した。生命健康を軽視し、労働実態を無視した自己責任の論理で貫かれた驚くべき不当判決であった。

2012 年 3 月 28 日、2 陣地裁は、かかる 1 陣高裁不当判決を克服し、筑豊じん肺最高裁判決、水俣病関西訴訟最高裁判決の流れに沿って、生命健康を至上とする憲法の価値観と労働現場の実態を踏まえた原告勝訴の判決を言い渡した。判決直前にも相次いで 2 名の原告が亡くなり、文字どおり「命あるうちの解決を」が切望される中、原告らは、首相官邸前、厚労省前での宣伝行動や超党派の国会議員の参加を得ての院内集会を開催し、国に対して、これ以上解決を先送りすることなく、政治の責任で 1 日も早い解決を図るよう強く申し入れた。短期間のうちに、与野党の国会議員 102 名から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、自民党、公明党を含む野党議員有志が連名で小宮山洋子厚労大臣（当時）に対し、控訴断念を含む早期解決の決断を求める要請を行うなど、原告被害者の声に耳を傾ける動きがあったにもかかわらず、国はこれを無視し、4 月 6 日、控訴期間まで 5 日も残して早々に控訴した。

現在、1 陣訴訟は全員が最高裁に上告中（最高裁第 1 小法廷係属）、2 陣訴訟は国・原告の双方が控訴して大阪高裁第 13 民事部に係属中。今秋にも 2 陣高裁判決が言い渡される見込みである。

（4）まずは 2 陣高裁勝訴

ー 1 陣最高裁逆転勝訴とともに早期解決を追求

再び国の責任を認めたとは言え、2 陣地裁判決は、局所排気装置が義務付けられた昭和 47 年以降の国の責任を否定し、国の責任を 3 分の 1 に限定する等の点で、1 陣地裁判決からは後退したと言わざるを得ない。2012 年 9 月から始まった 2 陣高裁では、これら諸点の克服をも目標としつつ、必ず 3 度目の勝訴判決を得るべく奮闘中である。

2006 年の 1 陣訴訟提訴から 7 年目を迎える本年 3 月現在、提訴後に亡くなった原告は 9 名に上る。呼

吸機能の低下、肺がんの併発など症状の重篤化が進み、裁判傍聴すらできない原告も多い。1 陣最高裁での逆転勝訴を目指しつつ、2 陣高裁の勝訴判決を勝ち得た際には、早期の政治解決をも追求する決意である。

2011 年 12 月から 2012 年 1 月にかけての判例タイムズに、国の責任を否定した泉南 1 陣高裁判決や被害イレッサ東京高裁判決が妥当な判決であると紹介する、国賠訴訟を担当する訟務検事らによる論考が掲載された。「規制権限の不行使の問題は、被害回復の側面で国の後見的役割を重視して被害者救済の視点に力点を置くと、事前規制型社会への回帰と大きな政府を求める方向につながりやすい。それが現時点における国民意識や財政事情から妥当なのか否かといった大きな問題が背景にあることにも留意する必要がある。」としており、被害者救済を重視して国の責任を認める司法の流れを押し戻そうという、国の本音が赤裸々に述べられている。国民のいのち・健康を第一にするのか、あるいは産業の発展を優先させるのか、正に今、泉南アスベスト国賠訴訟は、国のあり方が問われるせめぎ合いの最前線にある。

2 アスベスト被害救済訴訟の概況

2012 年は、3 月 28 日の泉南 2 陣地裁判決を皮切りに、5 月 25 日の首都圏建設アスベスト訴訟横浜地裁判決、8 月 7 日の尼崎クボタ訴訟神戸地裁判決、12 月 5 日の首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決と、国を被告とした訴訟の判決が相次いで言い渡された。

首都圏建設アスベスト訴訟横浜地裁判決は、国及び建材メーカーの責任をいずれも否定したが、東京地裁判決は防じんマスクの着用義務付けのみならず警告義務、安全教育義務を怠った国の責任を認めると共に、建材メーカーの警告義務違反が明かであることを指摘した。一人親方を保護範囲外とし、建材メーカーの共同不法行為責任を排斥する等、重大な問題点を抱えながらも、今や我が国最大の職業病となった建設現場でのアスベスト被害の救済へ向け、大きな一歩を踏み出したといえる。今後、東京高裁での 2 つの審理と並行して、北海道、静岡、京都、大阪、福岡の全国 7 地裁で進められている建設アスベスト訴訟の連帯を強め、より充実した判決を勝ち取っていきたい。裁判で国と建材メーカーの責任を明らかにしつつ、建設労働者を

中心とした補償基金制度を構築することが本訴訟の目的である。

尼崎クボタ訴訟神戸地裁判決は、クボタの法的責任（大気汚染防止法に基づく無過失責任）を初めて認めたこと、また、「公害」としてのアスベスト被害を認定した点で画期的と言える。大阪高裁の控訴審では、国の責任と共に、東アジア最悪のアスベスト被害を引き起こしたクボタの過失責任を明らかにすることが期待される。

現在、企業を相手方とするアスベスト被害関連の訴訟事件は全国で約 50 件に上り、企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いているほか、裁判外でも相当数の和解が成立している。予見可能性や損害額については一定の水準が形成されつつあり、三井倉庫事件などの最高裁判決が待たれるところである。

2012 年の特筆すべきは、石綿肺がんの労災不認定を取り消す判決が相次いだ点である。1 件（東京地裁）が確定し、2013 年 2 月には高裁レベルでも労災を認める判決が言い渡された（大阪高裁）。行政による認定基準の恣意的運用の見直しを迫るものであり、多くの被害者が救済される可能性がある。

3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

2012 年 9 月 14 日、アスベスト 3 大訴訟（泉南アスベスト国賠訴訟、建設アスベスト訴訟（京都・大阪）、尼崎クボタ訴訟）の訴訟関係者が一同に会し、すべてのアスベスト被害の司法救済をめざす「アスベスト訴訟の全面勝利をめざす関西大集会」を開催した。500 名を超える参加者が交流と連帯を広げ、全面勝利をめざす国民的世論と運動を広げていく決意を新たにした。

大集会で初上映した原一男監督のドキュメンタリー映画『命て なんぼなん？—泉南アスベスト禍を闘う—』は、大きな感動を呼んでおり、全国での上映会運動を展開し始めたところである。漫画家・竹宮恵子氏らの監修によるアスベスト問題の入門書『マンガで読むアスベスト問題「石の綿」』（かもがわ出版・1365 円／神戸大学人文学研究科倫理創成プロジェクトと京都精華大学機能マンガ研究プロジェクトの共同制作）も好評で、こうした作品が教育関係者らによって生み出されること自体に、アスベスト問題の広がりを実感する。

阪神淡路大震災（1995 年）から 18 年後の 2013 年 1 月現在、復旧作業に携わった作業員 4 人が中皮腫で労

災認定を受けており、今後も増えることが予想される。2012 年 10 月に中皮腫で亡くなった作家・藤本義一氏のアスベスト曝露も、震災時ではないかとの指摘もある。東日本大震災後、仙台や石巻で杜撰ながれき処理によるアスベスト飛散が次々と報道され、今こそ阪神淡路の教訓を活かすことが求められている。十分な対策が取られない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿救済法の不十分性にあり、新たな飛散防止対策のためにも、国の責任の明確化が不可欠である。

震災アスベストだけでなく、建物解体時のアスベスト飛散や、石綿肺がんの認定基準問題、医療機関の認識不足、再生砕石への石綿混入など、被害者救済以外にも問題は山積である。これから数年間は、泉南アスベスト国賠や建設アスベスト訴訟など、重要な判決が相次ぐ。これらの判決に、今後数十年にわたって続くアスベスト被害救済の命運がかかっていると言っても過言ではない。多くの方々の知恵と力を結集し、全ての訴訟に勝利し、国内のみならず国際的にも注目されるような被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕 尼崎アスベスト訴訟控訴審に向けた闘い

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 八 木 和 也

1 尼崎アスベスト訴訟は、クボタ旧神崎工場周辺に居住し、中皮腫で死亡した2遺族が、クボタと国に責任を問うた訴訟である。

昨年8月7日、神戸地方裁判所第5民事部（裁判長小西義博）は、クボタ旧神崎工場から工場周辺へアスベストが飛散していた事実を認定し、旧神崎工場から南300mの工場に勤務していた1遺族の関係で因果関係を認め、大気汚染防止法25条1項を根拠として、法的責任を認めた。

本判決は、アスベスト公害に対する加害企業の責任を認めた我が国で初の判断であり、画期的な意義をもつものと評価できる。

2 しかしながら、本判決は、1100m～1400mに居住していた被害者遺族との関係では、他の排出源が原因であった可能性も否定できないとして、クボタの責任を否定し、国の責任についても、いまだ周辺住民にまで被害が及ぶことの医学的知見が成立していないとして責任を否定した。

3 遺族はいずれも控訴し、クボタも控訴したことから、現在審理は大阪高等裁判所に係属し、第1回期日は3月15日に予定されている。控訴審での争点は、一遺族との関係でクボタとの因果関係が認められるか否か及び国との関係で予見可能性が認められるか否かの2点である。

4 まず因果関係についてであるが、原審では、弁護団は車谷教授（奈良県立医科大学衛生学教室）らによる疫学調査の結果を立証の柱とした。同教授らの論文によると、クボタ旧神崎工場から900m～2.2kmの範囲にまで被害が広がっているとの結果であった。また、工場から1km越えの被害者との関係では距離

との関係で微妙な判断となることを予想し、同被害者は旧神崎工場から300m北にある市場へ毎日買い物に行っていた事実も主張し、居住地に加えて市場でも曝露をした事実と主張した。

しかしながら、原判決は同論文の信用性を限定的にとらえ、工場周辺から300mに1年以上居住していた被害者についてのみ法的因果関係の推定を認め、300m以遠の被害者については推定を認めなかった。また、曝露地点を居住又は勤務地に限定し、買い物で旧神崎工場付近へ通っていた事実については、因果関係の判断の際に考慮しなかった。

この結果、旧神崎工場から南300mに位置する工場に勤務していた被害者との関係では因果関係を認め、1kmを超えて居住していた被害者との関係では責任を否定した。

控訴審では、一審判決が車谷論文の信用性を限定的に解釈した点は論文の理解を誤ったものであるとし、車谷論文が示した危険エリアに居住又は勤務していれば法的因果関係の推定が当然に働くものと主張するとともに、買い物によって旧神崎工場へ接近していた事実を改めて主張・立証し、1kmを超えて居住していた被害者遺族との関係でも、優に法的因果関係が認められると主張し、争っている。

5 次に、予見可能性については、原審では、弁護団は遅くとも1972年には周辺住民の被害についての知見が成立していたことは間違いないと主張していた。同年の国際がん研究機関（IARC）での報告においても、工周辺住民で被害が出ている証拠が存在することを認めており、環境庁も、同年には海外での周辺住民被害の報告を収集し、報告書として取り纏めていたからである。

しかしながら、原判決は、国際がん研究機関の報告などによっても、工場周辺住民の具体的な曝露状況が不明であったし、我が国では現に被害は出てい

なかったとして、予見可能性を否定した。

控訴審では、原判決は、国際がん研究機関の報告に対する評価を誤っていることを指摘するとともに、海外の症例報告によって、国の予見可能性を認めた関西水俣病訴訟控訴審判決を引用し、国内での被害発生は国の予見可能性の前提では決していないことなどを主張している。

- 6 本訴訟は石綿による公害型被害の先例をなす訴訟であり、その意味からも原審判決の内容は極めて不十分である。控訴審では、公害型被害者の救済へ向けて、さらに踏み込んだ判決を得られるよう全力を尽くす所存である。

〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～東京勝利判決と解決への展望～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 佃 俊彦

1 国の責任を初めて認める画期的判決

昨年12月5日、東京地裁民事第41部（始関正光裁判長）は、首都圏建設アスベスト東京訴訟（原告患者数308名）において国の責任を初めて認め、患者単位で158名の原告に対し、総額10億6394万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。東京地裁判決（以下「東京判決」という）は、国の安衛法に基づく責任を明確に認め、わが国最大のアスベスト被害を出している建築現場における国の規制権限不行使の違法性を断罪するとともに、昨年5月25日に言い渡された横浜地裁判決の不当性を明らかにした画期的なものである。

2 国の責任について

（1）国の責任を認めた判断枠組みと根拠

東京判決は、国の規制権限の不行使の違法性について、筑豊じん肺最高裁判決（2004〔平成16〕年4月27日最判・民集58巻4号1032頁）の判断枠組みを踏まえて、旧労基法及び安衛法の趣旨、目的を「労働者の生命・身体に対する危害を防止し、その安全と健康を確保することを直接の目的」とするものであり、事業者が講ずべき具体的措置を省令に委任した趣旨を「事業者が講ずべき措置として規定すべき内容が、多種・多様な業界の事業内容に応じて多岐にわたる専門的・技術的事項であること、また、その内容をできる限り速やかに、作業現場の現状、技術的進歩及び最新の医学的知見等に適合したものに改訂していくためには、これを主務大臣に委ねるのが適当であるとされることによるものである」と捉え、「建築作業現場における石綿関連疾患の防止対策について、主務大臣である労働大臣等は、旧労基法、安衛法の委任の趣旨に従い、その内容をできる限り速やかに、作業現場の現状、技術的進歩及び最新の

医学的知見等に適合したものに改めるべく、規制権限を適時かつ適切に行使すべきといえることができる」とした上で、国（労働大臣等）が執ってきた石綿粉じん曝露防止対策が著しく不合理といえるか否かという視点で判断をした。

まず、東京判決は、違法性の判断の前提として、以下の4点を認定している。

- ① 石綿関連疾患の医学的知見の集積状況について、石綿肺に関しては、昭和31、32年の労働衛生試験研究の報告が出された1958（昭和33）年3月ころに医学的知見が確立し、肺ガン・中皮腫に関しては、1972（昭和47）年のILOやWHOの附属機関であるIARCが開催した専門家会議の報告書により、石綿による肺ガン・中皮腫発症の危険性の医学的知見が確立したとしている。
- ② 建築現場における石綿粉じんの曝露実態について、石綿吹付け作業、ボード等の切断作業等石綿粉じんの発生・飛散量の多い作業に従事する者が、石綿粉じんに直接的、間接的に曝露しており、その危険性は、昭和40年代、昭和50年代が非常に高く、昭和60年代以降もなお高かったと認定している。
- ③ 建築現場における危険性を国が認識すべき時期を、石綿吹付け作業については建設省が庁舎の内部仕上げで石綿吹付けを禁止した1973（昭和48）年、ボード等の切断作業等については、労働基準局長に「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」が提出された1978（昭和53）年を経て、AIA（国際アスベスト協会）が「石綿セメント製品取扱いに対する勧告」を出した1979（昭和54）年とした。
- ④ 建築現場における国の石綿粉じん曝露防止対策の合理性については、石綿を使用することを前提とした管理使用の方策を講じる義務があっ

たのに、防じんマスクの備付け義務だけに止めていたことは、その対策として、全体として実効性を欠き、不十分なものであったと判示している。

そのうえで東京判決は、

- ① 石綿吹付け作業について、1974（昭和 49）年 1 月時点で、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という）を速やかに改正し、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業者に義務付けるべきであったのにこれを怠ったのは、吹付け工との関係で著しく不合理であり、国賠法 1 条 1 項の適用上違法であり、
- ② 建築現場におけるボード等の切断作業等について、1981（昭和 56）年 1 月時点で、特化則を速やかに改正し、同作業を行なう労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって事業者義務付けるとともに、石綿建材への警告表示及び建築現場での警告掲示の内容として、石綿粉じんが肺ガン、中皮腫等の重篤な疾患を生じさせることを明示したうえ、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けるべきであったのにこれを怠ったのは、労働者との関係で著しく不合理であり、国賠法 1 条 1 項の適用上違法である、

と国の安衛法に基づく規制権限不行使の違法性を明確に認定し、国の責任を認めた。

東京判決のここまでの認定は、国が規制権限を行使すべき時期を 1981（昭和 56）年と遅く捉えているという問題点はありつつも、筑豊じん肺最高裁判決の判断枠組みに則って判断しており、建設アスベスト被害に関して初めて国の責任を認めるもので高く評価できる。

(2) 国の責任をめぐる東京判決の主要な問題点 —今後の課題その 1

しかしながら、この東京判決には、次に述べるように克服すべき問題点も残されている。

一つは、1981（昭和 56）年以降のボード等の切断作業等に対する規制に関し、安衛法の保護対象を労働者に限定するとともに、建築現場における危害防止基準の制定を定めた建基法 90 条は、工事の施工に伴い周辺住民を含めて一般的に生じうる危害を防止することを企図したもので、労働者固有の労働災害

の防止のための危害防止基準の制定は含まれないとして、一人親方や零細事業主であった原告（135 患者原告）の請求を棄却したことである。

今後は、裁判上は、安衛法、建基法の保護対象について学者も含めて研究を進め、一人親方と零細事業主の実態を類型化して主張・立証を検討するとともに、首都圏の土建組合のみならず全建総連も含めて一人親方などの社会実態と保護の必要性を社会問題化することも検討している。

二つ目は、2004（平成 16）年には国も安衛法 55 条に基づき石綿建材の製造等を禁止しているにもかかわらず、石綿の管理使用自体が不可能であったわけではなく、石綿代替繊維の安全性に関する知見が確認できていなかったとして、ILO 石綿条約が採択された翌年の 1987（昭和 62）年における製造等の禁止を認めなかったことである。これは、行政の判断に追随する司法消極主義の端的な反映であり、とうてい容認できるものではない。

三つ目は、国の責任を二次的、後見的であるとして、認容金額を基準金額の 3 分の 1 に減額したことである。この判断は、筑豊じん肺訴訟等の判決で一定の流れになっているとはいえ、建基法 2 条 7～9 号に基づき国が石綿建材の指定・認定を行い、建設作業従事者の石綿関連疾患罹患の危険を創出してきたという、本件における国の役割を踏まえれば、とうてい認めることはできない。

3 被告メーカーの責任について

(1) 注意義務違反（過失）を認定

東京判決は、被告メーカーらの注意義務違反（警告表示義務違反）を明確に認めている。つまり、遅くとも 1981（昭和 56）年 1 月以降において、石綿建材を製造、販売しようとする企業は、石綿含有量が 5% を超えるか否かにかかわらず、事業者及び建築作業従事者が防じんマスクの着用等により石綿粉じん曝露による危険を回避する方策を講じることを実効あらしめるため、当該建材が石綿を含有していること、防じんマスクを着用しないまま粉じんに曝露するときは肺ガン、中皮腫等の重篤な疾患に罹患する危険があることを具体的に明示する義務があるが、被告メーカーらはこの義務を履行していない。また、1989（平成元）年に導入された「a」マークでは、石

綿粉じん曝露防止の観点からは不十分であると認定した。この点は、各被告メーカーの過失を認めたものとして評価できるものである。

(2) 共同不法行為（民法 719 条 1 項）の成立は否定—今後の課題その 2

ところで、共同不法行為の規定は、加害者の侵害行為により損害を被っていることは明らかだが、多数の侵害行為があるため個別の因果関係を立証できない場合に、その不利益を回避（因果関係の擬制、推定）し、被害者を救済することを目的としている規定である。

しかし、東京判決は、被告メーカーらに民法 719 条 1 項前段が要求する強い結びつき（関連共同性）を見出すことができず、また、同項後段の要求する共同行為者の特定がされているといえないとして、共同不法行為の成立を否定した。この判断は、どうてい容認できるものではなく、今後の最大の課題である。

しかしながら、東京判決は「原告らに石綿関連疾患を生じさせた原因が、被告企業らが製造、販売した石綿含有建材に由来する石綿粉じんに曝露したことであるという可能性自体を否定することは困難」であり、また、「原告らは、原告ら各人に損害を発生させた被告企業らを特定することも困難」であるから、「民法 719 条 1 項がまさに適用される局面である」と主張するところ、「当裁判所としても、共感するところが少なくない」のであり、「石綿含有建材の製造販売企業が、被害者である建築作業従事者に対して何らの責任を負わなくともよいのかという点については疑問がある」とまで言っている。

これは、被告メーカーらの共同不法行為の成立こそ認めなかったが、注意義務違反を認め、上記の「共感する」「疑問がある」との判示からすれば、被告メーカーらをあと一歩まで追い詰めたことは間違いなく、今後、被告メーカー間の結びつきを明確にすべく主張・立証を尽くせば、十分克服できるということを示している。

4 解決への展望

東京判決は、国の責任を初めて認める画期的なものです。これまで述べてきたように、一人親方、零細

事業主の問題や被告メーカーの共同不法行為責任について看過できない問題があるので、原告側は、昨年 12 月 18 日に全員一致で控訴した。国も同月 17 日に控訴したので、それに対抗する積極的意味での控訴でもある。これからは既に控訴している神奈川訴訟とともに車の両輪として東京高裁での闘いが始まる。高裁での反論の視点は既に述べたとおりで、一人親方等やメーカーの責任を勝ち取ることは十分可能と考えている。それとともに、北海道、京都、大阪、九州の 4 訴訟も、東京高裁の控訴審を押し上げるために、東京判決を上回る判決を勝ち取ろうと奮闘している。

また、東京判決は、「石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係では、石綿建材製造企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないかという問題は、……立法政策の問題ではあるが、……立法及び関係当局における真剣な検討を望む次第である。」と付言し、政治的解決を求めている。朝日、毎日、東京の各新聞は社説でこの付言を引用して、建設作業従事者の石綿被害の早期救済と石綿被害救済制度の創設を支持している。その他のマスコミ報道も同様の論調であり、建設作業従事者の救済は今や世論となりつつある。原告団、弁護士と首都圏の土建組合は一層団結して、建設被災者の早期救済と救済制度の創設を目指して奮闘しているので、これまで以上のご支援をよろしくお願いする次第である。

(大気汚染)

〔1〕川崎公害の取り組み

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義仁

1 「道路連絡会」の動向

国交省（関連地方整備局）との交渉（「道路連絡会」）が、民主党政権下における「高速道路」政策の変遷のなかで、停滞の状況にあることは、昨年度報告で触れたとおりである。

私たちの要求の中心は、大型車（ディーゼル車）を人口密集地の住宅街から、住民票人口ゼロの臨海部へ誘導するためのロードプライシングにあることは、すでにくり返し紹介したとおりである。そのために、事業者と大型車の運転者を対象として、ナンバープレート規制と車線規制の課題も織り込んだアンケート調査が実施され、その分析結果として、ロードプライシングの単独実施、もしくはそれに加えてナンバープレート規制と車線規制の「合わせ技」の有効性が確認され、さあ、具体的な実施計画の策定、となって停滞が発生した。

国交省の言い訳は、従前の「主張」の蒸し返しで、①大企業の林立する川崎では、コンビナートに立地する事業所を中心に事業所の大型車移動に係る「起終点（OD）調査」や対象道路が複数ある川崎での施策展開のためには、市内主要交差点での大型車の動向を把握する方向別調査が必要で、その検討抜きにはロードプライシングの導入はできない、②アンケート調査の結果では、高速横羽線から湾岸線への移動車輛の推計は約 3000 台で、この程度の有効性では予算措置（料金格差の結果として、高速会社の高速料金が減収した場合の措置を含む）を伴うことの関係で本省を説得することはできないとして、ロードプライシングの総論的必要性は認めつつも、具体的な実施という各論に入ると、①、②の点を強調し、弁明に弁明を重ねるところとなった。

これに対して、私たちは、昨年 6 月の交渉で、②の点については、アンケート調査のまとめでも前記高速道路間の大型車の移動は、約 3000 台となっているが、県道である産業道路（一般道路で無料）については、ロードプライシングが実施されれば（2分の1の料金格差等）、有料の高速湾岸線に約 6000 台が移動する、という結果が得られており、これに国道 1 号、国道 15 号等の道路からの移動を加えれば、1 万台を超えることは明かで、「弁解」のための歪んだ調査結果の読み取りは許されないと追求した結果、ようやく、この点においては、当然のことであるが認識の一致をみることとなった。

①の点については、一昨年来から、国交省（関東地方整備局）の姿勢は、きわめて固く、そのような大規模調査を実施しなくとも、期間を限定しての一定規模の「社会実施」を実施し、ロードプライシングの有効性を確認すればよいのではないかと、いう私たちの代替案についても、いったんは検討すると約しながら、結局、この「社会実験」の実施さえも拒否し、①の大規模調査に固執した。そして、昨年度、その予算措置を付けたので 10 月～11 月に調査をやらせてくれと要求し、私たちも膠着状態を脱し交渉を一步前に進めるためにその調査を受け入れ、昨秋、その具体化計画が確定し、調査実施の運びとなった。

そこで、今年度においては、その調査の検討結果をふまえて、ロードプライシングの本格実施に向けての交渉が再開される予定となっている。

一方、この間、国交省は、ロードプライシングの実施の言い訳的措置として、昨年 1 月 1 日からの全国一律の実施であるが、高速料金体系の見直しを行い、いくつかの区間毎に分けて設定していた高速料金を見直して、関東圏規模での移動を促進する施策を実施した。

この結果については、昨年 2 月時点での効果（湾岸

線への移動効果）と10月時点での効果について、高速会社（旧首都高速道路公団）から説明があり、区間毎に若干の違いがあるが、概ね500台から1000台規模（場所によっては、もっと少いところ、もっと多いところもある）で、横羽線から湾岸線への移動が認められるところとなっている。

しかし、この効果の把握は、通年的に、そして最終的にまとめられた検討結果ではなく、かつ、高速会社調査の限界で高速道路間の移動のみの把握で、和解条項に基づく川崎臨海部全体としての大型車移動の把握としては不十分で（但し、高速会社も料金改定の効果のみでは到底、1万台の大型車移動はありえないと自認）、これをもってしてロードプライシングの実施に代替できるものではない。

国交省と高速会社は、随所で高速料金体系の見直しの効果を強調し、ロードプライシングの実施に消極姿勢を示しているが、今後の交渉にあっては、それを打破し、確実にロードプライシングの実施を追ってゆくことが重要となっている。

なお、昨年度報告した、「湾岸道路東扇島水江線」の架橋工事及びその関連道路の建設は、道路計画の実施のためのアセスメントの提出に先立って、和解条項の履行として必ず私たちとの間で交渉をもつこととし、その約束をさせたが、昨春の国交省（旧運輸省管轄の事業）の話では、昨年7月メドに、アセスメントの提出に先立って私たちと交渉するとしていたが、全くその報告はなく推移した。そして、昨年11月に実施した「道路連絡会」で道路計画の進行状況を尋ねたが、国交省は未だアセスメントの提出の段階に至っておらず、従って、私たちとの事前の交渉の日程のメドも立っていないということであった。

従って、新しい「公害道路」の建設は、この一年止まったままの状況となっている。

2 国道1号線、15号線の道路構造改善の状況

1号線、15号線とも、出先機関である横浜国道事務所や川崎国道事務所は、ひと頃の対応と異なり、きわめて「紳士の対応」に態度変更し、私たちとも協調的に協議に応じ、また私たちの求めに応じて、道路構造対策・沿道対策・緑化対策等の改善内容に対応する現場見分（現地調査）には、何ら抵抗することなく友好的に対処し、随時、現場見分を実施している。

一方、この間、国道1号線については、従前の道路幅の拡張計画は棚上げし（事実上の撤回宣言）、現在は、むしろ、車線削減の方向で議論が進行している。

具体的には、一昨年10月の警察庁通達として、自転車道の整備の考え方が整理され、国道1号線、15号線のような幹線道路にあっては、自転車道は原則として歩道に設置し、縁石や工作物で車道と分離して設置すべし、とされた。そして、警察庁は、昨年8月末をメドに、具体的な自転車走行レーンに係るマニュアル（基準）を作成するとした（なお、基準作りに先立って、自転車レーンは直線型のものが基準ということが報道された）。

こうした情勢のなかで、私たちは国道1号線については、交差点周辺にあっては、右折レーンの必要性から現行3車線もやむなし、とするにしても、それ以外の地点にあっては、現行3車線を1車線削減して、その削減した道路幅を利用して自転車専用レーンを作り、その結果、自転車事故の防止・歩行者の安全確立、車道と分離しての自転車のスムーズな走行の確保、余剰スペースの緑地帯化（国道1号の全体の道路幅はかなり狭く、緑地帯の余剰スペースは少い）を図り、その結果（車線削減の効果）として、自動車走行台数の減少（とりわけ、大型車の走行削減）を実現することとして、その旨、横浜国道事業所に提案した。横浜国道事務所は、若干の検討をしたのち、基本的に私たちの要求を受け入れて、今、横国試案と私たちの提案とのつき合せ作業が行われている。

ちなみに、最終的な確定案は、警察庁マニュアルとの整合性が要求される場所、警察庁は3ヶ月遅れて昨年11月、そのマニュアルを公表した。

その結果、来る2月5日に横国との交渉が設定され、双方の具体案のつき合わせ作業が予定され、次いで、今夏をメドに国道1号全体の道路構造対策の地元説明会が開催され、それを経て、自転車レーン作りを含めての全体的な環境対策が、具体的予算の裏付けをもって実施されようとしている。

一方、国道15号線は、10年余前に中央分離帯を13m削って、これを左右の歩道に6.5mづつ割りつけ、その結果、植樹はもちろん、歩道部分も大幅に拡張され、その上で、大規模な予算を投入して自転車道（レーン）が作られた。

しかし、川崎国道事務所は、交差する路地からの飛び出し防止、安全対策上、ストレートな構造にしての

自転車道作りは警察当局や公安委員会の賛同を得られないとして、私たちの提案と拒否して、曲りの入った自転車道、しかも、交差点はもちろん、細街路を交差する地点にあっては、車道端寄りに三角地の植樹帯を設け、そのため自転車の直進走行が妨げられる構造となった。

その結果、三角地と三角地の植樹帯に挟まれた長い自転車道は、使い勝手の悪さから自転車走行に使われず（自転車は拡張された歩道を走行）、恰好の「大型違法駐輪場」化した。

それは、まさに私たちが指摘したとおりの結果であったが、川国は、10年来にわたる私たちの自転車道の構造改善要求に耳を傾けず、ただひたすら5万本に及ぶ植樹帯作りに「誠意」を示すところとなった。

しかし、前記自転車道作りの警察庁マニュアルとその前段階の素案は、「曲りの入った自転車道」を否とし、私たちが提案してきたストレートな自転車道作り、それによる自転車ネットワーク作りを可とした。

こうした状況をうけて、ようやく川崎国道事務所は、私たちに「税金の無駄遣い」をしたと批判されながらも、前記マニュアルが策定され次第、私たちの要求する提案を基本として10年前に作った「曲りの入った自転車道」を改造することを約束するに至った。そして、この交渉も横浜国道事務所交渉の直後に予定されるに至っている（現在、日程調整中）。

なお、大気汚染被害者の新しい救済制度づくりをめざす闘いとその課題については、別途報告があると思われるので省略する。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士 村 松 昭 夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道路公団との和解以後、今年で15年間に亘って道路公害根絶に向けて「道路連絡会」の取り組み等を継続的に行っている。

西淀川区の大気汚染は改善傾向が続いているが、PM2.5に関しては、和解条項の履行として区内2カ所で国交省による常時測定が行われているが、その測定値は依然として環境基準値を上回っている。引き続き、大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた取り組みが求められている現状である。

また、大気汚染公害患者に関しても、区内での発症も続いており、その救済は急務である。

2 第16回道路連絡会について

昨年11月20日に、第16回道路連絡会が開催された。

はじめに、国交省近畿地方整備局から1年間の取り組みが報告された。その内容は、交通需要軽減キャンペーン、PM2.5測定機更新の検討（平成24年度中に新佃公園前局を更新。25年度に大和田西交差点、26年度歌島橋交差点に更新予定。）、5号湾岸線への迂回促進（NO2濃度をホームページで公開、迂回案内表示、協力要請）、阪神高速道路の距離料金移行。環境ロードプライシングは継続（平成13年からみると湾岸線の分担率が14.5%増加）というものであった。

これに対して公害患者からの訴えと意見交換が行われた。その概要は以下の通りである。主要な交渉テーマは、大型車交通量や自動車交通量総量の削減、PM2.5の環境基準の早期達成に向けた対策、歌島橋交差点の提案（同工事に関する評価・早急な対策、歩車分離型

信号の導入、「人が集う」交差点として整備）等であった。

まず、歌島橋交差点問題では、現在の地下歩道が安全面、環境面、交通渋滞の面からベストであるとの見解が表明されたが、今後の交通量の減少等を考えれば歩車分離型信号の導入を行っても交通渋滞が深刻になるとは考えられないことや、ぜん息患者や高齢者にとっては地下歩道を通ることは辛いなどの患者らの訴えがあり、さらなる交差点改良に関して意見交換が行われた。

PM2.5の測定体制の強化に関しては、国交省の報告では、歌島橋交差点の測定局は、今から2年半たたないと更新されないということになり、余りにも遅すぎることを指摘して、早急に機器の更新をしてほしい旨が訴えられた。その結果、後日早期に機器の入れ替えを完了させる旨の回答があった。

さらに、患者会側からは、西淀川区の大気汚染の状況は、依然として高い水準でほぼ横ばいであり、今後も、環境ロードプライシングの効果的な実施、自動車交通

量全体の抑制、大型車の規制に取り組んでももらいたい旨が述べられた。

3 今後の課題

国交省側は、依然として、PM2.5の汚染に関して環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘い状況である。今後も、国には国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクト IN 大阪」が精力的に対府、対市交渉を続け、新たな医療費救済制度の確立に向けた署名運動も活発に取り組まれている。

道路公害対策の実施と共に、全国的な運動に呼応して未認定患者らの救済に向けた制度要求の確立を行っていくことが求められている。

〔3〕 尼崎道路公害訴訟の終結（和解条項・あっせん合意履行協議）に向けて

尼崎道路公害訴訟弁護団
弁護士 羽 柴 修

尼崎道路公害訴訟はこれまで神戸地裁の差し止め判決、大阪高裁での和解、その後の公調委でのあっせんを通じて尼崎43号線及び3号神戸線の大型車の交通規制、交通の転換に向け「連絡会」で協議してきました。今般、本年3月11日第46回連絡会において近畿地方整備局及び阪神高速道路と基本合意に達する見通しとなったので以下のとおり報告します。

1 環境ロードプライシングの充実施策について

環境ロードプライシングの充実化の経緯は以下のとおりです。

公調委のあっせん合意後、先ず環境ロードプライシングの充実策について意見交換し、以下のとおり試行

し恒久施策として根付かせてきました。

- ① 料金大型車を対象とする充実化 2009年4月1日
- ② センサス大型車（コーポレートカード利用車で事前登録した車両）を対象とする施策 2010年3月
- ③ センサス大型車全車へ拡大（クレジットカード利用車への拡大）

の三段階で施策を進めてきましたが、①、②のみではこれまで2200台から2600台程度の誘導効果しかなく、4万台のセンサス大型車のうち、9600台の転換（湾岸線へ）を目指す施策としては不十分でした。③についても試行について協議継続中ですが、湾岸道路への誘導について劇的な効果は期待できず、そこで残された懸案の43号線の大型車交通規制について協議を続けてきました。

2 43号線の大型車の通行規制について

- (1) 警察庁の大型車交通規制の可否に関する検討結果（2008年7月17日）によると、43号線の大型車規制について車線規制あるいはナンバー規制（公調委あっせん合意）実施した場合、迂回路（湾岸への交通転換）が必要となるが、それまでの環境ロードプライシングの充実だけでは迂回対策としては不十分である。迂回対策として十分な転換効果（誘導効果）が得られるまで環境ロードプライシングの充実化、試行を続ける方法もあるが、前記転換台数については一定評価したうえ、湾岸線への迂回効果が不十分であるとしても43号線の直接交通規制により43号線に渋滞を生じさせ、その効果により湾岸線への誘導を図る以外ないのではないかと主張し協議を続けてきました。しかしながら違反者の検挙を前提とした規制（道路交通法）は困難（警察の協力も難しいし、市民の協力も同様）との結論に達し、直接規制ではなく大型車を中央車線（第3通行帯）に寄せる交通ルールを確立するという、交通規制に代わる施策についても意見交換を重ねました。

- (2) 2011年末から準備会やWGで意見交換を重ね、2012年第43回連絡会と第44回連絡会（2012年7月30日）において大筋で合意が成立、その43号線交通ルール（尼崎ルール）は以下のとおりです。

- ① 既存の規制（法令）による規制を守る（夜間22時から翌朝6時まで大型車は第3通行帯を走行）
- ② 兵庫県条例により規制対象車両の43号を含む規制対象地域への通行禁止 ■県警の取締強化
- ③ 沿道環境に配慮した走行・尼崎通行ルールを確立

第1通行帯（沿道環境に配慮する車線）を「環境レーン」として大型車は走行しない。かつ「環境レーン」を走行しないだけでなく「大型車は中央寄り車線＝第3通行帯を走行」することを43号線現場に明示する。

【施策の広報】上記尼崎ルールを周知徹底するため広報する。

ア パンフレット12万部作成

イ 「歩道橋横断幕」(37箇所。その後48箇所に

増加)

「湾岸線への誘導」あるいは「大型車は中央寄りへ」

ウ 通行看板（中央寄り車線通行看板） 尼崎地域のみ18箇所

3号神戸線第3通行帯の真上橋脚に「大型車は中央寄りへ」として↓で第3通行帯走行を明示

エ 道路情報板・中央立て看板（46枚）

オ 路側看板（遮音壁・24箇所）と路面標示（看板とセット）

（環境レーン表示と「大型車は中央寄りへ」）道路情報板へもデジタル表示

カ パソコンなど、あるいは電工掲示板を利用して、43号線の大気情報（濃度ランク）を表示し、基準時の1時間平均値が40ppb以上の場合はイエローカード、その後、50ppbを超えたらレッドカード表示として大型車の湾岸線への迂回を訴える。

【43号線の西は深江から、東は大阪市市岡元町まで】

3 環境ロードプライシング他これまでの施策及び「尼崎ルール」の恒久施策化

「尼崎ルール」は2012年秋から実地されていますが、これを徹底するために引き続き今年度内に以下の内容について協議を継続し、13年度及び14年度予算における追加施策について意見交換を行うことにしています。

- (1) 前記イからオの広報看板・横断幕・道路情報板の箇所数や大きさなどについて補充・補強。デザインも大型車運転者に効果があるものを検討する。

ア 通行看板（尼崎地域のみ）のサイズを拡大（既存のものは維持）し、かつ個数を増やす。さらに橋脚のみでなく、支柱への掲示（来年度予算で引き続き協議）

イ 横断歩道横断幕のサイズの拡大と設置箇所数を増やす（今年度内に実施）

ウ 環境レーンの路側看板を増やすこととデザイン（色）を変える

エ 道路情報板を増やす（引き続き協議中）

(2) 「尼崎ルール」合意と環境ロードプライシング充実化施策の評価

ア この間の状況変化

平成13年2月8日調査では43号線と3号神戸線の大型車合計台数は3万9557台、約4万台です。尼崎道路公害訴訟原告団・弁護団案はこの台数の25% 1/4を削減するとの目標を立て、連絡会で交渉してきました。平成24年7月18日調査では、大型車走行台数は合計3万0896台であり、3万9557台－3万0896台＝8661台とほぼ削減目標を結果的に達成しています。この大型車走行台数の減少については景気の影響や他の様々な要因があり、これまでの環境ロードプライシングの充実化による効果と評価することはできないが、「公調委あっせん」合意後の連絡会で協議を重ねてきた施策が一定結実してきたことは間違いありません。そこで尼崎道路公害訴訟原告団・弁護団としては、この状況を維持するためにもさらに削減する施策を進めることが重要と考え、「尼崎ルール」の合意及び徹底、これを環境ロードプライシングの充実化策と共に恒久施策化させることとしました。そこで43号線の大型車交通規制については不十分ではあるが、尼崎公害訴訟提訴後既に四半世紀を経て、原告団・患者会が高齢化していること等様々な事情を考慮したうえ、神戸地裁の差し止め判決、大阪高裁での和解、公調委での「あっせん合意」による大型車交通規制を中心とする和解合意履行に関する連絡会における協議（意見交換）を

終局することとしました。

4 解決合意について

尼崎道路公害訴訟原告団・弁護団は連絡会において協議終結に向けて合意文書を作成することとし、国交省近畿整備局及び阪神高速担当者とWG、準備会で協議していますが、連絡会における議事録確認ではなく、合意文書を作成することが了解されています。その合意文書には以下の内容を盛り込みたいと考えています。

- (1) 環境ロードプライシングの充実化に関するこれまでの成果の確認と湾岸線の割引等の施策を恒久施策とすること
- (2) 「尼崎ルール」を周知徹底し恒久施策として定着させること。尼崎地域のルールであることは勿論、(1)と合わせ全国的にも通用する施策であることを確認すること
- (3) 大型車の交通の転換及び交通規制について以下の施策が将来的課題として残されていること
 - ① 5号湾岸線の割引率を3割からさらにあげること
 - ② 3号神戸線の値上げを検討すること
 - ③ 43号線における「尼崎ルール」以外に「ナンバー規制と車線規制」の方策があること

以上の点について3月11日の第46回連絡会で提案し、47回連絡会（6月13日）で合意することとなります。

〔4〕名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告

弁護士 松本 篤 周

1 はじめに

01年8月全面解決和解が成立し、11年半余りが経過。

和解を契機として国（国土交通省）との間で設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）の取り組みの到達点について報告する。大気汚染の改善

のため、23号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題であり、そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきた。国との和解条項では、最初に「国道23号の車線削減」が掲げられ、具体的には「国道23号の車線削減について、幹線道路ネットワークの整備状況なども踏まえつつ、関係機関並びに地元住民とも合意形成を図りながら検討する。」とされている。

2 12年度交通流動調査結果 (12年11月実施:最新データ)

交通量低減策の前提として、01年以降毎年一回、交通流動調査(24時間)が実施されてきた。公害患者の居住地にある国道23号と、迂回路としての役割が想定されている伊勢湾岸道の名古屋南部地域の中央断面の交通量の01年と最新の12年11月調査のデータとの比較は以下の通り。

	01 年		12 年		
	(全車)		(うち大型車)		(11 年比較)
・国道 23 号	89900	39300	78300	(8300 減少)	29600 (3900 減少)
・伊勢湾岸道	15000	4100	83400	(600 減少)	41400 (増減なし)

23号の全車交通量は12年間で1万1600台減少、そのうち大型車の減少が約1万台を占めている。これに対して「迂回道路」と位置づけられた伊勢湾岸道は、全車交通量が6万8400台増加し、うち大型車の増加が約4万台を占めている。結局、伊勢湾岸道が出来たことによって、この9年間で23号の大型車交通量が約1万台(約25%)減少したことになる。

特筆すべきは、この1年間で23号の全体の交通量が8300台減少し、大型車も3900台減少し、大型車については2年連続で合計9400台が減少していることである。これは01年以来最大の減少であるが、その原因の分析は慎重にしなければならない。それは迂回路と位置づけられている伊勢湾岸道についても前年より全体で600台減少し、大型車についても過去一貫して増加してきたのが、昨年1年間は全く増減なしになっていることからみて、湾岸道への迂回と言うよりも、不況による物流の減少が背景にあるのではないかと思われるからである。そうだとすると景気の回復によって物流が増えれば、また交通量の増加に転じる可能性があるとい

うことになるからだ。この点は物流や名古屋港の貨物取扱量などの統計も調査の上、分析する必要がある。

3 23号の車線削減の早期実現を目指す上での 重大な問題点(既報)

ドライバー等のアンケート調査の結果車線削減をすれば、23号から他の道路にシフトし、23号の交通量が低減することが明らかになったが、一昨年来報告しているとおり、2010年度に入ってから、取り組みにブレーキをかけるような重大な傾向が現れ始め、車線削減による他の道路へのシフト予測とそれによる自動車排ガスのシミュレーション結果、車線削減により周辺道路に渋滞が生じ、路線別の年間総排出量については、23号の年間総排出量がNO_x、SPMとも24%減少するのに対して、国道247号や東海橋線が渋滞により、排出量がほぼ倍加する結果、名古屋南部地域全体では約5%の微増になるとの予測から、中部整備局は「名古屋南部全体の環境が悪化するとの予測があり、また周辺道路に長距離の渋滞が発生するとの予測が出た以上、このまま車線削減をするわけにはいかない。」として、車線削減をさらに何年かわかるわからない先延ばしするかのような難題を設定して、提示するに至った。

4 その後の取り組み現状

その後、昨年2月24日に後任の新しい担当者らとの交渉をもち、その中で南区要町の遮音壁をリニューアルし、NO_x吸着装置を取り付ける工事の予定があることが判明したため、弁護団から「その工事に伴って一部車線削減を実施し、その際の23号の渋滞、交通量の周辺への迂回について調査するなどして、事実上の社会実験を行うことができないのか。」という提起を行い、中部整備局において検討することになり、本年度はその実施が決まり、準備を進めている。

具体的には、遮音壁工事実施に伴い、要性交差点付近で、下り線で800mの、上り線で約350mの車線削減を行い、その間23号および周辺道路の渋滞状況と大気環境の調査を行うというもの。日程としては、1月25日に地元で計画説明会を実施、本年9月に工事説明会を行ってその後工事に着手し、26年度中に完成の見込み。

また和解で確認され、逐次実施されてきた「環境施

設帯整備」についても、最終的な完成のめどを明らかにさせるよう要求している。

5 まとめ

和解成立から12年が経過しようとする今年、最終段

階で現れた理不尽な抵抗を乗り越えて、遮音壁リニューアル工事に伴う部分的社会実験から、その後引き続いて23号全体の車線削減による23号の交通量の大幅削減を実現させるべく、全力を挙げて取り組む決意である。

〔5〕東京大気、和解から6年目のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 この1年のたたかい

この1年の運動の最大の成果は、東京都が目論んでいたぜん息医療費助成制度の一部負担導入を阻止したことである。

他方、道路公害対策を求めるたたかいは、特に自転車道整備、道路緑化などの課題で着実な前進が見られている。

2 東京都のぜん息医療費全額助成制度を守るたたかい

一昨年暮れから、東京都はぜん息医療費助成制度の五年後見直し期限（平成25年8月）以後の制度のあり方について、平成24年4月までに結論を出すこと、選択肢は①一部自己負担にして制度を存続させるか、②200億円の財源が無くなった時点で制度を終了させるかしかないとの考え方を明らかにした。

東京大気裁判の和解によって勝ち取ったこの制度、そしてこれにより7万人以上の患者を救済し、病状の改善など大きな社会的成果を上げてきたこの制度を、潰してはならないと、患者会・弁護団は様々な運動を展開した。

まず「石原都知事に宛ての患者による直筆の手紙運動」をスタートさせ、わずか1週間程度の間に61通も

の手紙を集め、これを12月の東京都との制度問題連絡会で提出した。その後もこの手紙運動は継続され、昨年8月までで合計623通（東京だけでも340通）を提出した。

また東京保険医協会、東京民医連の協力を得て、条例認定患者約2000人からアンケート調査を回収し、現在の無料制度が有料化される危機にあることを訴えた。アンケート回答者の約半数1000人の患者から、自宅連絡先を明記して、運動への協力、資料の送付の申出があった。何人もの患者から「この制度が皆さんの裁判のたたかいによって作られたことを初めて知った。この制度を維持するためできるだけのお手伝いをしたい」との声が寄せられ、署名や宣伝行動、座り込みにまで参加する新たな患者の層が生まれた。

患者会は昨年8月まで都庁前の座り込み・宣伝行動を7回にわたっておこない、終盤には参加者は200名近くに広がり、その様子は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞などで報道された（東京新聞は2頁立ての特集）。その後朝日新聞社は、ぜんそく医療費救済制度の重要性を訴えるシンポジウムを開催している。

また、都内54の地域医師会に患者が何度も足を運んで訴えて、9月までで16の医師会（現在では28医師会）から制度維持への賛同署名を得たこと、都議会各会派にも協力を要請し、特に自民党とは党三役との懇談会を実現したことなど、幅広い方々の協力を得て東京都

に制度存続を迫った。

9月25日の都議会代表質問では自民党、公明党がこの問題を取り上げ、「期限の平成25年8月以降見直しの検討作業を始める、以後も患者に急激な影響は出ないように対処する」旨の答弁を引き出した。そして同月27日の対都交渉で、見直し結果が出るまでの全額助成を継続すること、平成25年度は全額補償を前提に予算請求することが約束された。こうして、平成25年8月からの一部負担導入等の動きは阻止された。

このたたかいは、何よりも裁判大詰め段階を彷彿させるような患者たちの必死の行動と、この制度が果たしてきた優れた社会的役割が、広く世論を動かして大きな成果につながったもので、極めて意義深いものがある。

3 今後の救済制度のたたかいの課題

「見直し問題」は解決したわけではない。平成26年度以降はどうなるか未定であり、恒常的な財源が確保されていない本制度の存続はますます厳しくなっていくであろうことは明らかである。

東京の患者会は、「とにかく1年間の運動期間を得た、この1年で国の救済制度創設の展望をどうしても築かなくてはならない」との決意で運動を継続している。

国の救済制度を目指すたたかいについては別稿で論じられるであろうが、東京としてもっとも重視して取り組んできたのは国会議員対策である。

請願紹介議員は、解散前の段階で62名にまで広がった。その顔ぶれはほとんど全ての会派を網羅しており（当時11会派）、各会派の有力議員何名かとは、超党派の議員連盟を目指した相談が始められていた。

新しい国会になって、3分の1くらいの紹介議員が消えたものの、引き続き国会要請、地域の議員事務所への要請を繰り返して、50名近くまで盛り返している。自公を中心とした有力議員への個別的働きかけも強め、4月には2回目の院内集会に取り組む予定である。

4 道路公害対策を求めるたたかい

(1) 道路連絡会・準備会と地域の運動

2012年度は以下の通り道路連絡会・準備会を行った。

1月31日 第4回道路連絡会

3月30日 第4回道路連絡会続会

7月27日 第8回道路準備会

11月26日 第9回道路準備会

2013年2月19日 第5回道路連絡会

3月28日 第5回道路連絡会続会

また、地域の患者と連絡会が中心になって、目黒(4/28)、江東(6/30)、豊島(9/4)、荒川(9/11)、練馬(9/15)、新宿(9/4)、板橋(11/17)などで現地調査が取り組まれ、特に江東と練馬では、東京都の道路緑化担当、区の担当者などの参加も得て行われた。

10月には新たに江東墨田と中央区の公害対策要求書が提出され、第9回準備会で議論された。これにより要求書が提出された地域は15となった。

(2) 提示された国道緑化計画案

平成24年10月、これまで各地域からの要求に基づき、2～3年にわたって議論してきた国道の緑化充実策につき、本年度予算を付けることができたとして、以下の各区分について具体的な緑化計画案が示された。

①文京・小日向拡幅茗荷谷駅前部分の計画案

②足立・国道4号緑化計画案

③葛飾・国道6号緑化計画案

④板橋・川越街道緑化計画案

⑤大田・国道15号緑化計画案

⑥品川・国道15号緑化計画案

⑦品川・国道1号緑化計画案

分量的にはまだ不十分であること、特に品川では従来の緑化約束から後退している部分があることなど、問題はあるが、補植を予定されている高木・中木はいずれも常緑樹であることをはじめ、各地域からの具体的な要求活動の重要な成果といえる。

(3) 都道緑化の前進

平成20年度から始まった百万本の街路樹充実事業は、平成24年度に31路線45.5kmが進められ、5年間で400km以上に達した。

今年度、江東墨田と中央区の緑化要求に応じて、東京都は今後、プラタナスやハナミズキなどの落葉高木は、常緑樹に転換していく方針を明らかにした。本年度すでに平和橋通り（葛飾）で常緑樹への転換を実施している。

また中央区の議論の中で、百万本事業の施工済み

区間であっても個別的に不十分な区間があれば補植していくことを明らかにしている。

平成 20、21 年度当時、百万本事業のほとんどは落葉中木を補植するのみであったことを考えれば大変に大きな前進といえよう。

東京都は今後、防災対策としての道路拡幅・緑化事業を進めていくことを明らかにしているが、従来のような自動車のための道路政策から、地域環境をよくするための道路政策へと、確実に転換させていくことがこれからの中心的な課題となっていくであろう。

(4) 東京都の「自転車走行空間の整備推進計画」

平成 24 年 10 月、東京都は「自転車走行空間の整備推進計画」を発表し、自転車交通量、自転車事故発生件数、駅周辺の駐輪・放置自転車数などの調査に基づき、一定の選定基準に基づいて自転車走行空間の優先整備区間 150 km を定め、2020 年までに 109 km を整備する方針を定めた。またこの計画では、①原則は車道に自転車道ないし自転車レーンを設置すること、②車道に設置困難なときは自転車歩行車道とするが、構造的分離が可能なところは分離が原則であることなどを定めている。これは一昨年の警察庁通達を受けて、これを一応積極的に具体化したものと評価できる。

しかし、8 年間で 100 km 余という整備のテンポは、今日の欧米諸国の水準には遠く及ばないものであり、それまでは今回の「優先区間以外はやらない」というような対応は許してはならない。「選定基準」を意識しつつ、各地域から積極的に自転車道整備の要求を具体的にぶつけていく取組が必要である。

また「通達」にあるとおり、条件のあるところでは車線削減による自転車道整備を強く求めていきたい。

(5) 激甚交差点対策

国は光触媒と ACF をやるというだけで、実効性ある対策を打ち出すことができない状況が続いている。第 8 回準備会では和解条項で約束したシミュレーション作業すらやらないと言い出して紛糾した。第 5 回連絡会でもこの点が大きな焦点となった。

(6) 国交省の PM2.5 観測体制

昨年 1 月の第 4 回連絡会では、「和解条項の記載にはこだわらずに検討していく」と従来の拒否回答を撤回させることができた。それまで全国大気連の力を借りて、6 回の国交省本省交渉を続ける中で勝ち取った到達点であった。

ところが第 5 回道路連絡会では PM2.5 の常時観測の必要性について検討した結果、その必要性はないと不当な回答をしてきた。PM2.5 の場合、近隣の東京都の測定局データと相関性が高いというのがその理由とされたが、近隣に都の測定局がない観測局もあり、再検討を求めている。引き続き追及を強めていく必要がある。

(7) 大型貨物車の走行規制の拡大をめぐる

昨年 1 月の第 4 回連絡会では、警視庁の規制拡大は行わないとの拒否回答を、環境総合研究所による解析などの結果をふまえ、「局所的・季節的な規制について費用対効果も含めて可能性を検討する」というところまで押し戻した。

そして第 5 回連絡会では「松原橋、大和町、上馬の 3 地点について、迂回路の交通影響も踏まえて交通規制の可能性について検討していく」との回答がなされた。具体的な検討の段階へと一歩進ませたものといえることができるもので評価できる。引き続き具体化を求めていく。

(8) その他の地域要求から

岩本町交差点測定局設置問題（千代田）、八潮団地対策（品川）について、四季測定の実施を具体化させたこと、大関横丁交差点の対策問題（荒川）について今年度から環境調査の予算を取って調査を始めるとしたこと、大森東交差点（国道 15 号×環七）について、激甚交差点として従来の 8 交差点に加えて、対策を約束させたこと、平和橋通り（葛飾）に続いて、白山通り（文京・豊島）、長後赤塚線（板橋）、などで自転車レーン設置が具体化したこと、小松川拡幅完了部分（江戸川）の緑化充実等各地域の公害対策要求についても貴重な前進があった。引き続き粘り強く進めていきたい。

〔6〕みずしま財団の2012年度の報告

～水島の教訓を未来に活かす～

公益財団法人 水島地域環境再生財団
事務局長 藤原園子

はじめに ―伝えることの必要性―

みずしま財団は、設立から12年目を迎え、公益財団法人に移行してからは2年目の年度を迎えました。地域との関係性や、知名度をあげるために多角的に活動をおこなってきましたが、成熟期として、この間培ってきたノウハウやつながりを活かして、集中して効果的な事業展開をおこなっていく必要があります。

昨今、PM2.5を中心とした大気汚染物質に関する報道が増え、市民の大気汚染に対する関心が高まっています。しかし、国外からの越境汚染に重きがおかれ、日本国内での汚染の発生は言及されず、正確な情報提供がなされているとはいえません。

日本において、激甚な公害は市民・行政・企業の努力により改善されたことは事実であり、そうした経験や教訓を国内外に伝え、活かしていくための研修事業「みずしまプロジェクト」の必要性・重要性はより高まっています。

みずしま財団だからこそ伝えられる情報を市民に提供し、市民の環境リテラシーを向上させていくことも、重要な課題として、取り組んできました。

1 「みずしまプロジェクト」の推進

■大学生・留学生の学び

大学生・留学生等が、地域で学び、考え、対話することで、よりよい環境を創り出していくことのできる人材育成の機会を提供しました。

大学生のための社会見学ツアー「水島コンビナートと倉敷町家をめぐる旅」(9/5)

専修大学社会学科受入 (9/6～8)

島根大学法文学部受入 (9/23)

法政大学社会学部受入 (11/30)

吉備国際大学受入 (11/20)

岡山大学キャンパスアジア(日・中・韓の中核的リーダー養成)

- ・「環境再生の視点から地域開発を学ぶ」12/13、23名
- ・「幸せな発展とは―高度経済成長期が伝統的な暮らしに与えた影響―」1/18、24名

■医学生へ伝える

2010年度から地元の医科大学に学びの場を提供しています。社会や政治と医学医療との関係、労働衛生・栄養・生活環境などと健康との関係などについて学び、医師に必要な知識、態度、行動を身に付けることを目的に、4年生100名が5回に分かれて、水島に2時間半のフィールドワークに来られます。地理・歴史を学び、公害患者さんのお話を聞き、公害医療に携わった医師の話聞くことは、教科書では得られない学びがあると好評です。

■(独法)環境再生保全機構サイト

「記録で見る大気汚染裁判」リニューアル事業

あおぞら財団からの委託を受けて、引き続き倉敷公害訴訟の資料、患者会等の資料や写真を整理・目録化しました。電子化された資料はHPで閲覧でき、教訓や学びを提供できる素材となっています。

2 ぜん息・COPDの情報提供事業

高齢化する公害患者さんの生活の質(QOL)と日常動作(ADL)の向上をめざして開発されて呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

(独法)環境再生保全機構予防事業として、タバコが主な原因とされる慢性閉塞性肺疾患いわゆるCOPDの患者さんを早期発見すること、予防に取り組むことを

地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。

- ・ 10/12 第1回 COPD 予防・呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築をめざした検討会（以下 COPD 地域連携検討会）
- ・ 10/19 歩くことを重視した呼吸リハビリテーション講習会（患者向け）
- ・ 11/17 保健師向け COPD 研修会（医療従事者講習会）
- ・ 12/23 もっと知りたい呼吸器のこと（患者向け）
- ・ 2/8 第2回 COPD 地域連携検討会
- ・ 3/10 COPD 予防と早期発見をめざして（医療従事者向け講習会）

3 瀬戸内海の再生をめざして

海への関心を高めることを目的に、漁業体験の学習を実施しています。海のごみの問題は私たちの暮らしと密接に関わっていることを目を見て、当事者の話を聞いてと、体験を重視した内容となっています。

- ・ 瀬戸内海の漁業 & 海と私たちの暮らし（寄島編）
11/17
- ・ 瀬戸内海の漁業 & 海と私たちの暮らし（丸亀編）
2/16
- ・ 瀬戸内海の漁業 & 海と私たちの暮らし（黒崎編）
3/9

また、巨大なコンビナートを抱える地域から考える温暖化対策として、県へと届けられた各事業所からの温室効果ガス排出量の結果を評価するとともに、削減しようとする努力がもう一歩進められるよう、情報提供するシンポジウムを実施しました。

- ・ 5/13 私たちが取り組む地球温暖化防止対策

今後も、環境再生の実践と、学びの場の提供という2つの柱を軸に活動を推進していきます。

おわりに

倉敷市では、昨年4月に倉敷市環境学習センターがオープンし、倉敷市環境監視センターと併設された学習の拠点として今後の活用が期待されています。現在は、小学生を対象とした講座が多く開催されています。

この環境を学ぶ施設が水島という地にできたことは、水島のまちづくりにとっても意義あることです。企業・行政・NPOをつなぐ拠点となるよう、今後、さらに期待されています。

みずしま財団もこの施設を活用しながら、様々な主体との関係性をつくりだしていきたいと思っています。

そして、研修事業「みずしまプロジェクト」を強化し、社会学・医学分野だけでなく、法学分野等の学生や社会人にむけて、水島の教訓を未来に活かすよう、前進させていきたいと思います。

サイト・ブログ、フェイスブック、ツイッターの連動により、効果的な情報発信を行っています。ぜひ一度、ご覧下さい。

また、日本語ビデオ、英語版DVD、報告書も発行していますので、ご活用いただけると幸いです。

ホームページ：

<http://www.mizushima-for.jp/>

フェイスブック：

<http://www.facebook.com/mizushimaf>

〔7〕 あおぞら財団 報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員 小 平 智 子

あおぞら財団は設立16年をむかえました。『公害』を軸におきつつも、西淀川地域や社会全体の課題に対し、できることを模索しながら活動を続けています。5分野に分かれたあおぞら財団の活動の一部を、それぞれ報告します。

① 公害のないまちづくり～防災まちづくり

東日本大震災発生をうけ、防災まちづくりの活動に取り組んでいます。海に面し、淀川と神崎川に挟まれた西淀川区は、震災時には津波の到達も心配されます。今までの避難訓練では、津波は想定されておらず、要援護者の命を守る防災訓練は十分には実施されていませんでした。そこで、西淀川区の佃地区をモデル地区とし、要援護者の避難訓練を実施しました。地域の方、防災リーダー、中学生、水防や消防署の方など、約400名が参加する大規模な佃地区の防災訓練とあわせて行いました（11/4）。実際に防災用の担架でけが人を運ぶ訓練や、車いす利用者や視覚障害者の避難などの体験を通じ、地域の人と要援護者が避難するための課題を学びました。



担架で要援護者を運ぶ訓練

この活動は、佃地区の避難訓練以外にも防災セミナーを西淀川区内や明石市、堺市で実施しています。

② 公害経験を伝える ～各地で資料整理すすんでいます

西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）では、「記録で見る大気汚染と裁判（<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>）」というウェブサイトのコンテンツ作業を

行っています（独立行政法人環境再生保全機構の事業）。裁判資料は、公害の原因、被害者と加害者の言い分、根拠となるデータなどがそろっており、整理し公開することで公害を伝えると同時に活用も期待できます。すでに西淀川公害裁判の資料は公開していますので、ぜひご活用ください。

2011年度からは3カ年かけ、四日市と倉敷・水島の公害裁判の資料を整理して一般公開する準備をしています。ご期待ください。

③ 自然や環境について学ぶ ～環境大臣賞をうけました

自然が少ないと思われがちな西淀川ですが、大野川緑陰道路や淀川、矢倉干潟など変化に富んだ自然があります。財団では設立当初から、地域の人々や子どもたちと一緒に西淀川での自然環境調査を積み重ねてきました。月に1度の矢倉海岸定例探鳥会は、130回をこえました。小学生と一緒に、春にはタンポポ調べ、夏にはセミのぬけがら調べなども実施しています。こういった一連の取り組みが評価され、『平成24年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣賞 自然ふれあい部門』を受けました。全部門あわせて35の団体が受賞しましたが、殆どが国立公園や地方など自然の豊かな場所での活動であり、都市部で、まして公害被害のあった西淀川区での活動が評価されたことに、意義を感じています。

④ 公害患者さんの生きがいづくり ～呼吸リハビリテーションプログラム

ぜん息患者さんに向けて『楽しく呼吸会』と題した呼吸リハビリテーションの勉強会を2カ月に一度程度、西淀川区の複数の診療所で開催しています。ぜん息を抱えながら苦しむ患者さん同士が、日頃の病気の悩みを交流したり、呼吸法を学んでもらおうというもので

す。体力をつけるため、西淀川区の隠れた名所、海を望む『矢倉緑地公園』へ遠足に行きました。中には初めて来たという参加者もありました。夏バテ防止を目的に企画した栄養士さんを招いての食事指導では、実際に水分補給のお茶ゼリーなどを試食しました。バラエティに富んだ体験型のプログラムは、毎回好評を頂いています。広報紙『楽しく呼吸ニュース』もダウンロードできますので、ぜひご覧ください。



シェアのポーズで肺をひろげています

(<http://aozora.or.jp/katsudou/ikigai/raqueraque>)

⑤ みんなとつながる

～国際交流：

日中公害・環境問題に関する研修プログラム

環境省事業として中国の環境 NGO を招いての研修も、実施しています。

財団理事長の村松弁護士による「西淀川大気汚染裁判と日本の公害問題」の講義や日本の弁護士との意見交換会、企業の取り組みのヒアリング、市民共同発電所の見学などを行いました。研修の最終日には、一般参加者を募って「日中環境問題サロン 2013」を開催し、研修に参加した中国の環境 NGO のメンバーが、取り組みを報告しました。(2/2、参加者 25 名)

今、中国での越境大気汚染が日本で問題になっていますが、折しもこの研修の期間は、大きく報道され始めた時期でした。このような市民レベルの草の根の交流が、平和的に問題を解決していく下地となると信じています。

⑥ 重点事業

その他、その年々の情勢にあわせ、分野を超えて『重点事業』を位置付けています。

2012 年度は、東日本大震災復興支援の取り組みとして、大阪発の被災地応援ツアーを企画しました。一般向けの被災地エコツアーリズムツアーを 2 回、防災まち

づくりを学ぶ大学生のスタディツアーを 1 回行いました。復興のためにできること、自分達の地域でできることを、現地で学ぶことが目的です。

また西淀川区の人にもっと財団を活用してもらおうと、2010 年 12 月に完成した地域交流スペース「あおぞらイコバ」の貸出しを行っています。完成から 2 年が経過し、月に一度の野菜市や、地域の人が自分達の作品展示に使うなど活用の幅が広がっています。

活動財源を確保していくため、企業からの寄付集め、屋上看板や機関紙『りべら』での広告募集、情報発信の強化など様々な方法を模索しています。あおぞら財団は公益財団法人なので、税制上の優遇措置がありますので、ご支援をどうぞよろしくお願いします。



被災地ツアーではガレキ撤去のボランティア体験もしました

参考：

あおぞら財団のホームページ：<http://aozora.or.jp/>

ブログ：<http://aozora.or.jp/blog>

Facebook や Twitter を用いての情報発信に力をいれています。

(基地騒音)

〔1〕第2次新横田基地公害訴訟 報告

弁護士 山 本 哲 子

1 旧訴訟から新訴訟まで

横田基地公害訴訟は、大きく分けて①1976年に、基地直近の住民が中心となり国内ではじめて米軍基地の騒音訴訟を提起した「旧訴訟」、②1996年～1998年にかけて提訴した、すべての騒音地域から住民約6000名が参加したはじめての大型訴訟である「新横田基地公害訴訟」がたたかわれてきました。

いずれも、過去の損害賠償は認められましたが、夜間騒音の差し止めと将来にむけての損害賠償請求は認められませんでした。

しかし、新横田基地公害訴訟の控訴審判決（2005年11月30日）では、結審後1年に限ってではありますが将来の損害賠償を認めさせ、将来請求に風穴をあけたこと（ただし、最高裁では否定された）、また騒音を放置し、何の対策もとらない国に対し「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の誹りを免れない。」と激しく国の怠慢を指摘したことは、住民に大きな力を与えたものです。

2 いよいよ第2次新横田基地公害訴訟提訴へ

横田基地には、在日米軍、第5空軍司令部が置かれています。そこに2012年3月に自衛隊航空総隊司令部が移駐し、「自衛隊横田基地」の看板もかけられ、ミサイル防衛に対処するための日米共同統合運用調整所も新設されました。日米一体化が進み横田基地の機能は強化されるばかりです。

新訴訟が終了してから5年以上がたちましたが、横田基地の騒音は一向に減りません。それどころか、事

故や多様な訓練の増加（最近ではパラシュート降下訓練も開始）、オスプレイの飛来の危険など、周辺住民は騒音だけに止まらない墜落や落下の恐怖にも怯えているというのが実情です。

満を持して、今年3月第2次新横田基地公害訴訟を提起することに決めました。第1次訴訟の提訴時よりも騒音地域が小さくなったこともあり、原告は1000人規模になる見通しです。

3 第2次訴訟の目的

横田基地については、日米合同委員会で、夜10時～朝6時までには緊急時以外は飛行を禁止することが合意されています。しかし、夜10時前の「駆け込み飛行」、朝6時過ぎの「待ってました飛行」は非常に多く、特に夜7時～10時までの団らん時間帯は、米軍の訓練のピークの時間帯で、その時間帯の騒音は深刻です。

住民が一日の仕事から帰宅しホッとできる時間帯を含め午後7時～朝7時までの飛行の差し止めを求めます。これは住民の悲願です。

また、これまでうるささ指数75w以上の地域の住民にしか損害賠償が認められてきませんでした。騒音被害地域はもっと広く、その周辺地域に暮らす住民からも救済を求める声が上がっています。75wの地域の外側に住む住民の被害救済も求め、救済範囲の拡大をめざします。

米軍の自由自在、勝手気ままな基地の使用は認めません。相手国の住民の人権への十分な配慮のなかで、細心の注意を払って飛行は行われるべきです。それが、基地という危険な施設を使用する大前提の原則です。安全への第一歩です。私たちは、全国の基地訴訟と連携しながら、首都東京で粘り強く運動を続けていきます。みなさまのご支援をお願いいたします。

〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟 2013 年報

弁護士 齋 藤 祐 介

1 提訴に至る経緯

1982 年に提訴した第一次嘉手納爆音訴訟では、1994 年に第一審判決が、1998 年に控訴審判決が言い渡された。2000 年に提訴した第二次嘉手納爆音訴訟では、2005 年に第一審判決が、2009 年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されている。

上記各判決は、いずれも、程度の差はあるが、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と断罪し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものである。

しかしながら、1982 年の提訴以来、実に 30 年以上が経過しているが、一向に嘉手納飛行場から生ずる爆音が消えることはない。

それどころか、国が司法判断を受けて、爆音をなくすべく真摯に努力をした事実は全くなく、抜本的な対策は何らなされていない。

爆音は、30 年来、「放置」されていると言っても過言ではない。

このような状況で、2011 年 4 月、嘉手納飛行場周辺住民は、第三次嘉手納爆音訴訟を那覇地方裁判所沖縄支部に提訴した。

上記で述べたように、30 年以上に亘って、違法な爆音は放置され、国が司法判断に従い抜本的な騒音対策を取った事実はないのであり、基地周辺住民の怒りは頂点に達している。

そのため、第三次嘉手納爆音訴訟は、提訴時において、原告数 2 万 2058 人を数える国内最大規模の訴訟となった（なお、嘉手納町においては全町民の約 35% にあたる町民が原告となっている）。

2 訴訟の経過

ア 審理等

2011 年 10 月 20 日の第 1 回口頭弁論以来、現在まで、5 回の口頭弁論期日が行われている。

第 1 回～第 2 回口頭弁論の様子は、既に前年の報告で報告済みである。

口頭弁論期日においては、嘉手納飛行場からの基地被害に関連する新聞記事の映写・説明、原告による意見陳述、弁護団による書面の要旨陳述などを行っている。

また、同時に、法廷外においても、口頭弁論期日の度に、法廷に入りきれなかった原告を対象に、弁護団数人で、法廷中で行われているやりとり等をマイクで説明している。

裁判所としては、本件を計画的かつ迅速に審理したいとの意向であり、弁護団と国双方に対して、立証計画を早期に提示するよう求めている。

弁護団としては、当然、本件の迅速な審理・終結も大切ではあるが、万が一にも拙速な判断がされるようなことのないよう、慎重な注意を払って対応しているところである。

但し、上記裁判所の訴訟指揮もあり、本訴は、あと 2 年程度で結審・判決となる可能性がある。

従前の爆音訴訟の審理期間と比較すれば、迅速な進行となっているものと考えられる。

イ 対米訴訟提起

2012 年 11 月 30 日、アメリカ政府に対して、飛行差し止めと損害賠償を求める訴訟を追加して提訴した。

第二次訴訟では、対米訴訟について、訴状の送達すらされずに、「外国国家の主権的行為については民事裁判権は免除される」として、却下された経緯がある。

しかしながら、今回は、2009 年、「外国等に対するわが国の民事裁判権に関する法律」（主権免除法）が施行されたことにより、同法を法的根拠として、米国に対し、提訴したものである。

対米訴訟提訴以来、現在まで、未だ訴状の送達はなされていないが、今後、裁判所に対し、主権免除法等を主張して、訴状を送達するように働きかけていく必要がある。

ウ 国による「甘受主張」

この間、国による訴訟対応で、最も原告らを憤慨させたのは、国による「甘受」主張であった。

曰く、国は激甚地域における土地の買い取り等の施策を行っているとは主張し、「移転の補償等の施策を利用するか否かは、専ら居住者の自由な意思に委ねられているのであるから、これを利用せずに居住を継続するというのであれば、その居住者は、航空機騒音の影響があってもなお当該地域に居住する利便を選択しているものというべきである。このことから、自ら居住を継続するとした居住者は、航空機騒音の影響を自ら甘受すべきものであるといえる。」というのである（国による 2011 年 5 月 7 日付第 2 準備書面）。

国による買取政策を利用して現住居から退去しない以上、いかなる航空機騒音の影響も甘受すべきという主張である。

この国による甘受主張は、国の沖縄に対する高圧的な態度を表す典型的なものであり、沖縄県内のメディアにおいても大きく報道されることとなり、基地周辺住民の怒りに火を付けた。

原告は直ちに、法廷で、上記甘受主張に対する意見陳述を行い、弁護団としては、国に対し、上記甘受主張を撤回するよう求めた。

また、裁判所に対しても、国に対して撤回するよう求釈明するよう強く求めた。

これを受けて裁判所も、国に対して、法廷で、「撤回してはどうか」と述べるに至ったが、国は結局、撤回を拒否した。

この事件により、原告らの本訴訟に対する意欲は、ますます高まったといえよう。

3 今後の予定等

本年 4 月 1 日より、環境基準の評価指標が従前の WECPNL から LDEN へ変更される。

弁護団としては、同環境基準の改正により、裁判所の判断に不当な影響が及ぶことのないよう、引き続き調査・研究を行っている。

また、第二次訴訟においては、読谷村座喜味以北に居住する住民について、告示コンター内であるにもかかわらず、実勢騒音が告示コンターと乖離しているとして、損害賠償請求が棄却されたという事情がある。

しかしながら、座喜味以北の住民において、騒音被害の訴えは強く、同地域においても受忍限度以上の爆音に晒されているものと考えられる。

弁護団では、この座喜味以北地域についても、正当な判断が得られるように、調査等を行っているところである。

また、これまで認められてこなかった騒音差止めや、健康被害、対米訴訟についても、今度こそは正当な判断がさせるように、万全を期して調査・研究しているところである。

4 法廷外の活動

周知のように、沖縄県においては、既に普天間飛行場にはオスプレイが配備されている。

沖縄県民は、これらの動きに対して、普天間飛行場の野嵩ゲート前において抗議活動等を行っているが、本訴訟の原告においても、これらの活動に参加している。

間もなく、国は沖縄県知事に対して、名護市辺野古への新基地建設のために、公有水面埋立許可申請を行う可能性がある。

我々弁護団は、嘉手納爆音訴訟に加えて、これらの問題に対しても、法廷外において、全力で取り組んでいく所存である。

〔3〕 第二次普天間基地爆音訴訟の経過

弁護士 加 藤 裕

1 普天間基地返還についての情勢概観

すでに周知のとおり、普天間基地は、1996年のSACO合意での返還合意から今年で17年目となるが、まったく返還の目途が立っていない。安倍自民党政権が復活したもとでも、政権は以前として2006年の米軍再編合意にもとづく辺野古沿岸への移設に固執し続けている。政府は、辺野古沿岸案の環境影響評価手続に関し、2012年12月に評価書の補正書を提出し、いつでも公有水面埋立承認申請ができる状況に至っており、本年3月には申請がなされとの報道もみられる。

これに対して、沖縄県民の世論は一貫して普天間基地の県内移設反対であり、早期返還への願いは強い。県内政治のレベルでも、以前には県内移設条件付返還の容認論が一定の幅を利かせていたが、2010年1月の名護市長選挙で移設反対の稲嶺市長が誕生したことに加え、この間のオスプレイ配備強行への県民の怒りが、県内移設反対への思いをより強固にしているといえる。普天間基地へのオスプレイ配備強行に対する県民の怒りは頂点に達し、2012年9月9日に宜野湾市で開かれたオスプレイ配備反対県民大会は、主催者発表で復帰後最大の10万1000名もの市民が参加した。そのみならず、同大会実行委員会を構成していた沖縄県内全41市町村の議会すべてで反対決議がなされ、本年1月28日には、全市町村長と全市町村議会議長が連署した建白書を携えて上京し、安倍首相に手渡した。この建白書は、オスプレイ配備計画の撤回のみならず、普天間基地の閉鎖と県内移設反対を掲げたものであり、沖縄はもはや後戻りしないという決意を示したものであった。

2 第2次訴訟の提訴

2012年3月30日、宜野湾市、浦添市及び北中城（きたなかぐすく）村の住民合計3129名が、国を被告として那覇地裁沖縄支部に、第2次普天間基地爆音訴訟を提起した。同年12月13日にはさらに288名が追加提

訴し、第2次訴訟の原告は3417名で、原告数約400名の第1次訴訟の8倍以上の規模となった。

これだけ多くの市民が訴訟に参加したのは、まさに先に述べた普天間基地返還への切実な願いからである。

弁護団は、第2次訴訟でも、普天間基地から爆音をなくすこと、これは基地の閉鎖と同義と言ってもよいものであるが、その実現のために全力を尽くす所存である。法的な主張では、まず第1に、「第三者行為論」を克服するべく、日本政府の行為に着目した差止を構成できないか、ということに力を注いでいるところである。第2には、2012年12月の追加提訴の段階で、普天間基地での騒音の継続を放置している状態こそ人格権や平和的生存権等を侵害する憲法違反の状態であるということの確認を求める違憲確認請求を追加した。これは、どんなに爆音の違法が認定されても、将来請求や差止が認められず、事実上不法行為を止める手段がないのであれば、違法行為からの救済という裁判を受ける権利自体が侵害されているのではないか、という問題意識から発したものである。国はさっそく、給付請求が可能なのだから確認の利益はない、と反論している。弁護団のこのような確認請求は、将来の違法を除去するための手がかりを得られないかという問題意識からの考え方であり、他の弁護団とも意見交換を重ね、より深化させていきたい。

3 訴訟の進行など

第2次訴訟は、提訴して1年経とうとしているが、本格的な主張のやりとりはこれからであり、一定の期間が必要と見込まれる。これは一つには、那覇地裁沖縄支部は民事合議部が1部しかないにもかかわらず、普天間より巨大な第3次嘉手納訴訟も係属しているのみならず、普天間基地における当訴訟団とは別の「騒音訴訟」が昨年夏に1000名余で提訴されたことにもよる。なお、この普天間別訴訟は、もともと第1次訴訟に加わらなかった一部の住民が、沖縄防衛局に対し、訴訟に参加しなかった者にも「平等に」補償金を支給

せよ、と交渉し、それが受け入れられなかったために、
敢えて爆音の差止請求をしないという政治判断のもと、
過去の賠償のみを求めて提訴したものであり、当弁護
団とは無関係である。

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動

イタイイタイ病弁護団 事務局長
弁護士 水谷 敏彦

1 はじめに

2012年度はイ病訴訟完全勝利判決から40年という節目の年であった。

その節目の年に、汚染土壌復元事業の完工をみることができ、また被害住民の悲願であった富山県立イタイイタイ病資料館が開館の運びとなり、40年にわたる住民運動の成果が大きく実った年だったと言える。昨年8月9日には「勝利判決40周年記念被害住民の集い」を開催し、この40年間の運動の経過を振り返り、成果を確認し合った。

しかし、上流に神岡鉱山（鉱業）がある限り再汚染の危険は常につきまとうのであり、神通川の現在のカドミウム濃度がたゆまぬ発生源対策の結果であることを肝に銘じ、今後とも発生源監視体制を構築・運営していく必要がある。

また、カドミウム腎症の救済を目指す運動も進んできている。2013年度は、その救済枠組みを成立させ、カドミウム被害根絶の運動に一つの区切りをつけるため、さらに取り組みを前進させたい。

以下、各分野での動向を報告する。

2 発生源対策関係

(1) 第41回全体立入調査の実施

イ病控訴審判決勝利後に第1回が実施された全体立入調査は、2012年度は第41回を数えた。この間、発生源対策に取り組んできた結果、神通川のカドミウム濃度は2004年～2012年で0.07ppbとなり、自然界値（0.1ppb以下）を達成できている。このレベルを維持できれば、復元が終了した農地が再び汚染されることはなく、新たなイ病の原因となるおそれは

ない。そこで、今後は、このレベルを維持し、再汚染を防止するという観点からの発生源対策が求められる。

全体立入調査は例年、8月に行っていたが、2012年度は10月に変更して実施した。“戦時から平時へ”のスローガンの下、従前の大人数での団体交渉型から少人数での監査型の調査、すなわち適正に対策が行われているかどうかを監査する調査への移行を目指して、調査コースを従来の7コースから4コース（鹿間、六郎工場及び水質測定）に減らし、参加人数も減らした。こうした合理化の結果、調査が引き締まり、現地での質疑も活発に行われた。立入調査後の会社との質疑においても、従来にも増して住民が中心となって調査の所感を述べ、住民の目線での質疑が行われた。

(2) 六郎地区旧亜鉛電解工場地下汚染問題

旧亜鉛電解工場の地下には未だに大量のカドミウムが貯留しており、その抜本的な対策が積年の課題となっている。会社は、これに対する方策としてバリア井戸を掘削し、汚染水を汲み上げているが、カドミウムを除去する抜本的な対策にはなっていない。

2012年度は、新たに揚水井戸が掘削され、11月から揚水を開始している。その効果を見ていく必要がある。

(3) 露天掘り跡地対策

2004年5月の連続降雨時に露天掘り跡地から大量の濁水が発生し、栃洞上部坑内濁水のオーバーフローの原因となった。これは、沈砂池の規模が小さく、処理能力が低かったためであり、会社は、その対策として、かつての神岡碎石場の跡地に大規模な沈砂

池を増設する計画を打ち出していた。しかし、会社はその後、露天掘りの整形・植栽の効果を見極めた上で対策を検討したいと回答するようになっている。これらの効果が判明しなければ沈砂池の必要性・規模を検討できないことから、現時点の回答としてやむを得ないと思われるが、会社側から提出を受けた降雨と濁水流出データも参考にしながら、対策を求めていく必要がある。

(4) 坑内水系統の把握

2012年度には、会社側から栃洞鉱、円山鉱の水系統図と題する図面の提出を受けた。坑内は暗いトンネルであって、その位置関係、水の流れは把握しにくい、この図面により従前に比して坑内の状況を把握しやすくなった。2012年度の坑内調査においては、この図面をもとに水の流れについて会社から説明を受け、調査のための定点を暫定的に決めて会社から定点毎のデータの提供を受けるなど、今後の坑内監視のための準備を整えた。

3 イタイイタイ病関係

(1) イ病認定・要観判定関係

一昨年11月に判定保留となったイ病認定申請者は昨年7月8日に不認定となった。現在は新たに2名(いずれも男性)が認定申請中である。

昨年7月8日、85歳の男性が要観察と判定された。この方は認定申請はしていなかったが、住民検診の結果を検討した認定審査会が独自に判定したものである。

要観判定基準をめぐっては、昨年6月に行われた公害被害者総行動環境省交渉において、環境省に対し、要観判定の条件とされている「何らかの骨所見」の意義について実際の要観判定例を挙げて住民に具体的に説明するよう富山県に働きかけることを要請し、環境省は県にこの住民側の要請を伝えたが、遺憾ながら県はこれに応えようとはしない。そこで、上記の要観判定を受けた方についての認定審査会での議論の内容を知るため、審査会議事録等の資料の開示請求を行う予定である。

本年度までの認判定状況は本報告添付の「イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表」のとおりである。

(2) カドミウム腎症の救済

環境省の平成21年8月「カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会報告書」は、①少なくとも β 2-mgが高値(3000 μ g/l以上)で持続する者(高値持続者)はその腎機能が一般人より3ないし5倍の速度で低下すること、②汚染地域住民の近位尿細管障害ないし β 2-mg値が出生世代が古いほど重篤であるとの調査結果から同障害・同値がカドミウム汚染と関連すると裏付けられたこと、を明らかにしている。

そこで、この報告書を踏まえて、昨年6月の公害被害者総行動において、環境省に対してカドミウム腎症の救済を訴えたところ、同省の回答は、「(報告書を踏まえ) β 2-mg高値持続者について、健康管理や生活指導についての検討を進めたい」というものであった。

また、住民・医師・弁護団が参加して行われているイ病研究会において、高値持続者の腎障害の程度が損害賠償法分野ではどのように評価されるか検討したところ、高値持続者(尿中 β 2-mg (Cr非補正)値3000 μ g/l以上の人)はそのほぼ全てがGFR値90ml/分以下(または70ml/分以下)に相当し、厚生労働省が定める後遺障害等級基準の13級に列挙されている後遺障害に該当することがわかった。

環境省報告書では汚染地域住民の近位尿細管障害が出生世代が古いほど重篤であるとされていることからすれば、汚染地域での一定期間の居住の事実があり、かつ β 2-mgが高値で持続する者についてはカドミウムによって腎機能が低下していることが強く推定されることになる。

そこで、今後とも、カドミウム腎症患者の救済を求めて、上記知見をもとにしたより簡便な手続による救済制度を実現すべく、加害企業との調整も視野に入れつつ行政との連携を図っていく必要がある。

(3) イタイイタイ病研究

環境省委託による総合研究の研究班は、3年を一区切りとして研究を継続しており、2010年から新たに開始された研究は、2012年度が最終年であった。

昨年3月、これらの研究報告として平成23年度環境省委託業務報告書(「平成23年度イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(重金属等による健康影響に関する総合的研究)」)がとり

まとめられた。

このうち、カドミウムによる近位尿細管機能異常に関する研究については、昨年度から、富山市民病院の石田陽一医師を主任研究者とする研究班が立ち上げられた。同研究班は、尿中 β 2-mgが持続して高値を示す住民について経時的にデータを集積する調査研究として「尿中ベータツーミクログリブリン高値持続に関する個別健康調査」を実施しており、その研究成果が注目される。

4 その他の諸課題

(1) イ病資料保存問題

昨年4月29日に県立イタイイタイ病資料館が開館に至り、この開館に伴い、住民運動の拠点であった清流会館において保管していた多くの資料が引き渡された。

ところで、イ病資料館においては一般資料しか収集・保存されないため、貴重な研究資料、特に医学研究者が保管しているイ病研究に関する第一次資料の収集・保存が喫緊の課題となっている。

昨年環境省交渉では、こうした第一次資料等の収集・保存につき環境省が主体となって現状を把握し、収集・保存する手立てを講じるよう求めたところ、環境省は、研究資料の散逸防止の重要性及び研究資料の一元管理の必要性についての認識を示しつつ、環境省の実施するリスクコミュニケーション事業において委託事業の形で、資料の収集・保存及び情報発信のための予算を2011年から確保しており、これを今後も継続させたいこと、資料の所在を調査した上で一元管理をどういった機関が行うべきか県と調整協議を行っていくことなどを表明した。イ病資料の収集・保存については、今後とも環境省及び県との粘り強い交渉が必要となる。

(2) イ病資料館の機能充実

昨年4月29日に開館の運びとなったイ病資料館は、本年1月末には入館者数が3万5000人を超え、韓国から中学生が修学旅行で訪れるなど、カドミウム被害の発生防止と環境保全の教訓とするための情報を国の内外に向かって発信している。本年2月には「四大公害病資料館の連携に向けて」と題してシンポジウムを開催するなど、同資料館の情報発信基地とし

ての機能は大いに期待される。

被害住民やイ病弁護士は、この資料館の語り部に登録し、神通川流域のカドミウム被害の経験と教訓を次世代と諸外国に引き継ぐため、語り部活動を行っている。

上記(1)のイ病資料保存の問題も含め、この資料館の機能をさらに充実させていくことが求められる。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2012.12

2012.12										
S	認定患者			要観察者						
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				計	現在数
					患者認定	死亡	解除			
	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68
	56	1	4	39	1	①	0	7	7	62
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58
	58	10	7	37	0	④	6	7	13	45
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30
	61	4	7	21	1	③	1	7	8	23
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18
H	1	4	6	15	0	①	2	4	6	12
	2	1	4	12	0	①	0	2	2	10
	3	1	1	12	5	1	1	0	2	13
	4	5	6	11	5	③	1	2	3	15
	5	18	14	15	0	⑬	4	1	5	10
	6	3	4	14	2	3	0	0	3	9
	7	0	1	13	0	0	0	0	0	9
	8	0	2	11	1	0	5	0	5	5
	9	0	2	9	0	0	0	0	0	5
	10	2	2	9	0	0	0	0	0	5
	11	0	3	6	0	0	0	0	0	5
	12	1	1	6	0	0	0	0	0	5
	13	1	1	6	1	1	0	0	1	5
	14	1	3	4	1	①	0	2	2	4
	15	1	1	4	0	0	1	0	1	3
	16	1	2	3	0	①	0	1	1	2
	17	0	1	2	0	0	0	0	0	2
	18	3	1	4	0	0	1	0	1	1
	19	1	0	5	2	1	0	0	1	2
	20	3	2	6	0	1	0	0	1	1
	21	0	1	5	0	0	1	0	1	0
	22	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	23	1	2	4	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	4	1	0	0	0	0	1
	合計	196	192	4	405	49	141	214	404	1
					(337)	(28)		(146)		

注:()は実数 ○数は申請中死亡者

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ訴訟

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 闘いは新たな舞台へ

2013年3月3日、水俣病不知火患者会は、水俣市内で総決起集会を開催し、水俣病特措法の判定に不服があるとして、同年5月にも提訴する方針である（2013年3月4日付け熊本日日新聞1面）。

ノーモア・ミナマタ訴訟が訴訟上の和解で終結して2年が経過するが、闘いは新たな舞台に移りつつある。以下、この間の動きを敷衍しておく。

2 水俣病特措法の打ち切り

平成23年3月に熊本、大阪、東京、新潟でノーモア・ミナマタ訴訟の裁判上の和解が成立し、平成17年10月から継続していた訴訟は終結した。

その後、裁判原告以外の水俣病被害者に対する措置として、平成22年5月1日から運用が始まった水俣病特措法の運用が行われてきたが、細野豪志環境相（当時）は同法の申請期限を平成24年7月31日までとした。

水俣病特措法はノーモア・ミナマタ訴訟が係属していた最中の2009年7月、国が解決策として提示したものである。同法は、原因企業であるチッソ分社化と抱き合わせになっている究極の悪法であるが、該当者には一時金210万円、療養手当、医療費が支給される制度である。

同法は「国の責務」として、被害者が「あとう限りすべて救済される」ための努力義務を課す（第4条）一方で、「救済措置の開始後3年以内を目処に対象者を確定」することも定める（第7条2項）。しかし、運用開始から2年程度で申請を打ち切れば、その後は水俣病被害者が申請をしても該当者となる可能性も消えるのであるから「あとう（可能な）限り」の救済は物理

的に不可能となることは明らかである。

3 不服申立てを認めない暴挙

また、環境省は、この水俣病特措法で「非該当」とされた者による不服申立てを否定し続け、その根拠として驚くべき詭弁を展開するに至った。

すなわち、平成24年7月25日付けで「水俣病被害者救済の給付申請に係る判定結果に対する異議申立の取扱いについて」と題する回答を熊本県環境生活部長宛に発した。これは、水俣病特措法に基づいて給付申請をしたものの、救済対象に該当しないとの判定を受けた者が不服申立（異議申立）をしてもこれを認めない、というものである。

その根拠の第1は、「救済措置の方針」は関係者との協議による合意を成文化したものであり、同方針に基づく関係県の判定は法令の規定に基づくものではなく当事者の合意に基づく行為であって、行政庁の「処分」と解することはできないというものである。

しかし、同方針は被害者との協議による合意の成文化ではなく、政府が水俣病特措法5条・6条に基づき、その権限と責任において一方的に閣議決定した救済のルールに過ぎない。その策定に当たり要求されているのは、関係県の意見聴取（5条1項）と関係事業者の同意（5条3項）に過ぎず、被害者の意見を成文化する仕組みはまったく存在しない。

次に、第2の根拠は、判定により一時金等対象者と認められたとしても、救済措置を受けるかどうかは救済を求める者の判断に委ねられているから、判定そのものによって、救済を求める者は直接法律上の地位に影響を受けるものではないというものである。

しかし、対象者と認められた者が救済措置を受けな

い場合がありうるとしても、そのことにより、判定の処分性がなくなるものではない。判定の結果、対象者と認められた者は、救済措置を受けるかどうかの判断権を有するが、非該当とされた者にはそのような選択権はなく、水俣病特措法に基づく救済措置を受けられないという法律上の地位が確定するのである。

このような環境省の見解について、蒲島熊本県知事は、当初から環境省の方針に従うような言動をとってきた一方で、伊藤祐一郎鹿児島県知事は、当初、環境省の見解が「間違いになる可能性がある。裁判になったら耐えられない」などとして、不服申立てを審査する方向で検討するとの報道もなされたが（平成 24 年 9 月 12 日付け西日本新聞朝刊 1 面）、一転して「確立した最高裁判例を検討し、申立てが認められないことが分かった」として不服申立てを認めない旨を表明した（平成 24 年 11 月 15 日付け西日本新聞 30 面）。

これに対し、水俣病不知火患者会の特措法部会などが中心となり、不服審査の申立てを断続的に行い、平成 25 年 2 月 19 日時点で、熊本県 127 名、鹿児島県 98 名、及び新潟県でも 3 名が不服審査を申立ててきたが、同日、環境省は、再度、平成 24 年 7 月 25 日付け回答と同趣旨の「最終」回答を通知した。その結果、平成 25 年 3 月上旬までに、これらの不服審査申立てはすべて却下される見通しとなった（平成 25 年 2 月 20 日付け熊本日日新聞）。

しかし、これらの行政の対応については「一時金の支給対象者とするかどうかは行政が一方的に決めており明らかに行政処分。鹿児島県が行政不服審査法に基づき不服審査申立ての審査を検討するのは当然だ」と述べている（平成 24 年 9 月 12 日付け西日本新聞における原島良成熊本大学准教授の発言）。また、「被害を訴える人の言い分に行政の側が丁寧に耳を傾けない『最終解決』はありえないだろう」との指摘がなされている（平成 24 年 7 月 25 日付け西日本新聞）。

4 政府のシナリオは同じ過ちの繰り返し ～被害の矮小化と不完全な救済～

水俣病問題は昭和 34 年末のチッソと患者との見舞金契約、昭和 53 年の公健法上の認定基準の厳格化（いわゆる昭和 52 年判断条件）による大量切り捨て政策、いずれもチッソを含めた国・熊本県などの加害者側が水俣病の被害を「小さく」見せようと躍起になった結果、

後に提起された裁判で救済範囲が不完全であったことが暴露されてきたという歴史の繰り返しであった。

水俣病特措法への最終的な申請者は、平成 24 年 7 月末で 65,151 人（熊本 42,961 人・鹿児島 20,082 人・新潟 2,108 人）であるが、この数字は、平成 7 年政治解決時の申請者 14,753 人の約 4 倍、政府の当初見込み 3 万人の 2 倍の数字である。要するに、水俣病の被害者は我々が考えるよりも遙かに甚大であるのに、加害者側が意図的に押さえ込んでいるのである。

すなわち、政府は、平成 7 年の政治解決時において水俣病患者大量切り捨て政策を変更せざるを得ない状況に追い込まれたが、あくまで昭和 52 年判断条件の見直しを否定した。その後、平成 16 年 10 月の水俣病関西訴訟最高裁判決後も「認定基準は見直さない」と明言した。このように、政府は、公健法上の昭和 52 年判断条件を維持してこれ以上認定患者を増やさない政策を貫く一方で、行政認定申請を取り下げを前提に、すべての救済対象者を水俣病特措法に流し込んで対象者を確定し、水俣病の幕引きを図るというシナリオを描いているが、そのシナリオに必要なのが今回の「申請期限の設定」及び「不服申立てをさせないこと」であった。

なお、2013 年 1 月 20 日のスイス・ジュネーブにおける国連の政府間交渉において、2013 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択される予定となった。また、2013 年 10 月下旬から 11 月にかけて、天皇、皇后両陛下の出席を得て第 33 回全国豊かな海づくり大会が熊本県で開催され、その放流事業を水俣市で行うことが決定し、蒲島熊本県知事が「水俣の海が再生したことを全国に発信したい」とコメントしたとの報道もある（2013 年 12 月 23 日付け読売新聞朝刊）。

これらを踏まえると、政府は、2012 年 7 月末で水俣病特措法の申請期限を切り、これに対する不服申立てを封じた上で、2013 年 5 月 1 日までに、（政府・熊本県、チッソらにとって）水俣病問題はすべて終了したという舞台を整え、同年 10 月には水俣条約を採択して、国外的には水銀による被害防止の国家的な姿勢をアピールしつつ、国内的には、天皇、皇后両陛下の水俣訪問により、残された被害者がさらに声を上げにくい状態を作り上げて、水俣病問題の幕引きを図るというシナリオを描いていると評価されるべきである。

5 被害の掘り起こしと今後の闘い

このような政府のシナリオによると、今後、残された救済制度はいわゆる公健法上の認定制度のみになる。そして、昭和 52 年判断条件により患者切り捨てを続行して水俣病問題の収束を目論んでいる。

これに対し、私たちは、これまでも実際にたくさんの被害者が存在することを社会的にアピールし、その多くの被害者の存在を闘いの原動力としてきた。公害問題の解決は決して加害者のための解決であってはならず、あくまで被害者を中心とした解決でなければならない。その具体化が、平成 21 年 9 月の 1000 人大検診であり、平成 24 年 1 月の 500 人検診であった。

水俣病特措法打ち切りの直前期の同年 6 月 24 日に不知火患者会が中心となって行われた水俣病一斉検診（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）では、対象者

1396 名中、88 パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

特筆すべきは、水俣病特措法では原則として救済の対象外とされている地域に居住する受診者においても 88 パーセントが、昭和 44 年 12 月 1 日以降に出生した受診者においても 85 パーセントが四肢抹消の感覚障害の所見ありとされている点である。要するに、特措法では原則として救済されない人も、救済対象者と同様の割合で水俣病の症状が見られるのであり、このことは、特措法による救済が不十分であることを物語っている。

私たちは、今後とも、このような草の根運動に取り組みながら、すべての被害者の正当な救済のため尽力したい。

〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 和解解決

他県居住の水俣病患者の救済と水俣病の最終解決のための世論喚起を目的として 2009 年 2 月 27 日に大阪地裁に提訴された「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」は、2011 年 3 月 28 日に和解が成立し、裁判上は解決をみた。解決内容も、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みにより、原告 306 名のうち 282 名（92.2%）が一時金等対象者となり、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかった高率の救済率を実現することができた。さらに、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和 44 年 12 月以降」の出生の被害者について

も一定割合の救済者を出すことができたことも大きな成果であった。

2 特措法による行政救済に向けての取り組み

しかし、水俣病に対する偏見や救済措置に関する情報の欠如等から、近畿においても多くの水俣病患者が未救済のまま取り残されており、和解後は、それらの患者を救済するために、特措法の行政救済に向けての取り組みが運動の大きな柱になった。

具体的には、2011 年 12 月以降、民医連の医療機関による水俣病検診が 2 か月に 1 回のペースで実施され、毎回、多数の患者が水俣病と診断され、特措法の申請

手続を行った。その検診には、当弁護士団から毎回3～4名の団員を派遣し、患者からの相談に対応した。

3 特措法申請締め切り阻止に向けての取り組み

上記のような取り組みの結果、これまで埋もれていた潜在患者がようやく手を挙げるようになり、毎月1000人以上の患者が新たに特措法の申請をする状況になった。その矢先、政府・環境省は、2012年2月に、特措法の申請受付を同年7月末で締め切ることを決定した。このような政府の決定が、大量の未救済患者を後に残すという、これまで水俣病に関して何度も繰り返されてきた失敗をまたぞろ繰り返す結果になることは明らかであった。

そこで、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護士全国連絡会議挙げて締め切り阻止に向けて取り組むことになり、まずは全国で反対署名集めを行った。近畿においても、不知火患者会近畿支部の会員や大気公害患者会などに協力を呼びかけ、患者の中には一人で80通もの署名を集めた人もいた。

また、2012年7月に三波に分けて取り組まれた環境省前座り込み行動には近畿弁護団の団員10名全員が参加した。

これらの取り組みにもかかわらず、7月末の申請締め切りは阻止できなかったが、全国連に結集した患者会や弁護団の取組は、政府に特措法の救済手続を適正に運用させる大きな力になったことは間違いない。

4 今後の課題

現在は、昨年7月までに特措法に申請した患者の判定手続が行われているところであるが、その結果、救済が認められなかった患者、あるいは、何らかの事情で昨年7月までに特措法の申請ができなかった患者、これらの患者をどのようにして救済するかが今後の課題になる。

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団は、全国連に結集する他の弁護士団や患者会と協力して、この課題に取り組む、「全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

〔3〕 ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済の闘い

新潟水俣病弁護団 団長
弁護士 中村 周 而

1 環境省による救済受付の締め切りの強行

- (1) 環境省は、平成24年7月31日、多くの水俣病関係者の反対の声を無視して、水俣病特措法（以下「特措法」という）に基づく救済申請の受付を一方的に締め切った。

平成22年5月に申請受付が開始されてから24年7月末までの間の新潟県に対する申請は2108件（但し、新規申請者数は1761人）。熊本・鹿児島を含めた全国の申請者数は6万5151人となり、当初国が想定していた3万人を倍以上も上回った。改

めて水俣病被害の広がり大きさを痛感せずにはいられない。

新潟では、環境省が申請受付の締め切りを発表して必死になって周知徹底をはかった平成24年3月以降の申請者数は866人で、これは新規申請者の約半数にあたる。それまで1か月あたりの申請者数は平均数十人だったのが、平成24年3月以降は百人以上になり、同年7月の1ヶ月間の申請者は443人になった。

このように締め切り間際に申請を行った被害者の多くは、それまで自分が水俣病被害者であるこ

とに気づかなかったり、さまざまな社会的差別や偏見のために申請が遅れた人たちであると思われるが、そうだとすれば、7月末日までに水俣病の全被害者が全て申請手続を行ったとは到底考えられず、今回の救済申請の締め切りで多くの潜在被害者が救済を受けられなくなることは必至である。ちなみに、平成24年8月以降も、阿賀野患者会や沼垂診療所には、水俣病の診察を受けたいとか特措法による救済申請はできないのかといった問い合わせや相談が寄せられているという。

- (2) 特措法の前文にも謳われているように、この法律は、平成16年の関西訴訟最高裁判決によって国や熊本県が長期間にわたって適切な対応をすることができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたことを契機に、新たに多くの被害者が救済を求めている状況のもとで、「公健法の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止めて、その救済を図ることとする」とし、「これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する」としている。とくに「救済の原則」として、「救済を受けるべき人があとう限りすべて救済されること」が定められ(3条)、「国等の責務」として、国や関係地方公共団体、関係事業者(加害企業)、地域住民に対し、「前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない」(4条)と定められており、いわば「全被害者の救済」が「救済の原則」となっている。

しかしながら、新潟県では、これまで行政による阿賀野川流域の住民健康調査も実施されていないし、社会的差別や偏見を解消する「もやいなおし」もほとんど進展していない。

このような状況下で、被害者団体をはじめとする多くの水俣病関係者の反対の声を無視して、救済申請の受付を締め切った環境省の措置は、未だに救済を求めて手を上げられないでいる沢山の潜在被害者を切り捨てるものであり、問題である。

2 合理的理由のない非該当の判定

- (1) 救済申請の締め切りとともに問題になっているのは、救済申請をしたのに、判定検討会において十分な説明がなされないまま救済対象者と判定されず、非該当と判定されたケースが少なからず生じていることである。

熊本や鹿児島では、「地域外居住者」と判断されて救済対象者から外され、非該当と判定された人々が県に対して異議申立をするという取り組みがなされているが、新潟でも非該当と判定された3人の被害者が新潟県に対して再申請と異議申立を行っている。

新潟県に対して異議申立等を行っている3人は、主治医の提出診断書では、いずれも水俣病特有の四肢末梢優位の感覚障害を有しており、阿賀野川流域に長年生活していたが、昭和35年以前に仕事等の関係で新潟県外で生活するようになった人達である。

それでは、何故、救済対象者に該当しないと判定されたのか。その理由を県に問いただしたところ、「昭和40年12月31日以前の居住状況や魚介類摂取状況等を総合的に判定したが、阿賀野川流域地域での居住時期における、通常起こ得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性を確認できない」という回答があったものの、それ以上の説明はなかった。

- (2) 特措法の「救済措置の方針」によれば、「通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある」というのは、「昭和40年12月31日以前に阿賀野川流域に1年以上継続して居住し、阿賀野川の魚介類を多食していた」という条件を満たしていれば、救済を受けられることになっている。異議の申立を行った3人は、いずれもこの要件を満たしている。

しかし、これまで環境省は、ノーモア・ミナマタ新潟訴訟の基本合意で設置された第三者委員会の中で、「救済措置の方針」(平成22年4月16日閣議決定)に明確に反する「昭和35年1月1日から昭和40年12月31日まで1年以上連続して居住」というルール違反の条件を持ち出して、全原告を救済することに執拗に抵抗した経緯があった。異

議申立を行った3人についても、判定検討会でこのルール違反の不合理な狭い条件を持ち出し3人の切り捨てを行った可能性がある。

- (3) 昭和電工のアセトアルデヒドの生産は、その前身である昭和合成化学工業鹿瀬工場ですでに昭和11年から行っていた。新潟水俣病認定患者のなかには、昭和32年に発症した方もおり、人体に影響を及ぼす阿賀野川のメチル水銀による汚染は、遅くとも昭和30年初めには起きていたといっていよい。

このような点からしても、環境省が持ち出したルール違反の狭い条件を根拠にして、「昭和35年1月1日以降は阿賀野川流域に居住していない」ことを理由に、判定検討会が3人を「非該当」と判定したとすれば、合理的理由を欠く、極めて理不尽な判定というべきである。

3 異議申立に対する環境省の不当な対応

- (1) 新聞報道によれば、特措法に基づく救済申請を行ったにもかかわらず、非該当と判定されことに対して異議申立を行っているケースは、熊本、鹿児島、新潟の3県で202件（平成24年12月現在）にのぼっている（平成25年2月8日付毎日新聞）。

これに対し、環境省は、「非該当の判定」は「行政不服審査法2条に規定されている『処分』に該当しない」という見解を示し（平成24年7月25日）、熊本県と鹿児島県は、異議申立を却下する方針であることが報じられているが、泉田裕彦新潟県知事は、「常識的には判定は行政処分」であるとしており、我が国の著名な行政法学者の多くも、「環境省の見解は誤っており、判定に不服なら異議申立や取消訴訟が起こせる」という見解を示している（平成24年11月30日付朝日新聞）。

- (2) 新潟弁護士会では、行政法学者の西埜章教授（明治大学法科大学院）から、環境省の見解はこれまでの最高裁判例や通説にも反するものであるという内容の詳細な意見書を作成していただき、平成24年11月30日に上申書を添えて新潟県に提出した。

西埜教授の意見書では、労災就学援護費訴訟の最高裁平成15年9月4日判決を踏まえて特措法の全体

的な法的仕組みが分析されており、結論として、「現在の判例の動向からすれば、本件申請却下（非該当の判定）には処分性が肯定され、処分性の拡大化を図る通説的見解もまた、同様の結論に至るものと考えられる」としている。

4 今後の課題

上申書や意見書を受け取った新潟県は、「いずれ結論をまとめる」としているが、県から、いつ、どのような結論が出されるのか、現時点では全く不明である。しかし、どのような結論が出るにせよ、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済の闘いは、今後も継続されることになる。

その場合、特措法の救済申請をしなかった「未申請」の被害者を含めて、どのような闘いが可能であるか、熊本をはじめとする全国のノーモア・ミナマタの闘いと連携しながら、検討をすすめたい。

〈付記〉

その後・新潟県は、3月6日判定は「行政処分にあたると判断し、異議申立を受理して審理を始める方針を決めた。（平成25年3月7日朝日新聞）

〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京弁護団の活動

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長
弁護士 尾崎 俊之

1 はじめに

昨年度までは、当弁護団が携わってきたノーモア・ミナマタ東京訴訟に関する報告という形で執筆してきた。

しかし、本年度当弁護団は、専ら水俣病不知火患者会関東支部の顧問弁護団として、患者会の諸活動に関わって活動してきたので、本年度の報告も、弁護団の活動と題して報告させていただく。

2 「環境省の水俣病特措法によつての患者救済の打ち切り」に抗する闘い

昨年度の報告で述べたように、環境省は、水俣病特別措置法によつての患者救済につき、昨年3月までで申請を打ち切ろうとしていたが、患者団体の反対により、その時は断念したものの、4か月後の7月末打ち切りを打ち出し、これを強行しようとした。

そこで、不知火患者会は、まだまだ救済を求めて申請をする人が後を断たない状況を踏まえ、国会議員や市民などの団体、マスコミに訴えて、救済について期限を切るべきではないという世論の形成を目指して、緊急の団体署名に取り組んだほか、国会議員への要請を繰り返した。そして最大の取り組みとして、7月末申請打ち切りを阻止すべく、7月3～5日に国会前で、7月10～12日と17～19日には、環境省前で、連続して座り込み要請活動を実施した。

この取り組みには、熊本・鹿児島・新潟から患者・弁護団・支援者が上京したほか、東京周辺の患者と弁護団・各種支援団体・個人が入れ替わり立ち替わり参加し、毎日80名程が座り込むという状況を作り出すことができた。

この行動についてはマスコミも注目し、東京でも報道され、環境省の申請打ち切りの不当性が広く国民に伝えられることとなった。

しかし、残念ながら、環境省は「見直せ」の世論の

高まりを無視して、7月末申請打ち切りを強行した。

3 水俣病特措法申請対象者の検診活動

水俣病不知火患者会関東支部では、裁判原告として自分達は救済されたものの、まだ手を上げていない関東周辺の患者が多数存在していることを憂え、医師・医療関係者・弁護団の協力の下、すでに平成11年10月23日、平成12年2月5日の2回特措法検診を行ってきたが、その後もこれを継続し、5月27日、7月22日にも実施した。そして、7月末申請打ち切りに間に合わせるため、申請だけ先行させた患者のための検診として9月2日と10月6日の2回にも検診を行って、診断書を提出する対応も行った。

4 「非該当決定」を受けるなどにより救済されない患者をどうするか？

水俣病特別措置法は、患者の居住地域や発症年齢によって、救済に線引きをしており、その対象外とされた者には特別の立証を課している（例えば、行商人から魚を買った者は、その領収証とか）。この結果、すでに「非該当の決定」を受けている者が多数に昇っているが、環境省は、この「決定」を「処分」ではないとして、不服申立（「異議申立」）の手続を認めない。患者としてはこれでは納得できず、すでに「異議申立」をしている者が200名に及んでいる。

また「公的検診」で痛覚の麻痺を否定しようとする余りか（？）患者に楊枝で皮膚を血が出る程突くなどの不適正・杜撰な検診が行われているので、今後症状要件を欠くとして「非該当」とされる者が多数出ること懸念される。

さらに、申請打ち切りにより、救済を求める機会を失った患者もまだまだ多数存在することが予想される。これらの問題を社会的に問うて行くことが、今後の大きな課題として残っている。

水俣病不知火患者会としては、平成 25 年 2 月 16 日にこの問題で、「すべての被害者救済はなされたのか～水俣病特別措置法を問う」というシンポジウムを開催し、世論に訴えかけた。

今後、さらに具体的な行動が取り組まれることになる。

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高 木 輝 雄

第 1 はじめに

名古屋市内の住居密集地域を貫通し、時速 200 キロを越す高速で走行する新幹線列車の騒音・振動に耐えられず、公害の差し止めと慰謝料を求めて沿線住民が裁判踏み切ってから 39 年、最高裁段階で自主和解してから 27 年になる。

原告団はいまでも、JR との交渉、地元自治体との協議、環境省交渉などを継続している。沿線の住環境の整備の課題はまだ残っているし、さらに新たな問題が持ち上がっている。

第 2 1 年間の主な動き

1 騒音・振動の状況

1 定期監視測定（2012 年）

測定時期 10 月 10 日～22 日
騒 音 65～73dB
振 動 53～64dB
列車速度 128～251 km/h

2 拡大測定（2011 年）

(1) 全地域

測定時期 3 月～11 月
騒 音 12.5m 地点 61～82dB
25m 地点 62～80dB
振 動 12.5m 地点 47～72dB
25m 地点 44～68dB
列車速度 90～255 km/h

(2) 7 キロ区間

騒 音 12.5m 地点 61～76dB
25m 地点 62～74dB
振 動 12.5m 地点 50～69dB

25m 地点 45～65dB

列車速度 134～224 km/h

3 騒音 70dB 以下、振動 65dB 以下という目標からすれば、不十分な結果である。

2 JR との協議

1 2012 年 12 月 19 日、JR 東海との第 27 回定期協議が行われた。

2 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音対策、
 - ② 振動対策、
 - ③ 高速道路反射音問題、
 - ④ アスベスト対策の緊急性、
 - ⑤ 東日本震災を踏まえての地震対策、
 - ⑥ 新幹線の高架下、移転跡地の整備状況、
 - ⑦ 深夜の保線工事の騒音問題、
 - ⑧ リニア中央新幹線問題、
 - ⑨ 南方貨物線用地売却に伴う問題等々、
- 重要かつ緊急を要する事項がまだまだ多い。

3 環境省との協議

1 2012 年 6 月 5 日、第 37 回全国公害被害者総行動における環境省水・大気環境局との協議が行われた。

2 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音 75dB 対策から 70dB 対策への移行の必要性。
- ② 名古屋市の拡大測定から騒音・振動がまだまだひどい状況にあること。
- ③ アスベスト対策。
- ④ 高速道路反射音問題について確認書（公害防止協定）が成立したこと。

3 全体に前向きであったが、現状認識は甘い。

4 地元自治体との協議

1 第36回愛知の住民いっせい行動は、2012年7月21日集会、7月26日県交渉、8月3日市交渉が行われた。

2 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音・振動の状況。
- ② アスベスト問題。
- ③ 移転跡地の活用問題。
- ④ 市からJRへの申し入れの内容。

3 ④の内容は、拡大測定結果を踏まえたもので意義のあるものである。

5 高速道路桁下反射音問題

1 2012年3月14日、名古屋市を立会人として、原告団・弁護団と名古屋高速道路公社との間で「確認書」（公害防止協定）を締結した。

その内容は、騒音を悪化させないこと、70dBを超えないようにすることを軸とするもので、意義のあるものである。

2 その後、反射音事前検討会が4回にわたって行われたが、不十分な点があり、原告団・弁護団は2012年11月12日、公社へ申入書を送付した。

6 移転跡地の活用問題

1 明治学区の名27の活用（青パト等の駐車場、菜園等）について、2012年9月26日付で、地元、名古屋市、原告団・弁護団で合意した。

2 全体の活用方法や実現はなかなか困難な課題である。

る。

① 騒音 70dB 以下、振動 65dB 以下の完全達成と維持および現状非悪化。

② 高速道路反射音問題についての確認書の遵守とその活用。

③ 地震対策、アスベスト対策の早期実施。

④ 移転跡地の環境保全的活用の検討。

⑤ 原告団組織体制の補強。

第3 今後の取り組み

1 1974年3月30日訴訟提起、1986年4月28日当時の国鉄との和解成立後、長年にわたって継続されている原告団の運動によって、騒音・振動をはじめとする新幹線鉄道の環境問題は大きく前進した。それは名古屋地区に限らず、全国的にも影響を与えている。しかし、まだまだ多くの課題が残されている。

2 新年度の主な課題としては、次の点があげられ

(道路建設差止)

国分寺道路計画認可取消訴訟

～高裁不当判決について

弁護士 吉田 健一

1 高裁の不当判決

2012年10月31日、国分寺道路計画認可取消訴訟について、東京高裁第20民事部（春日通良裁判長）は、住民の控訴を棄却する不当判決を言い渡した。高裁判決は、わずか8頁という簡単なものであり、高裁での審理を無視するに等しいものである。

本件は、建設予定地の地権者を含む住民ら21名が、07年12月25日に、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（本件道路）の建設事業について国土交通省関東地方整備局長の行った認可（07年11月）は違法であるとして提起した取消訴訟である。2011年3月29日、東京地裁民事3部（八木一洋裁判長）は請求を棄却する不当判決を言い渡したが、住民らは控訴して、東京地裁の不当判決の見直しを求めて高裁でのたたかいを進めてきた。今回の高裁の不当判決により、たたかいは最高裁に持ち込まれることとなった。

2 公共性、公害をめぐる問題点を無視した不当判決

本件道路は、1965年（昭和40年）に幅員28メートルの道路として都市計画決定されたが、2006年に幅員が36メートルに拡幅された。多摩地域の体系的なネットワークの形成による交通渋滞の緩和や南北方向の自動車交通の円滑化などのために必要な道路であるとされ、環境への影響もないというアセスの結果が鵜呑みにされて事業認可された。

しかし、本件道路の建設予定地は、JR中央線で新宿から30分という通勤などの便も良く、一方では緑も残されている静穏な居住空間である。都市計画が決定さ

れた40年前と比べても、住宅の密集化など地域周辺の変化は著しい。本件道路は、国分寺市中央部の住宅街、第一種低層住居専用地域に建設されるものであるが、一部原告らを含む約250世帯（都の説明によっても約800人）もの住民が立ち退きを余儀なくされる。この地域で長年居住してきた住民が多く、高齢者の立ち退きはきわめて困難である。

他方で、渋滞がひどいと言われてきた府中街道も改善が進められているのみならず、今後の人口・車両の減少を見据えると、道路建設の必要性には重大な疑問がある。しかも、本件道路の建設は、周辺住民には大気汚染や騒音などの道路公害、環境破壊をもたらす。

ところが、2011年3月の東京地裁判決は、本件道路の公共性や必要性を認め、道路公害の危険性を否定し、手続き的にも違法性はないとして、住民の請求を否定した。

東京高裁では、大気汚染や騒音問題にかかわる専門家の意見書や隣接する小学校に対する学校環境基準に関する資料などを新たに追加し、道路公害発生の危険性をあらためて明らかにした。また、道路建設の必要性についても専門家の意見書を含む様々な資料を提出して、審理を進めた。ところが、高裁は、大気汚染や道路問題についての専門家証人や住民代表の本人尋問の申請を却下したのみならず、住民らが求めた現場検証も採用せず、現地の状況すら一顧だにしないまま、不当判決を言い渡したのである。

3 不当判決の見直し、最高裁でのたたかいに向けて

住民らは、高裁の不当判決の破棄を求めて、上告受

理申立及び上告申立を行い、2013年1月、これらの理由書を提出した。

とりわけ、本件では、少子高齢化で自動車交通量の減少が明確に予測されているにもかかわらず、本件道路の必要性がなお認められるのか、検討が怠られている。しかも、PM2.5の予測・評価がされていないうえ、環境省調査や類似道路によって明らかにされている大気汚染や騒音など道路公害が発生する危険性を無視し、隣接する小学校の騒音・大気汚染などについての調査・検討もされていない。街づくりという視点からの住環境の破壊も軽視されたうえ、住民らに対する説明義務違反など様々な点において、採証法則や経験則に著しく反する判決であり、審理不尽の違法も顕著である。

さらに、これまでの最高裁判決との関係では、騒音被害について国道43号線訴訟最高裁判決が示した「道路より20メートル以内で屋外等価騒音レベル65dB、それを超える地域では60dB」という受忍限度の適用を否定し、70dBという近接空間の基準を採用した。最高裁判決を無視するものとして問い直されなければならない。

他方で、「違法判断については、処分時を基準とすべきである」という最高裁判決を引用し、本件事業計画の認可時点で公表されていなかった交通量の減少についても、同様に認可当時には環境基準とされていなかったPM2.5についても、検討を要しないと判断された。しかし、これらの問題点については、いずれも認可時以前から広く指摘されていたものであり、「基準時」によるというごまかしは正さなければならない。

弁護団は、提出した理由書において、これらの問題点を指摘して、高裁不当判決の見直しを求めているが、さらに補充書面の提出を準備して、最高裁でのたたかいを進めることになる。

4 住民の取り組み

住民は、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。地域住民の立場から問題提起し、地域の諸団体と共同でシンポジウムなどの取り組みを進めている。

しかし、現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになっている。地裁・高裁の不当判決を見直し、事業認可の違法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が早期に求め

られる。最高裁への要請行動も準備しているところである。

全国の皆さんのご支援を重ねてお願いする次第である。

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告

カネミ油症事件弁護団
弁護士 高 木 健 康

1 カネミ油症被害者救済法の成立

カネミ油症事件から44年を経た2012年8月29日「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立した。

1968年、カネミ倉庫株式会社が製造した米ぬか油（カネミライスオイル）を食べた人に黒い吹き出物などの皮膚症状や様々な全身疾患があらわれた。届出者1万4000人余、認定患者1900人余のわが国最大の食品被害と言われるカネミ油症事件である。被害から40年を超える年数を経た現在でも、カネミ油症の被害者は様々な症状に苦しんでいる。被害者の症状はダイオキシン類であるPCDFが主原因であり、被害者の身体には今でもPCDFが高濃度に残っている。

カネミ油症事件では、被害者の救済を求めて1970年から訴訟を続け、カネミ倉庫、カネカに連勝し、国にも2度の勝訴判決を得て、救済制度の獲得まであとわずかまで迫った。しかし、第2陣高裁判決でのカネカと国への敗訴、最高裁でのカネカとの和解と国への訴訟の取下げで、救済制度の実現に至らなかった。

その後、国への仮執行金の返還問題について被害者が日弁連に人権救済の申立てをしたことなどを契機として、2009年に仮執行金の返還免除に関する特例法が成立した。そして、2011年8月にカネミ油症被害者の救済を視野に入れた超党派の「カネミ油症被害者の救済法案を実現する議員連盟」が設立され、今回の法律の制定となった。

救済法では、「カネミ倉庫が治療費などを支払えるように国が必要な施策を講ずる（9条）」、「国は、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずる（10条）」、「国は、カネミ油症の診断基準の……見直し……（11条）」などが規定されている。10条によ

る健康状態の調査は毎年行われ、これに応じた患者には毎回24万円（国から19万円、カネミから5万円）が支払われることになっている。11条による診断基準の見直しでは、認定患者と同居していた者については認定する方針となった。

救済法による救済は十分なものとは言えないが（例えば、現状では油症の母親から生まれた子を同居家族と見なすことはしない）、救済法が成立したことは大きな前進である。救済法を基にした被害者救済の実現のためには、今後も運動の継続が必要である。

2 カネミ油症新認定訴訟の現状

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）が起こしたカネミ油症新認定訴訟は、2012年8月30日に終結した。訴訟では、PCBの混入した食用油を製造・販売したカネミ倉庫の責任と、現在でもPCBやPCDFが患者の体内に残留して様々な症状の原因になっていることを立証した。

一方、被告からは本件提訴は油症事件の発生した1968年から20年以上が経過しているので除斥期間が成立するとの主張がなされた。これに対して、原告は、①民法724条後段は除斥期間ではなく消滅時効である、②仮に除斥期間としても被告を免責することは正義公平の理念に反する、③除斥期間が適用されるとしても、起算点は各原告が油症に認定されたときである、④認定から20年を経た原告にも被告の一部弁済により請求権は保存されている、などの主張をした。

終結後から和解協議を続けたが、原告の「少なくとも旧訴訟の最低補償額は支払うべき」と主張に対して、被告は「カネミ倉庫の経営からは高額支払いは不能である」と平行線であった。判決を前にして、2013年1

月 28 日に裁判所が示した和解案は、「① 500 万円の支払義務を認めるが、強制執行はしない、② 認定前の治療費として 1 人あたり 30 万円を支払う」という内容であった。この内容では被害者の救済にはならず、応じられるものではない。各地で原告への説明会を行い、全原告が一致して、2 月 21 日に和解を拒否した。

その場合は、2013 年 3 月 21 日に予定されている判決は、厳しい内容が予想される。しかし、何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症患者らが加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正である。仮に、敗訴の場合には控訴をして勝利までたたかう決意である。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

(1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

(2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで52名の患者について訴訟を提起している。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

- ・2012（平成24）年3月25日
薬害ヤコブ病勝利和解・確認書調印10周年記念集会（於・大津）
- ・2013（平成25）年1月10日
新たに判明した患者2名について、大津地裁に訴訟提起（第25次提訴）
- ・2013（平成25）年2月28日
第24次和解成立（患者2名、和解金11,660万円）。
これにより提訴患者 50名について和解成立。

3 この1年間のたたかいと今後の課題

(1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねることによって、和解成立を勝ちとり、2010（平成22）年7月に提訴した患者についても、和解が成立した。

(2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精

神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

- (3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印されてから約3月後に、世界にさきがけて承認された肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻

な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から11年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきた。

〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長
弁護士 阿部 哲二

- 1 東京訴訟は、提訴済患者数が76名、和解成立患者数が73名、未和解は3名となっている。

大津訴訟と合わせると全体で

提訴済患者数 128名

和解成立患者数 123名

未和解患者数 5名

〔H25.2末現在〕となる。

- 2 硬膜移植後にヤコブ病を発症して亡くなられた患者についての提訴を準備中である。ただ、解剖したものの、剖検報告書が出来上がるのに、半年・1年と時間がかかるケースがある。

- 3 昨年は全面解決の確認書調印から10年という節目の年であった。

昨年3月に大津で、5月に東京で10年目の集いが行われた。

確認書調印時には、10年たてば全ての患者の救済が終わっているものと思っていたが、いまだ未和解の患者、これから提訴するという患者がいる。

一日も早く全員救済が出来ることを願っている。

〔3〕 薬害イレッサ訴訟

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長
弁護士 永 井 弘 二

第 1 はじめに

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社：大阪市）が輸入承認した肺ガンに対する抗ガン剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、2002年7月5日、世界に先駆けて申請から僅か5ヶ月余りという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、2002年10月15日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。それまでにイレッサの投与を受けて死亡した患者は少なくとも162人にのぼり、2002年末までで200名にのぼります。そして、イレッサによる間質性肺炎などの副作用によって死亡した被害者は、2011年9月までで843人に上っています。

第 2 訴訟経過

1 2004年7月15日、大阪地裁に薬害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年11月25日には、東京地裁に薬害イレッサ東日本訴訟が提起されました。この訴訟は、国（厚労省）とアストラゼネカ（日本法人）を相手どった、被害の救済を求める損害賠償請求訴訟（国家賠償訴訟）です。

2 2010年7月31日に西日本訴訟が、8月25日に東日本訴訟が相次いで結審し、2011年1月7日、両地裁は和解勧告をしました。

しかし、アストラゼネカ、国は、裁判所の勧告を拒否しました。この際、複数の医学会から、裁判所の和解勧告に対する懸念が表明され、それが被告らの和解拒否の根拠にされました。しかし、これらの見解は、僅か3、4日の間に急遽出されたもので、厚労省が下書きまで作成して公表を依頼

したものであることが明らかになり、厚労省の関係当事者は戒告処分等の懲戒処分に付されました。まさに、厚労省が医学会と一体となってでっちあげた「やらせ」であることが判明したのです。

3 2011年2月25日大阪地裁判決が、3月23日東京地裁判決が言い渡され、大阪地裁ではアストラゼネカの、東京地裁ではアストラゼネカと国の責任が断罪されました。

しかし、震災等の影響もあり、この時点で最終解決まで持ち込むことはできませんでした。

4 そして、東京高裁では、僅か2回の審理で結審し（裁判所は原告の訴訟承継手続がなければ初回結審の勢いでした）、結審から3週間後に判決という極めて拙速な判断により不当な逆転判決をしました。

大阪高裁でも、2012年5月25日、東京高裁と同様に原告の逆転敗訴判決となってしまいました。

現在、両訴訟とも、最高裁第3小法廷に係属しています。

第 3 薬害イレッサ事件の本質

1 地裁、高裁での審理を積み重ねる中で、薬害イレッサ事件の本質が浮き彫りにされました。

2 未曾有の被害

2002年7月の承認直後から、急性肺障害・間質性肺炎による死亡が続々と頻発し、2002年10月15日の緊急安全性情報発出までにイレッサを服用して死亡した被害者は162名にのぼり、2002年年末までで200名にのぼります。僅か3ヶ月、半年でこれだけの死亡者を出した薬害事件は前代未聞で、まさに未曾有の薬害事件といっても過言ではありません。

3 被害発生要因

この被害は、判明していた危険性に対する注意喚起が不十分であったことにより生じたものです。これは、緊急安全性情報発出前の被害者が162名、その後添付文書をさらに改訂した2002年末までの被害者が38名、その後、2003年4月22日までの被害者が14名と、安全対策のたびに被害者が激減している事実から明らかです。

4 承認時に判明していた危険性

東京・大阪地裁が共通して認めた承認時までの副作用報告は、23例の発症例、そのうち13例の死亡例でした。

10月15日に緊急安全性情報を発出する時までには、実際に把握されていた副作用報告は22例の発症例・そのうち11例の死亡例でした（162例の死亡は、その後の報告も含めて後に判明したものです。）。

したがって、承認時、既に緊急安全性情報発出時と同等またはそれ以上の危険性が判明していたのです。しかし、国は、これらの副作用報告について、報告病名だけで判断したために多くを見落とし、7例しか審査に反映させませんでした。

その結果、一応、間質性肺炎を重大な副作用欄に記載させましたが、それでは全く不十分であったため、上記の被害が生じることとなったのです。

5 何故注意喚起が不十分だったか

薬剤性間質性肺炎についての一般的な知見は、「予後は薬剤ごとに異なり、概して予後良好であり、細胞傷害性の抗がん剤では予後不良となることがある。」というものでした。イレッサは、従来の細胞傷害性の抗がん剤とは異なる分子標的薬とされていたので、現場医師等が「概して予後良好」と捉えてもやむを得ないものだったのです。

加えて、イレッサは、承認前後を通じて、「分子標的薬として副作用が少なく軽い」という情報が重層的に流布されており、現場医師等は、よりいっそうイレッサの重篤な副作用について、無防備・無警戒となってしまったのです。

このように、重大な副作用欄で「間質性肺炎が現れることがある」と記載されただけでは、13例の死亡を含む23例の発症例が報告されていたとい

う危険性を全く伝えるものとはなっていなかったのです。

6 アストラゼネカ、国の予見可能性

以上のとおり、イレッサの被害は、承認時に判明していた危険性が医療現場の医師等に適切に伝わらなかったために生じたものです。

そして、承認前の副作用報告は、当然、アストラゼネカも国も保有していた情報であり、僅かな注意をはらうだけで、上記の症例を把握することは極めて容易でした。

上記の薬剤性間質性肺炎についてに一般的知見も、ごくごく普通の知見なので、当然、アストラゼネカも国も前提とする必要があります。

さらに、イレッサの「副作用が少なく軽い」という重層的な情報を流した張本人はアストラゼネカで、また、国も記者発表などで同様の情報を流していました。また、承認審査時の薬事・食品審議会でも、「イレッサの副作用は軽い」「命に危険性はない」という発言が繰り返されており、国もまた、現場医師等がイレッサの副作用に対して無防備・無警戒となることを十分に知ることができたのです。

したがって、イレッサの注意喚起が不十分となった理由・要因を、アストラゼネカも国も十分に知り得たことはあきらかで、被害発生についての十分な予見可能性があったことは明らかです。

7 以上より、イレッサ承認にあたっては、判明していた急性肺障害・間質性肺炎の危険性について、これが致死的事であることを十分に警告すべきだったのであり、それが添付文書の記載要領にしたがった措置だったのです。にもかかわらず、これを怠った以上、イレッサには指示・警告上の欠陥があり、また、国の添付文書についての規制権限の不行使は、著しく合理性を欠き国家賠償責任が発生するのです。

第4 不当な高裁判決

1 ところが、東京高裁判決は、こうした薬害イレッサ事件の本質を全く顧みることなく、原告を逆転全面敗訴させました。

その理由は、23 例の副作用報告例について、いずれもイレッサと発症・死亡との因果関係が「ある」とまで言えないとして、事実上、副作用報告としての重要性を否定したに等しい判断をし、また、間質性肺炎がまれに致死性的となることは一般的な知見だったのであるから、現場医師は、重大な副作用欄に記載されていれば、相応の注意をしなければならなかったというに等しい判断をして、結果として被害発生を要因を医療現場の医師に押しつけたのでした。

しかし、個別の副作用報告を検討するだけで、医薬品と副作用の因果関係が「ある」とまで言えることはむしろ稀であり、因果関係を科学的に証明しようとすれば、多数の症例の蓄積に基づく統計学的な分析が必要になります。しかし、それは、被害が拡大するまで徒に待つことを意味し、そうした対応が薬害・公害を発生させた元凶となってきたことは、これまでの薬害・公害判例が等しく指摘するところで、東京高裁判決は、まさに時代を逆行させるものであって、到底、このまま放置することはできません。

また、イレッサの被害は、上記のとおり、医療現場に危険性が適切に注意喚起されなかったために引き起こされたものであり、ここで医師の注意義務を前提に、製薬企業、国の責任を否定することは許されません。医療現場の平均的な医師の認識を前提とした安全対策が求められることは、イレッサの直前に起きていたソリブジン事件から導き出された重要な教訓だったのである。

2 大阪高裁は、東京高裁が犯したような明らかな誤りは是正したものの、承認前に報告されていた副作用症例 19 例について、これを個別に判断して、因果関係が濃いと言えるのは 1 例に過ぎず、他は因果関係が否定できないに過ぎないなどとして、承認前に判明していた危険性を殊更に過小評価した上で、第 1 版添付文書の記載により、そうした過小評価された危険性は警告されていたとしました。

しかし、副作用症例を個別に見て因果関係の濃淡を判断するなどということは、医薬品の危険性評価としては薬事法上も不法行為法（製造物責任法）上もあり得ない評価手法であり、このような

ことをしては、危険性を見過ごすことになるのは当たり前です。大阪高裁の判断によっても、少なくとも 19 例もの副作用報告がなされ、そのうち 11 例が死亡例であったのですから、イレッサの間質性肺炎には具体的・現実的な死亡の危険性があったことは明らかなです。そして、イレッサは副作用の少ない画期的な新薬であるとの情報がアストラゼネカによって流布されていた以上、第 1 版添付文書の記載では、こうした具体的・現実的な危険性を警告するようなものには到底なり得なかったものであり、大阪高裁の判断もまた、到底、このまま放置できません。

第 5 おわりに

極めて不当な両高裁判決が薬害イレッサ事件の解決を遠のかせたのは事実ですが、何としてでも最高裁で勝訴し、最終解決への展望を切り開きたいと考えています。

〔4〕薬害イレッサ訴訟 決戦は最高裁へ

薬害イレッサ弁護団

弁護士 津 田 二 郎

1 薬害イレッサ訴訟は、「副作用のない夢の新薬」として大々的に喧伝され、世界で初めて日本で承認され、多くの副作用死者をだした肺がん治療薬イレッサについて、抗がん剤の安全性を問い、アストラゼネカ社の日本法人とイレッサを承認した国を被告として、被害の救済を求めている訴訟です。

2 大阪・東京両地裁は、2011年1月、6年半にも及んだ審理経過を踏まえて、国と製薬企業には被害者に対する救済責任があるとする和解所見を出しました。原告はただちに受け入れを表明しました。これに対して、学会等から和解所見に従うと新薬の承認が遅れるなどとしてこれに反対する声明等が出されました。国と製薬企業は、「和解所見に従うと新薬の承認が遅れることを危惧する声がある」ことなどを理由に和解の席に着くことを拒否しました。

ところが、のちに厚労省が学会等に対して、場合によっては下書きまでつくって声明を出すように要請していたことがわかりました。和解所見に反対する見解等は、厚労省の自作自演だったのであり、薬害イレッサ訴訟は本来2011年には解決しているべき事件だったのです。

3 その後東京地裁・高裁で争われていた東日本訴訟は、2011年3月、東京地裁で、国、製薬企業の責任を認める画期的な勝利判決を得ましたが、東京高裁では、同年11月、わずか二回の審理だけで逆転敗訴判決を受けてしまいました。

大阪地裁・高裁で争われていた西日本訴訟は、2011年2月、大阪地裁で、製薬企業の責任を認める勝利判決を得ましたが、大阪高裁では、2012年5月、逆転敗訴判決を受けてしまいました。

現在は、東西訴訟ともに最高裁に訴訟が係属し、上告理由書、上告受理申立書を提出しており、学者

の意見書や補充書を提出しているところです。

4 薬害イレッサ訴訟は、地裁レベルでは勝訴判決、高裁レベルでは敗訴判決と足並みがそろったわけですが、同時期には泉南アスベスト事件が薬害イレッサ訴訟と同様に、地裁で勝訴判決、高裁で逆転敗訴判決を受けています。

2011年3月の東日本大震災を受けて、司法権が国の責任を認めると多額の国費の支出が避けられない大規模事件について、国の責任を認めることに消極的になったとの指摘もありますが、私達は、たとえそうであってもこの壁を乗り越えなければなりません。

5 薬害イレッサ訴訟統一原告団、弁護団、支援は、この高裁判決を乗り越えるために次の意思統一をして最高裁に働きかけることにしました。

- ・個人の公正判決要請署名を幅広く展開しとりあえず早期に10万人の目標を達成すること。
- ・最高裁でたたかうための新しいリーフレットを作成し、普及すること（一部100円で頒布しております）。
- ・毎月一度、最高裁前での宣伝行動とその後の要請行動を行うこと。（2か月に一度は国民救援会と合同）

6 この意思統一に基づき、昨年8月末に行われた水俣病現地調査に参加した学生二名を含む支援者が合計100筆の公正判決要請署名を集めました。

今後はさらに運動を強く大きくして勢いを最高裁に示す決意です。

要請署名は、今後、弁護団ホームページでも公開しプリントアウトできるようにしております。皆さんもどうぞご利用いただき、弁護団まで署名をお寄せいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高橋 謙一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、原則として、民間業者の設置は認めさせていない。しかし、いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場に関しては、厳しい戦いを強いられている。例えば、鹿児島県開発公社による鹿児島県薩摩川内市の管理型産業廃棄物処分場設置計画に関しては、住民の仮処分申請が却下されている。立証責任が民間業者に比べて明らかに高く設定されており、裁判所の「公共性盲信」体質は全く変わっていない。これを打ち破るため、実際に住民側で高度の立証をすると同時に、「公共性がないこと」を運動面で明らかにするという二面作戦で現在捲土重来を計っている。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

4 ③については、福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。その結果、福岡県は現在、「適切な措置」をするための調査に着手し、ある程度の情報は住民側にも開示し、意見も求めるようになっている。もっとも、住民としては、福岡県が「形だけの調査」をした上で「周辺環境に影響を及ぼす恐れがない」として、「安上がりの解決」を計るのではないかと懸念している。そこで、現在、種々のルートから、福岡県に圧力をかけているところである。2013年中にはどのような措置を取るかが明確になるはずで、その内容によっては新たな訴訟提起も起こりうる。

ただ、一般論としてはこの判決が最高裁で確定したため、全国の廃棄物行政に与えた影響は小さくなく、運動を前進させたと評価できる。

5 最後に、本年特有の問題として東日本大震災による瓦礫類の広域処理の問題がある。九州では唯一、北九州市が受け入れを表明し、実際に9月末から処理が開始された。しかし、反対運動の成果で、予定より1年早く2013年3月末を以て、終了することとなったことを報告しておく。

(海・川問題)

〔1〕法整備が進まない水没予定地の再建計画

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 治水問題

2009（平成 21）年 9 月、前原誠司国交大臣が、川辺川ダム事業を中止することを明言してから 3 年が経過し、水没予定地の五木村では、国、熊本県との合意に基づき再建計画が始動した。

再建計画は、2012（平成 24）年度から 18（平成 30）年度まで 7 年間にわたり総事業費約 200 億円に及ぶもので、水没予定地の整地や国道 445 号線の未整備区間の工事などが実施される見通しである。

民主党政権は、ダム事業中止に伴う生活再建を支援する「ダム事業廃止特定地域振興特別措置法」を通常国会に提出し、国が買収した土地を自治体に無償譲与することなどにより水没予定地の利活用を目指したが、2012（平成 24）年 11 月に衆議院が解散され廃案となった。

自民党は、これまでダムの中止を前提とする制度はおかしいと反発してきた経緯から法案を再提出しない方針を固め、水没予定地の生活再建を支援するための法整備は暗礁に乗り上げた。

また、川辺川ダムに替わる治水策を話し合う国、県、流域 12 市町村の「ダムによらない治水を検討する場」は、2012（平成 24）年度の実務者レベルの幹事会を 3 月と 11 月に開催した。11 月の会議で、国交省九州地方整備局は、戦後最大の被害を出した 1965（昭和 40）年 7 月の洪水時の降水量に基づくシミュレーション結果を報告し、検討中の治水対策が全て実施された場合、八代市と中流部での浸水被害は防止出来るものの、人吉市では床上浸水が想定されるとした。

検討する場では、報告内容を検討したうえで、今後の治水対策の進め方に対する各自治体の意見を集約していく予定である。

2 利水問題

農水省が国営川辺川総合土地改良事業を休止してから 5 年目を迎え、川辺川総合土地改良事業組合は、農水省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を正式に断念した。

新利水計画に一定の区切りがついたことを理由に、同組合は、2012（平成 24）年度末に組合を解散し、2013（平成 25）年度以降は関係自治体の協議会に移行する予定である。

3 荒瀬ダム問題

2011（平成 23）年 12 月、国交省が、県営荒瀬ダムの撤去許可を下したことを受けて、2012（平成 24）年 9 月 1 日から荒瀬ダムの撤去工事が開始された。

2013（平成 25）年度政府予算案においても、環境省から生物多様性保全回復整備交付金 1 億円が継続して交付されることが決定し、撤去工事は予定どおり進捗する見通しである。

荒瀬ダムの撤去工事に先立ち、2010（平成 22）年 3 月末から水門が解放されたため、流域住民からは水質が改善したという声が上がっている。開放後の熊本県企業局の調査では、生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準値の 1 リットルあたり 2 ミリグラム以下で推移しており、水質改善を裏付けている。

4 立野ダム

立野ダムは、民主党政権のもとでダム事業見直しの対象となり本体工事が中止していたが、2012（平成 24）年 12 月、国交省は、事業継続を決定した。

その背景には、同年7月に熊本県に多大の被害をもたらした「7.12 豪雨」を受けて熊本県や熊本市から建設推進を求める意見が高まったことが挙げられる。

自民党政権の国土強靱化政策のもとで、2013（平成25）年度政府予算案では事業費 28 億円が計上され、ダム本体工事に向けて工事が再開されることになった。

しかし、住民団体からは、立野ダムが建設予定地付近の原生林の環境破壊を招くほか、立野ダムの穴あきダム方式では計画的な流量調整が出来ず、ダムの開口部が立木や岩石で塞がれることによって予期せぬ災害が引き起こされるとの指摘がなされており反対運動が続けられている。

〔2〕 よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後 藤 富 和

16 年前（1997 年）、有明海奥部の諫早湾が国営諫早湾干拓事業の潮受堤防（全長 7km）によって締め切られた。

潮受堤防工事着工直後から諫早湾及び近傍場の環境は激変し、主力漁種であったタイラギなど魚介類が激減し漁業は大打撃を受けた。また、潮受堤防締め切り後、影響は有明海全域におよび、佐賀県、福岡県、熊本県沿岸はノリの色落ちなどの漁業被害に見舞われた。

2002 年、有明海の漁業者らが中心となって国を被告として国営諫早湾干拓事業の中止を求める裁判（よみがえれ！有明訴訟）を提起した。2008 年に干拓工事が完成した後は、潮受堤防の撤去、開門を求めた。

2010 年 12 月、潮受堤防南北両排水門の開放を命じた福岡高裁判決が確定したことによって、国は今年 12 月 20 日までには潮受堤防の南北両排水門を開放した状態にしなければならない法的義務が確定した。日本が法治国家である以上、確定した司法判断を行政が無視することは許されず、民主党政権化においてはもちろん自民党政権となっても農水大臣は福岡高裁判決を履行することを明言している。

しかし、長崎県知事は頑なに開門に反対し続けている。しかも、事実反したデマを流して県民を騙し続けている。たとえば、長崎県知事は水門を開けたら調整池の水が有明海に流れ出て大変なことになると繰り返す。しかし、現時点でも水門は毎日のように開けら

れて大量の排水が有明海に流され、その度に魚介類が斃死している。長崎県知事の発言は、今は調整池の水は出していないかのような誤解を与えるものである。

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団は、長崎県知事に対して、公開質問状を出したが、それに対する知事の回答は、係争中の事件であるから発言を差し控えるというものであった。係争中の事件だから発言できないと言いながら、係争中の事件について虚偽事実だけは発言し、それに対する訂正や反論は受け付けない。民主主義をないがしろにするものと言わざるを得ない。

また、諫早湾内の漁民たちは、干拓事業を推進し、開門に反対していると思われる。しかし、実際にはそうではない。よみがえれ！有明海訴訟の中心となっている原告は諫早湾内やその近傍場の漁業者たちである。

干拓事業が始まった時、漁民は二つに別れることとなった。漁師である以上豊かな海で漁業を続けたいと願う者、海がダメになったのだから干拓工事や補助金で生きて行こうという者。司法は豊かな海で漁をしたいと願う漁民の願いを聞き入れた。そして、政治もそれを受け入れた。それでも、補助金で生きて行くと決めた漁民たちは開門したら補助金が打ち切られるとして頑なに開門に反対している。

このような漁民間の対立は国と長崎県に翻弄された結果である。長崎県知事がやるべきは徒らに対立を煽

ることではなく、対立させたことを謝罪し、もやい直しに尽力することである。

福岡高等裁判所は、有明海の漁業者、国、開門に反対する長崎の市民ら（実際は長崎県知事）に対して、和解するよう求めた。私達有明漁民はもちろん和解することに賛成である。開門が決まった以上、無用な争いはすべきでなく、農業も漁業も大事のスローガンのもと、開門に不安を感じている干拓地や背後地の農業者や諫早湾内の漁業者らの不安を取り除くためにはどうすればよいのかを膝を突き合わせて話し合いたいと考えている。

しかし、長崎県知事は頑なに話し合いのテーブルに着くことを拒否し、国も長崎県の反対を理由に和解を拒否している。

これでは、農水省が干拓地や背後地の住民の意見も聞かずに独断で開門を進めることとなる。

農水省は、開門時期を今年12月とするが、その時期はノリ養殖業の最盛期であり、漁民の反発が予想される。農水省はそれを分かっているが、福岡高裁判決確定から2年余り開門に向けた具体的な準備をせずに今になってノリの最盛期に水門を開けようとしているのである。

農水省は農業用水の確保を理由に12月開門の前倒しができないと主張する。しかし、仮に12月開門を10

月1日に前倒しををするとして、その間は夏場とは異なり稲作のための水の利用が少なくなるため農業のための必要水量は少ない。したがって、開門の前倒しは簡易ため池などの設置によって十分に可能である。

現在、有明訴訟原告団弁護士は、国会議員らとともに、農水省と開門時期の前倒し問題について協議を続けている。

その間にも有明海の漁業被害は悪化の一途をたどり、漁業者たちの疲弊は蓄積している。

一日も早い開門が望まれる。

開門に期待する漁民たちは、海の再生を確信している。それだけではなく、有明海がよみがえれば、漁業と農業が充実し、一度破壊した自然環境をよみがえらせた街として、都会や海外から多くの市民が環境再生都市「諫早」を訪れ、干潟体験、漁業体験を楽しみ、漁師の家に泊まって酒を酌み交わすツーリズムの拠点となる夢を語っている。彼らの語る夢は荒唐無稽なものではない。すでに大分県安心院などグリーン・ツーリズムが活発化しているし、韓国のスンチョン湾では干潟を再生した結果、都会や海外から年間300万人もの人たちが訪れるようになった。

本来、長崎県知事や諫早市長がこのような夢を市民に語りかけるべきである。いつまでも自然破壊の利権にしがみついても未来はない。

〔3〕ハッ場ダム住民訴訟 報告

ハッ場ダム住民訴訟弁護団
弁護士 西 島 和

1 政治の状況

ハッ場ダム中止に失敗した民主党政権は、2012年末、解散総選挙に追い込まれ、大敗した。予算も外国との交渉も不要なハッ場ダム中止すら実現できなかった民主党に、政権党失格の烙印が押されたのは当然である。

民主党の「自滅」により政権を取り戻した自民党安

倍政権は、「国土強靱化」を掲げ、公共事業に10年で200兆円の財政出動をすると息巻いている。「強靱化」とはいかににも内容不明確であるが、例えば氾濫するはずのない場所が氾濫する、という図面を捏造し、必要性をでっちあげたハッ場ダムのような事業にいくら税金を投入しても、災害に強い国土はうまれない。公共事業で景気浮揚、ということも言われるが、便益のな

いムダな公共事業の「消費増大効果」は、財政負担増による「消費縮小効果」によって相殺され景気は良くならない、という小野善康氏の批判ⁱは説得的である。

他方で、大田昭宏国土交通大臣は、ハッ場ダムの本体着工は、「河川整備計画」の策定が必要という認識を示している。「河川整備計画」とは、改正河川法で策定が義務付けられた中期計画である。現在は、改正河川法施行後 15 年を経過してなお「河川整備計画」が策定されないまま「経過規定」によりダム計画が存続している、という異常な脱法状態である。これを速やかに是正し、「河川整備計画」にハッ場ダム計画を位置付けるまでは本体着工できない、という太田大臣の判断は理性的である。

ハッ場ダムの本体工事は、着工から完成まで 7 年は必要とされているから、ハッ場ダムの完成は、2020 年より前にはならない見通しである。2020 年には、東京都の人口は減少し始めるから、ハッ場ダムの正当性はいっそう失われることになる。

2 裁判の状況

(1) 現在までの経過

ハッ場ダム裁判は、国が利根川上流（群馬県）に建設を計画するハッ場ダムの事業費 4600 億円のうち、利根川流域の 6 都県がそれぞれ負担する利水負担金、治水負担金の支出差止等を求め、各都県の住民が提起した住民訴訟である。2009 年 5 月、東京地方裁判所民事第 3 部（定塚誠裁判長）が住民敗訴判決（以下「定塚判決」という）を言い渡し、以後、前橋、水戸、千葉、さいたま、宇都宮の 5 地裁で定塚判決を引き写したような原告敗訴の判決が相次いだ。いずれも東京高裁に控訴審が係属中である。

2012 年 12 月、東京地裁判決に対する控訴審が結審し、2013 年 3 月 29 日に初の高裁判決が言い渡される。

(2) ハッ場ダム裁判で問われているもの①

水道行政と効率性原則

各都県の原告住民が裁判で問うているのは、ひとは水道行政がどのように規律されるか、である。

地方自治法、地方財政法、地方公営企業法は、「最少の経費で最大の効果」「企業の経済性」等、効率性原則を定めている。これらの規定は、現実の水道行政を、どのように規律するのか。住民訴訟は、どのように機能するのか、しないのか。

例えば、東京都の昨年の水道需要（年間ピーク）は 480 万 m^3 / 日、水源（供給可能量）は 680 万 m^3 / 日であるが、東京都は、需要（将来予測）を過大に、水源を過小に評価することにより、新規水源（ハッ場ダムの水利権）が必要、としている。需要（将来予測）は、自らコンサルタントに委託した調査結果や最近 20 年の減少傾向を無視して、2020 年までに 600 万 m^3 / 日まで増加し、水源は多摩地区の地下水を「将来にわたり安定的に利用できる保障のない水源」として排除する、といった判断を積み重ねている。このような、効率性原則を一切無視した恣意的な判断が、「安定給水」のためとして許されるのか。許されるとすれば、効率性原則は死文化し、私たちは財政規律の手がかりを失うことになる。

(3) ハッ場ダム裁判で問われているもの②

直轄負担金と自治体財政

国の事業について、不明朗な根拠で自治体に対し負担金が請求される問題について、橋下徹前大阪府知事は「ぼったくりバー」と批判した。この発言に関し、当時、福田昭夫元栃木県知事は、「橋下大阪府知事の怒りは、真剣に考えている知事なら理解できることです」としたⁱⁱ。

福田元知事は、ハッ場ダムに関する栃木県の負担金 11 億円について「国からの資料は、地図（氾濫区域想定図）1 枚だけでした。これだけで 11 億とは高いなと思いました」と述懐している。

また、「代替案の検討はしていません。当時と今も変わりありませんが、国の官僚と県の職員との関係は、ものすごい上下がありました。国の官僚はとにかく威張っています。県の職員が、異議をいうなど、もってのほかです」と。事実は、おそらく、福田元知事の語るとおりなのだろう。

しかし、自治体は、憲法上団体自治を保障されて

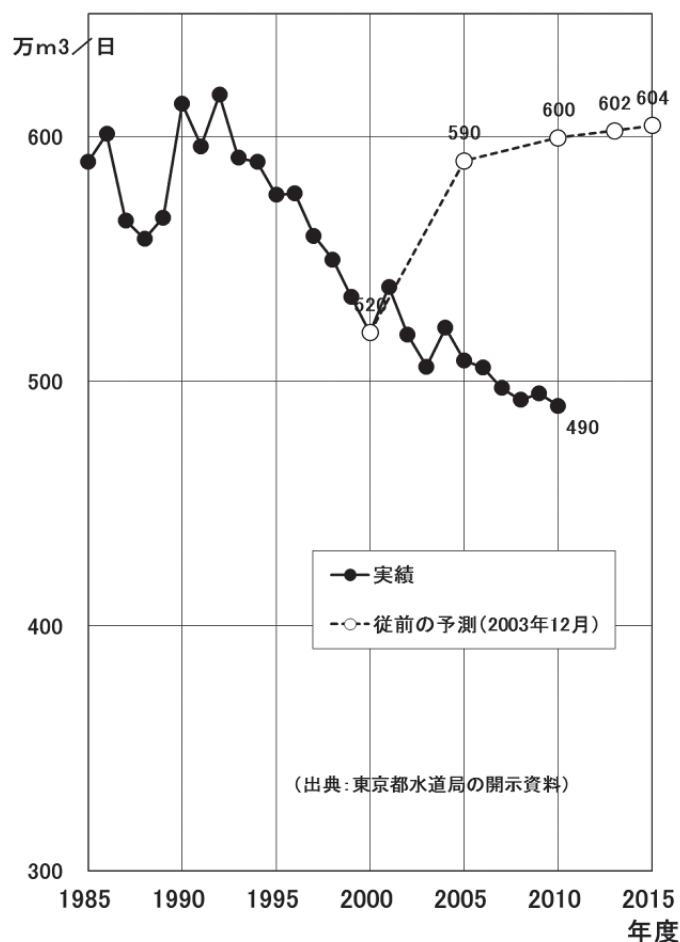
i 小野善康『成熟社会の経済学—長期不況をどう克服するか』岩波新書 67 頁。

ii 福田昭夫『陳述書』ハッ場ダム訴訟 HP に甲 A6 号証として掲載されている。

いる以上、国からの負担金請求に理由があるかどうかを判断し、理由のない請求は拒絶する責任があるはずである。ハッ場ダムの負担金が、負担金納付命令の根拠である河川法の要件（「著しい利益」の存在、負担金が「受益の限度」であること）を充たすことについて、自治体側からまともな主張、立証はない。それでも負担金支出が適法であるとするれば、財政に関する自治は脆くなり、ひも付き補助金の復活とあいまって、植民地化がすすむであろう。

3 都県側は、ハッ場ダム訴訟を「住民訴訟の政治利用であり、濫用である」というが、住民側は、「ムダなダム計画を放置して、将来世代につけをまわしてはならない。ハッ場ダムに対する支出こそ、住民訴訟が是正しようとした公金支出である」との思いで裁判をすすめてきた。3月に出る高裁判決は、司法が住民訴訟制度、地方財政法等を活かせるかどうかの試金石となる。

【図表1】東京都水道の一日最大給水量の実績と都の予測



【三】特 別 報 告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中 山 裕 二

はじめに

昨年末の総選挙で、国会の状況は大きく変わりました。大気汚染や有明など、公害被害者がこれまで積み上げてきた国会議員との協力関係の再構築を余儀なくされるなど、影響は大きいものがあります。

また、原発の新設、再稼働や無駄な大型公共事業の復活など、古い自民党政治への先祖帰りがすすんでいますが、この道は、これまで多くの公害被害者を生み、環境を破壊してきた道です。国民のごく普通の日常生活との矛盾は深まっていく方向です。

このような中にあっても私たちのたたかいは確実に広がっており、国民のたたかいとも深く結びつくことができています。今年も新たな段階のたたかいに全力をあげて取り組んでいきます。

1 第 37 回公害被害者総行動

2012 年第 37 回総行動をいつもの「なくせ公害・守ろう地球環境」のスローガンに加え、前回に続いてサブスローガンを「東日本大震災・東京電力福島第一原発事故被害者と連帯して」として 2012 年 6 月 5 日～6 日に取り組みました。

37 回総行動から「原発事故の完全賠償をさせる会」などの被害者団体や福島原発訴訟関係の原告団・弁護団のみなさん、「首都圏建設アスベスト訴訟統一本部」のみなさんに実行委員会に参加していただきました。運動の広がりを実感するものとなり、総行動成功の大きな力になりました。

第 1 行動である環境省交渉は、細野豪志環境大臣が衆議院環境委員会で原子力規制庁関連法案の審議のため国会を離れられないため、横光克彦環境副大臣を環

境省の責任者として行いました。国民署名は前年を 15,000 筆上回る 48,702 筆を提出しました。地球温暖化、環境アセスメント、水俣病、大気汚染について、さらに原発事故の完全賠償をさせる会共同代表の伊藤達也さんが、大臣に対策を迫りました。被害の訴えは、原発事故被害者の樽川和也さん、大気汚染公害被害者の松岡玲子さんが行いました。

国会審議の合間をぬって、昼休みに駆けつけた細野豪志環境大臣は、原発事故について「日本の歴史の中でも最悪の環境被害であり、公害であると私も認識しています。」と発言しました。環境省が原発事故を公害と位置づける発言をしたのは初めてです。今後の私たちの要求の正当性を裏付けるものとなりうる重要な発言です。

さらに 37 回総行動の特徴は、首相官邸に入り、内閣総理大臣補佐官との交渉が実現したことです。個別の省庁はもとより、公害環境問題を国の課題として政府が向き合う第一歩とさせることができました。

申入れ、交渉は、環境省はもとより厚労省、農水省、国交省、防衛省、外務省、内閣府、経産省、文科省、財務省の 10 省庁の 29 部局におよび、加えて日本経団連、電事連、自工会、石油連盟の業界団体、チッソ、東京電力など公害加害企業との交渉を実現しました。

交渉では、それぞれに重要な成果を勝ち取っていますが、報告の詳細は 2012 年「交渉報告書」にまとめていますのでそこに譲ります。この規模での申入れ、交渉をいっせいに実現できる力量を持ち、解決するという強い意志と能力を有する集団であることを示すことができたと思います。

5 日夜には、133 団体、1300 人の参加で総決起集会を行いました。実行委員会への参加団体も参加者も確実に増え、福島からは、バスを貸して参加されるなど、

近年では最高の参加者数になりました。

政党からは民主党野田佳彦代表（当時）、日本共産党幹部会志位和夫委員長、社会民主党福島みずほ党首からメッセージをいただきました。

2 第38回公害総行動までのたたかい

原発被害者との連帯・連携が重要です。一昨年来、共同の東京電力本社交渉や本社前定例アクションなど粘り強く続けています。3月11日にはいよいよ国を相手にした訴訟が福島地裁、同いわき支部で始まることになり、いよいよたたかいが本格化します。これまでは、原発被害者の話を聞き、連帯を深めることが中心でしたが、この1年で現地の態勢も整い、実行委員会の仲間となりました。環境省が「日本の歴史の中でも最悪の環境被害であり、公害である」としたわけですから、全国で取り組む課題となりましたので、ともにたたかっていきたいと思っています。

大気汚染公害は、いよいよ新しい救済制度を作るかどうかと公健法そのものを守るたたかいも重要な局面を迎え、正念場のたたかいになってきました。水俣病は、昨年特措法締切りが強行され、救済されるべき被害者が取り残されていることが明らかになり、特措法で救済されなかった被害者があらたなたたかいに立ちがろうとしています。

大気汚染公害と水俣病のたたかいは、総行動発足以来、全国の公害被害者運動の両輪として牽引してきたものであり、今後もその役割はきわめて大きいものがあります。また、海を越えて飛来する中国の大気汚染物質は、わが国で問題とされてきた硫酸化物や窒素酸化物を含み、加えてPM2.5が大問題になっています。地球規模の大気汚染を防ぐことはもとより、従来から求めてきた国内の自動車由来のPM2.5についても、早期に有効な対策の実施を求めるとともに、大気汚染公害被害者の新しい救済制度作りに結びつけていかなければなりません。

薬害イレッサ、アスベストは、各高裁判決で、いずれも各地裁判決を覆す不当判決がくだされました。しかし、いずれの原告団や支援も意気高く運動を続けています。今年は、最高裁を舞台にしたたたかいが、これも正念場を迎えます。基地公害では、2月に第二次新横田基地公害訴訟の原告団が結成され、無駄な公共事業、イタイイタイ病、薬害スモン、有明海をよみがえ

らせるたたかいなど課題は山積しています。温暖化の取り組みも含めて、実行委員会の役割はますます大きくなっていると思います。

以上のような取り組みを成功させるために、実行委員会、運営委員会（13年からは事務局会議）を開催し、民主的な運営に心がけています。また、3月10日には、一日かけた交流会を開催し、日ごろの会議では補いきれない、たたかいの報告や討議を行い、懇親を深める予定です。

3 第38回総行動

さて、今年の第38回総行動は、6月6日（木）～7日（金）の二日間行います。6日夜が、日比谷公会堂での総決起集会です。

例年にも増して、公害被害者の要求を持ち寄り、規模、内容とも充実した総行動にしていかなければならないと準備をすすめています。3月10日の交流会での議論を踏まえて具体化する予定です。

4 まとめにかえて。総行動実行委員会の役割

公害総行動実行委員会は発足から37年を迎えます。

構成する団体は、健康被害をともなう公害被害者団体に加えて、公共事業による環境破壊や米軍基地爆音被害、アスベスト被害などが広がり、環境回復、アセスメント、温暖化、街づくりなどのテーマが加わってきました。このように結成当初の状況とは、まったく様変わりしています。被害の多様化、運動の広がり、発展を反映しているといえます。まさに足元の公害から地球規模の環境問題まで幅広く対応していくことが求められています。6月の公害総行動期間中の運動にとどまらず、通年のたたかいに貢献する役割と体制を構築していくことが、私たちの課題です。

私達のたたかいの原点は被害であり、その回復と再発防止が要求です。被害者が掲げる要求を実現することで団結することが基本であることはいうまでもありません。

私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。公害は終わっていないのです。今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと団結して前進を続ける決意です。

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 事務局長

一橋大学教授 寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、国内的にみても国際的にみても、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで地道な活動を続けています。

2012年度は、時期が前年度内の2012年3月17日（土）～18日（日）となりましたが、「第29回日本環境会議島根大会」（実行委員長：保母武彦 JEC 理事、同事務局長：上園昌武 JEC 理事）を成功裡に開催することができました。この島根大会の開催概要、全体シンポジウムや分科会報告、同大会で採択された「宣言」および「特別決議」等については、『環境と公害』誌（岩波書店）第42巻第1号（2012年7月25日発行）で特集掲載されています。そちらを参照していただければ幸いです。

その後、次の「第30回日本環境会議宮城大会」（実行委員長：長谷川公一 JEC 理事）の開催準備が進められています。この開催日程は、2013年8月30日～9月1日、会場は、南三陸町の「ホテル観洋」です。この具体的な開催プログラム等の詳細については、追って、「JEC ニュース」や JEC ホームページ (<http://www.einap.org/jec/>) 等で案内させていただく予定です。

次に、2011年11月19日（金）～21日（月）、台湾の台北市において開催した「第10回アジア・太平洋 NGO 環境会議」（APNEC10）に続く「第11回アジア太平洋 NGO 環境会議」（APNEC11）が、2013年11月1日（金）～4日（月）、韓国の全州で開催される予定となっています。この開催についても、詳しくは、「JEC ニュース」や JEC ホームページ等でお知らせさせていただきます。

さらに、2011年3月11日に発生した東日本大震災と福島原発事故から2年が経過しています。この大震災と原発事故を受けて、2011年5月20日（金）、JEC 事務局のもとに「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（委員長：寺西俊一）を発足させ、この間に、計12回の全体会合を積み重ねてきました。この「JEC 検討委員会」の開催概要についても、JEC ホームペー

ジに掲載してあります。なお、2013年4月5日（金）には、同検討委員会の第13回全体会合が、また、6月8日（土）には、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会との共催による特別シンポジウムの開催が予定されています。

最後に、JEC の会員拡大への取り組みに、ぜひ、ご協力をお願いいたします。2013年3月現在、JEC の会員数は、1年前に比べて若干増加し、約460名余となっています。会員の顔ぶれは、学際的な各分野の研究者や専門家、弁護士、医師、ジャーナリスト、公害被害者団体や各種 NGO・市民運動等のリーダー、一般市民、大学院生・学生などを含め、きわめて多彩な陣容となっています。今後、「第30回日本環境会議宮城大会」に向けて、JEC のさらなる発展のために、ぜひ、500名会員の実現をめざしていききたいと思います。JEC 発足以来、とくに深いかわりをもっている公害弁連の関係者各位で、まだ日本環境会議（JEC）の会員になっていただいていない方々がおられるならば、この機会に積極的に JEC 会員になってくださるよう、お願い申し上げます（* JEC 会員の申し込みは、JEC のホームページから簡単にできます）。

道路住民運動全国連絡会報告

—高速道路の建設中止を求めて—

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）
事務局長 橋 本 良 仁

高規格幹線道路に偏った道路整備

国内の道路総延長は市町村道を含めて約 120 万キロメートル、このうち、高速道路や一般国道自動車専用道路などを高規格幹線道路という。道路建設は、第四次全国総合開発計画で決めた 14,000 キロメートル（H22 年度末、9825 キロメートル供用）の高規格幹線道路に偏重し、生活道路である市町村道への予算配分は極めて少ない。そのため、災害復旧や道路の維持管理、更新に財源が回らず、錆びて脱落寸前の鉄橋も放置されたままである。昨年 12 月に死者 9 名を出した中央自動車道の笹子トンネル崩落事故は記憶に新しい。

国土交通省試算によると、2010 年以降の 50 年間で既存施設の維持管理、更新費には 360 兆円を必要としており、不要不急の高速道路を建設する財政的余裕はまったくない。

消費税増税分を大型公共事業（道路投資）へ

2009 年 9 月、「コンクリートから人へ」を Manifesto に掲げて政権交代した民主党は、時代に合わない大型直轄事業の全面見直しをうたった。道路事業は、「原則、新規事業は行わない、事業箇所は二割削減」とし、東京外環道などの予算執行を停止した。

しかし民主党は Manifesto を反故にし、「防災」「減災」を口実に凍結していた道路事業を次々に復活させた。昨年 4 月には、東京外環道の本格着工（事業費 1 兆 2800 億円）、道路公団民営化の際に凍結した新名神の 2 区間凍結解除（6800 億円）、国土のミッシングリンク解消を理由に三陸沿岸道路建設（1 兆 4000 億円）などがあげられる。

解散直前の国会で、民主・自民・公明が三党合意した消費税増税法案は、復活した大型公共事業財源に消費税増税分を充当する旨の文言が付け加えられた。

三党は大規模な公共事業計画を競い合う。自民党（「国土強靱化基本法案」、10 年間で総額 200 兆円のインフラ整備投資）、公明党（「防災・減災ニューディール」、100 兆円）、民主党（「日本再生計画～2030～」）、160 兆円）。いずれも大震災や災害を理由にしている。

昨年末の総選挙で自公政権が復活し、安倍内閣が発足した。本年通常国会に提出した H24 年度補正予算案 13.1 兆円と H25 年度予算 92.6 兆円は、大型公共事業大盤振る舞いの予算であり、うち道路予算は大都市圏の環状道路やミッシングリンク（未接続の高規格幹線道路）の整備に偏重し、国民にもっとも身近な生活道路の補修などの予算は、ますます圧迫されている。

徐々に変わる行政の姿勢、だが……

開発優先から環境優先の 21 世紀へ、道路に対する国民の意識は徐々に変化し、財政や環境面からも、新規の高速道路をつくる余裕は全くない。国・自治体・公団の膨大な債務や財政的制約などにより、この 10 年、公共事業投資は抑制されてきた。

「先に道路建設ありき」としてきた道路政策や道路行政も形式的ではあるが、住民との合意形成や説明責任を果たす方向に少しずつではあるが手直しされている。

昨年 11 月 24 日～26 日に広島で開催した第 38 回全国道路交流集会は、道路住民団体、公害被害者団体、研究者、弁護士が集まり、経験交流を行った。また、6 月に開催した第 37 回全国公害被害者総行動では、道路住民運動全国連絡会（道路全国連）は国土交通省道路局との交渉を行った。道路全国連はこの 10 年間の国の道路政策や道路行政の変遷を分析し、全国各地で運動を展開してきた（「くるま依存社会からの転換を」道路全国連編著、2011 年 2 月、文理閣）。

この間、道路全国連が国交省に提言してきた情報開示や国民との合意形成、説明責任（パブリック・イン

ボルブメントやアカウンタビリティの実施) など、道路政策や道路行政に一部その反映が見られるがそのテンポはきわめて遅い。

訴訟も視野に手立てをつくす

高速道路をはじめとした道路建設は一度計画が決まると、どのような手立てを尽くしても容易には止まらない。行政の暴走を止めるため、関係住民たちはさまざまな困難を乗り越えて訴訟を提起してきた。圏央道の公益性を争った高尾山天狗裁判をはじめ、東京都内の都市計画道路ではアセスメントや行政手続きの違法性などを争っている（西東京3・2・6号線・昨年6月上告棄却、国分寺3・2・8号線・昨年10月31日東京高裁敗訴、上告中）。

これらの多くは住民側敗訴となっているが、2004年4月、圏央道あきる野土地収用裁判（東京地裁民事三部）は、騒音被害などを発生する瑕疵ある道路として国の事業認定と収用裁決を取り消した（東京高裁逆転敗訴、最高裁上告棄却）。また、広島国道二号線の延伸工事中止を求める裁判で広島地裁は、沿線住民の騒音被害に対し国に賠償を命じた（現在広島高裁で審理中）。北海道では、北見道路（高規格幹線道路）の整備をめぐり、道の公金支出差し止めを求めて住民訴訟（通称ももんが訴訟）を起している。

高速横浜環状南線（圏央道）は、閑静な住宅地の環境を破壊するとして、25年におよぶ町会ぐるみの反対運動が続き、昨年末の事業再評価をめぐり監視委員会と厳しく対立した。地盤が軟弱な造成団地の直下をトンネルが通る広島都市高速道路建設では、県や市の事業着工に対して住民が激しく抵抗し訴訟も視野に運動を展開している。

福岡県豊前市の12万平方メートルの広大なミカン農園を分断する東九州自動車道は、事業の公益性を盾に問答無用の強制収用手続きに入った。地権者と沿線住民らは通過ルートの変更案や事業が1.0未満の費用便益比であることを示して、事業認定差し止めの訴訟を提起したが、司法の門前払いにあっている。

道路全国連は、運動と裁判の「車の両輪」による活動を提起している。司法による行政チェックが機能しにくい現状では司法の壁は高いが、これまでの公害環境訴訟の経験に学んで裁判所も活用する。公害調停や会計検査院の活用など、あらゆる手立てを講じて、住

民運動の枠をこえた国民的運動にしていくことが重要である。情報開示を強く求め、超党派国会議員で構成される「公共事業チェック議員の会」との連携も強化したい。

粘り強い運動を続ける

降って湧いた道路計画。ある日突然、終の棲家の上に道路が線引きされる。保護されるべき文化財や自然公園にも泥靴で足を踏み入れる。結成38年になる道路全国連に結集する各地の住民団体は、強行される道路建設と日々たたかっている。止まらない道路事業、東京外環道の千葉区間の住民団体は都市計画決定後43年を経たいまも強制収用と闘い、東京区間の外環道建設に反対する外環道路反対連盟の活動は46年におよぶ。

公共事業は、関係住民との合意形成をはかり説明責任を果たさなければならない。しかし、「先に建設ありき」の行政の強行姿勢は一向に変わらない。長きにわたる住民運動は高齢化と疲弊は避けられないが、沿線住民だけの運動から地域住民や国民多数の理解を得る運動へと飛躍が求められる。

「公害をなくし、温暖化を止め、原発に頼らない持続可能な社会」 をめざす JNEP 運動の報告

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
常任幹事（事務局担当） 清 水 滯

1 新たな覚悟が求められる情勢

(1) 2012 年 12 月の国会解散・総選挙の結果は、低投票率と小選挙区制の弊害が相まって自民党政権復活・第二次安倍内閣の登場を許した。「アベノミクス」なる景気対策をを前面に押し出しながら、憲法改悪（96 条改正）、「防災」名目の公共事業の復活、総選挙の公約違反である「TPP 参加」の表明など政権の本質をむき出しにしている。国民が強く求めている「即時原発ゼロ」に対しては、「原発ゼロ見直し」を表明。原子力規制委員会の「新安全基準」を急がせ、原発再稼働を狙っている。経済産業省（総合資源エネルギー調査会）の「エネルギー基本計画」を検討する委員会メンバーから脱原発派委員を排除、縮小（25 名から 15 名）・入れ替えをおこなった。原発依存をベストミックスとする「エネルギー基本計画」を策定しようと動いている。

(2) 東日本大震災・福島原発事故からまる二年の 3 月 11 日、原発事故をひき起こした東京電力・国の法的責任を問い、元の生活に戻せ!の全面賠償を請求する集団訴訟が四裁判所（福島地裁、同いわき支部、東京地裁、千葉地裁）に提訴された。また、公式発表から 56 年をむかえる水俣病は、国（環境省）による被害者切り捨てに対して新たな訴訟の準備が始まった。被害者の三代にわたるたたかいとなる。

(3) 公害総行動に結集するすべての公害被害者団体のかけがえの要求はいずれも緊急を要する課題である。しかし同時に、かなりの長期にわたる可能性、放射能汚染による健康被害の場合は 20～30 年後までを見すえた覚悟が求められる。それだけに、ますます公害三団体の連携した粘り強いたたかい

が重要であり、とくに公害弁連に結集している若い弁護士さん達の活躍が注目し、期待される。

2 この一年間取り組んだ重点課題

2012 年 5 月 11 日に「2012 年総会」を開き、①原発被害の連帯・第 37 回公害総行動の成功 ②脱原発、省エネ推進・自然エネ普及のフォーラム開催等を重点的に取り組む活動方針を決めた。

(1) 原発被害の全面賠償を勝ちとるたたかいと 第 37 回公害総行動の取り組み

原発被害者との連帯を強めることを柱にすえて、6 月 5～6 日の二日間にわたる第 37 回公害総行動では、①環境大臣交渉の原発被害の訴え②総決起集会の代表の訴えと豊田弁護士の発言③東電本店前行動④政府各省、経団連・電事連との交渉に取り組んだ。

細野環境大臣の「原発被害は最大の公害と理解している」との発言をひきだし、総決起集会の訴えは参加者全体に共感をつくり、連帯感を強めることが出来た。

この公害総行動のあと原発被害の全面賠償要求の継続交渉を 7 月 25 日におこない、「廃炉」「賠償請求」の回答を迫った。東電・政府は加害責任をまったく自覚せず、一方的に賠償基準を決め、その基準の範囲内でしか被害賠償を認めないという不当な態度に終始している。11 月 20 日には 6 被害者組織が初めて勢揃い、バス四台・200 名が参加した。その結果、東電に文書回答を約束させた。さらに 2 月 20 日には東電・政府各省を同席させ、「廃炉」「賠償」「医療・健康」「生活再建」の重点要求にもとづく交渉を四時間にわたっておこなった。

(2) JNEP フォーラム

「私たちが作る自然エネルギー」の取り組み

脱原発にとって「省エネ推進・自然エネ普及」は不可欠の課題となっている。また、この課題は「地域を主体に住民と自治体の協働の取り組みが基本」となることを確認して JNEP フォーラムに取り組んだ。11 月 20 日、都内で開催したフォーラムは 120 名が参加し、基調報告（歌川学さん）問題提起（早川弁護士）に学び、事例報告（山川・都筑・傘木・佐々木さん）特別報告（奥田・渡辺・久保・佐川さん）をうけて大いに交流した。取り組みの一環として、「自治体の自然エネルギー普及に関するアンケート調査」を実施した。約 40% の自治体が調査に協力してくれ、自治体が変わり始めた手応えをつかむことが出来た。

(3) ストップ温暖化の取り組み

COP15 に 22 名の代表団を送って以来、毎回 COP に参加してきた。COP18 にも「私たちの環境サミット」4 名の仲間が参加。2 月 18 日に報告集会を開き、早川弁護士と代表の報告をうけた。待ったなしの地球温暖化防止の実効ある国内対策の重要性（大口排出源の規制、自然エネルギー普及につきる）を確認した。

3 2013 年度後半の課題

3 月 16 日に 2012 年度第 3 回幹事会、5 月 11 日に 2013 年総会を開き、2013 年度後半の課題を決定する。

(1) 第 38 回公害総行動の成功をめざして

- ① 福島原発事故の全面賠償要求の東電・政府交渉（2 月 20 日）をふまえた継続交渉（3 月 21 日）をおこなう。3・11 提訴行動に連帯参加する。

- ② プレ行事として 4 月 13 日に「緊急特別講座」を開催する。次代を担う青年・学生を参加対象の中心に位置づけ、関係団体の青年層に参加をよびかける。この講座をつうじて第 38 回公害総行動参加のよびかけを若い世代にも広げたい。また同時に、毎年夏の恒例行事「ミナマタ・有明海・川辺川を結ぶ九州現地調査」（8 月 24 ～ 26 日の予定）の参加を組織するとともに、新たに「フクシマ現地調査」を企画したいと考えている。

- ③ 6 月公害総行動の本番では、関係 10 団体の団結した枠組みのもとで JNEP の役割（実行委員会の原発担当）にそって、原発事故被害の全面賠償の要求行動を支える。

(2) 今夏～今秋の二つ取り組み

- ① ストップ温暖化と原発ゼロを両立させ、省エネ推進・自然エネ普及を目的とする二つの「フォーラム」に取り組む。

<その 1>

賛同よびかけ人の「全国フォーラム実行委員会」（4 月 26 日の予定）を結成し、11 月開催（16 ～ 17 日か 23 ～ 24 日の日程で検討）の準備をすすめる。

<その 2>

「市民共同発電全国フォーラム 2013」の実行委員会（4 月 14 日）に参加し、9 月開催（9 月 21 ～ 22 日、京都・龍谷大学）に取り組む。

- ② ミナマタからフクシマへ!と二つの連動した「現地調査」に取り組む。

<その 1>

恒例の 8 月ミナマタ現地調査に「ミナマタ・有明海・川辺川を結ぶ九州調査」として東京・首都圏から参加を組織する。

<その 2>

関係組織（原告団 / 弁護団等）と相談し、10 月目途に「フクシマ現地調査」の実施を検討する。

(3) 来春の「連続講座」の企画

公害・環境運動の次代を担う後継者育成は喫緊の課題となっている。学んで行動し、また学ぶー公害総行動・現地調査などの「フィールドワーク」と「連続講座」を結んだ取り組みをすすめたい。2013 年の活動を土台にして 2014 年春に「連続講座」を企画する。

改正環境アセス法と課題

弁護士 藤 原 猛 爾

1 はじめに

アセス法は1999年に全面施行されたが、その後の運用にともなって指摘された問題点をふまえて2011年4月に改正された（平成23年法律24号、27号。同月27日公布）。

改正事項のうち平成25年4月1日から施行される事項は、①計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の実施（3条の2以下）、②環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の実施（38条の2以下）である（その余の改正事項は、平成24年4月1日から施行されている）。

2 要求されていた改正事項と実際の改正内容

今回の改正作業において、改正が求められていた事項と、改正された事項・内容の要旨は以下のとおりである。

(1) 制度の根本的な改正事項

① SEA（戦略的環境アセスメント）の法制度化と実施

SEAは、組み入れられなかった。

但し、事業の計画段階のできるだけ早い時期からアセス手続を進める趣旨から、「計画段階配慮事項」の検討手続を定めた（法3条の2以下）。

これは「事業アセス」を対象とするという原則を維持しつつ、「第1種事業に係る計画の立案の段階」において「配慮書」の作成公表を義務付けたものである。本来の意味の計画アセス、SEAとは異なる手続である。

なお、SEAは、すでに東京都・川崎市条例等で部分的に制度化されているが、国レベルでは「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」（環境省、2007年）、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（国土交通省、2008年）のみがある。

② 第三者機関としてのアセス審査会の設置による手続の監視や評価書審査の実施
実現されなかった。

③ 手続全般における住民参加手続の拡充
アセス手続における住民参加の位置づけについては変更はない。

住民等の手続への参加の機会及び情報公開については下記手続が加えられた。

- ・ 配慮書に対する住民意見の聴取（但し、努力義務）。
- ・ 方法書（スコーピング）における方法書説明会の義務付け（法7条の2）。
- ・ 方法書、準備書、評価書について電子縦覧が義務付け（法7、16、27条）。

④ 事後監視と是正手続の導入
アセス手続として事後調査手続を規定し、環境大臣による調査権限、事業者による事後調査結果の公表、住民による意見提出権、許認可権者による是正措置手続を定めた。

⑤ アセス手続と環境配慮の実効性を担保するための争訟手続の導入

今後の検討課題であるとして、改正は見送られた。

(2) 個別的項目に関する改正事項

⑥ 対象事業の拡大

対象事業については、「交付金事業」を（国関与要件として）追加した（法2条2項2号ロ）。また、「政令指定事業」として風力発電所が指定された。

⑦ 代替案の提示と検討の義務付け

上記の配慮書手続において、「1又は2の当該事業の実施が想定される区域」について環境配

慮事項の検討を求めている（3条の2第1項）。基本的事項では「位置等に関する複数案」を設定するとした（基本的事項第1、一、（3）、同三、（3）、但し、義務付けられてはいない）。

その余は、従前通りで代替案提示は義務付けられなかった。

⑧ スコーピング

前記のとおり、方法書説明会が義務付けられた。

⑨ 評価項目など

評価項目等の選定段階で環境大臣が主務大臣に対して技術的助言をすることができることとした（法11条3項）。また、地方分権関連法により許認可権限が地方公共団体に移管された公有水面埋立事業等について、許認可権者である地方公共団体は、国（環境大臣）に「助言を求めるよう努めなければならない」とされた（法23の2）。

⑩ アセス結果の許認可への反映

横断条項（法33条）によるアセス結果の反映が不透明であることから、免許等の判断において環境アセスの結果をどのように評価したのかを記載した書面〈理由書〉の作成と公表が提案されていたが改正は見送られた。

⑪ 地方自治体の制度との関係

アセス法61条2号の括弧書きの削除が求められていたが、改正されなかった。

者の任意に委ねられており、法及び条例が住民意見を述べる個々人に対し、独自の手続上の地位を与えたものではない、②法88条11項は「環境保全という公益とは別に、個々人が住民意見を述べることで自己を主観的な権利として保護することまで一般的に想定しているものではない」等として住民の原告適格を否定した。この判決は、上記最高裁判決からも大きく後退している。

また、アセス法手続や評価書の不備・欠陥に基づく許認可処分等の違法性についても、事業者の広汎な裁量を理由として適法であると判断される訴訟事例が続いている（泡瀬干潟干拓差止め・住民訴訟、新石垣空港建設違法公金支出金返還等請求事件等）。

この状況下において、私たちは、改正法による住民参加機会の拡大、アセス情報の電子縦覧、事後監視手続等を有効に駆使しながら、アセス法上の住民参加利益の確立にむけた検討を重ねつつ、住民の実体法上の権益をめぐり出すことにより原告適格を拡大し、手続の違法性、対象事業に係る許認可処分の違法性を追及していく必要がある。

3 改正法の評価と今後の課題

改正法は、事業者による自主的な環境配慮を組み込む手続法という性格を変えておらず、アセス法をめぐる訴訟にも大きく影響を及ぼしている。最高裁小田急事件判決で拡大したかにみえた原告適格は、あくまで周辺住民の個別具体的な法的利益（騒音・振動等による法益侵害）の有無を重視する流れに戻りつつある。さらに、那覇地裁2013年2月20日（辺野古環境影響評価手続やり直し義務付確認等訴訟）判決は、①アセス法の住民参加手続による住民意見の取捨選択は事業

【四】2012年度 組 織 活 動

1 活動の概要

(1) 第41回総会、40周年シンポジウムと 記念レセプション

2011年3月11日の東日本大震災とそれに続く原発事故を受けて中止された40周年の記念シンポジウムとレセプションを2012年3月31日に東京都千代田区麹町のスクワール麹町で行った。

記念シンポジウムは「公害弁連と原発問題」をメインテーマに、中島晃代表委員が「公害弁連のたたかいと原発問題」と題して基調報告を行った。

続いて「原発問題―被害の全面的な救済と脱原発にどう取り組むか」と題し、矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授、除本理史大阪市立大学准教授をパネリストにお招きしてパネルディスカッションを行った。

記念シンポ終了後、第41回総会が行われ、事件報告と情勢討議、人事、財政報告等がなされた。

(2) 今年度は、公害弁連に「玄海原発訴訟弁護団」 「川内原発訴訟弁護団」が加入した。

2 原発被害救済と脱原発の取り組み

(1) 原発と人権研究交流集会

2012年4月7～8日の2日間にわたり福島大学を会場にして表記集会が500人を超える参加者を得て開かれた。

公害弁連も、実行委員会（豊田誠実行委員長）に参加し、原発被害の完全賠償をめざす分科会を中心に取り組んだ。

(2) 原発被害訴訟弁護団合同会議

「福島原発被害弁護団」「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」と公害弁連が合同で、完全賠償のとり組みをどのように進めるのかを討議する会議をもってきた。

1回目は2012年7月16日に約50名の参加を得て行い、2回目は9月23日、3回は2013年1月8日と行った。

責任論、損害論、さらには政策形成などについて公害弁連の役割が求められている。

(3) 原発と人権ネットワークへの参加

原発と人権研究交流集会の実行委員会に参加した多くの団体から、この連帯を次ぎにつなげるためのネットワークをとの声をあがり、2013年1月25日、正式に原発と人権ネットワークが発足した。

公害弁連もネットワークに参加することとなった。

3 活動報告

(1) 幹事会

① 第1回 2012年6月6日

② 第2回 2012年10月28日

この日は、スモン公害センター30周年の集いが開かれ、公害の闘いの拠点となっているセンターの30周年を祝って多くのメンバーが参加した。

③ 第3回 2013年1月11日

(2) 事務局会議

① 第1回 2012年5月16日

② 第2回 2012年9月8日

③ 第3回 2012年12月6日

④ 第4回 2013年2月1日

(3) ニュース等

ニュースNo.172～174発行

情報と通信No.327～No.344発信

(4) 財政

特別に報告することはなし。

【五】2013年度 活 動 方 針

(1) 大気汚染公害被害者の闘いを発展させ、裁判闘争の成果や裁判での前進を被害者の闘いに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立を勝ちとる。

- ① 西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気和解を梃子に自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、①医療費救済と②障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立に全力をつくす。
- ② 公害認定患者の等級切下げ、現行補償法改悪の動きに断固反対してたたかう。
- ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組むとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
- ④ PM2.5 測定体制を早急に整備させ、PM2.5 低減のための対策の早期実施を迫及する。
- ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車 NOX・PM 法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。
- ⑥ 尼崎での公調委あっせん成立を契機として、各地「連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通総量削減をはじめとした抜本的対策の実現を追求する。
- ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、道路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求実現行動にも取り組む。

(2) 公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

- ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路

行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

- ② 圏央道・広島国道2号線高架道路・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐるたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。
 - ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する批判を集中してたたかう。
 - ④ 圏央道高尾山裁判の到達をいかし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、取り組みを強める。
 - ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境規準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。
- ### (3) 基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。
- ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決を勝ちとるため全力をつくす。
 - ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
 - ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
 - ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
 - ⑤ 低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強める。
 - ⑥ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。

- ⑦ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかいを支援する。
 - ⑧ 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。
- (4) **不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む**
- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。
 - ② 補償を受けていない水俣病被害者が存在する段階での「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の申請打ち切りの不当性を訴えるとともに、加害企業チッソが保有する子会社 JNC の株式の譲渡を阻止するための闘いを継続する。
 - ③ 水俣病被害者が最後の 1 人まで補償を勝ち取るために闘いを継続する。
 - ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。
 - ⑤ 「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
 - ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
 - ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。
- (5) **カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブ、イレッサなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。**
- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済を勝ちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。
 - ② 薬害イレッサの裁判勝利と早期全面解決を勝ちとるため全力をつくす。
 - ③ カネミ油症新認定訴訟の勝利と早期全面解決を勝ち取るため全力をつくす。
 - ④ 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。
 - ⑤ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
 - ⑥ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
 - ⑦ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
 - ⑧ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
 - ⑨ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。
- (6) **神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。**
- ① 神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。
 - ② 安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。
 - ③ イタイイタイ病患者の認定行政の適正化を求め、また、カドミ腎症患者を救済するための制度を勝ち取る。カドミによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。
 - ④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
 - ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取り組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。
- ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

(8) 日韓公害・環境シンポジウムの成功をふまえ、韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。

⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。

⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。

② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。

③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。

④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
 - ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。
- (11) **廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。**
- (12) **アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかひに取り組む。**
- ① 泉南アスベスト国賠訴訟、尼崎アスベスト訴訟の早期全面解決をめざす。
 - ② 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
 - ③ 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
 - ④ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
 - ⑤ シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
 - ⑥ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
 - ⑦ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。
- (13) **原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかひ、脱原発を進めるたたかひに取り組む。**
- ① 最大公害というべき福島原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかひに取り組む。
 - ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
 - ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
 - ④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。
- (14) **最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。**
- ① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
 - ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかひに取り組む。
- (15) **「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかひに取り組む。**
- (16) **公害弁連の組織、体制など**
- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
 - ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかひを進めていく。
 - ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
 - ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
 - ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
 - イ 幹事会の充実
 - ロ 事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔原発関係〕

2013 年 3 月 11 日の同時提訴にあたっての共同声明

2011 年 3 月 11 日の福島第 1 原子力発電所事故から、まもなく 2 年が経とうとしているが、福島県民をはじめとする周辺住民の被害は今も継続している。

16 万人以上といわれる避難者は、今後の展望を得られないまま、仮設住宅での不自由な生活と先行きの不安に悩み続けている。また数十万人にのぼる周辺住民が、年間 20 ミリシーベルトという政府の定めた避難指示基準の下で、放射線傷害の防止に係る「管理区域」基準（3 ヶ月間 1.3 ミリシーベルト）を大きく上回る線量の被ばくにさらされた生活を日々強いられ、これによる影響のストレスと不安に脅えている。

このような被害は、憲法によって保障される基本的人権の侵害である幸福追求権（憲法 13 条）によって保障される生命・身体・自由、居住移転の自由（同 22 条）、職業選択の自由、そして生存権（同 25 条）など、様々な基本権が蹂躪されている。これらの被害は、安全の確保を怠り利潤追及に走った東京電力と、原発推進政策のもと、必要な規制を怠った国によってもたらされたのであり、東電と国に責任がある。

そして、東電の行う現在の賠償スキームは「加害者」が一方的に定め、被害者に妥協を強いるものであり、被害者の生活再建に到底見合ったものでない。また、原状回復・生活再建に向けた諸施策もほとんど行われないうままである。

そこで、各地に避難している被害者や、今も被ばくに脅えながら生活することを余儀なくされている地域住民は、来る 3 月 11 日を期して、それぞれ一致団結して、東電と国を被告として、その責任を追及する訴訟を同時に提起することにした。首都圏や千葉県などで避難生活が続ける避難者、福島県内及び隣接県で生活している地域住民らは、それぞれ、避難生活による被害の回復、故郷喪失による被害の回復、あるいは地域の原状回復、そして放射線量が事故前の状態になるまでの精神的苦痛に対する賠償など、原状回復と完全賠償を求める訴訟を提起する。

これら被害原告らは、今後互いに協力し合い、励まし合いながら、東電と国の責任を明らかにし、被害の救済がなされるまで闘っていくことを決意し、早期の司法的救済を要求するものである。

2013 年 3 月 7 日

福島原発被害首都圏弁護団

原発被害救済千葉県弁護団

「生業を返せ、地域を返せ」福島原発事故被害弁護団

福島原発被害弁護団

2012（平成 24）年 3 月 28 日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪・泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

1（冒頭部分）

本日、大阪地方裁判所第 8 民事部は、大阪・泉南アスベスト国賠 2 陣訴訟（原告 55 人・被害者 33 人）において、昨年 8 月 25 日の 1 陣訴訟（原告 34 名、被害者 26 名）の大阪高裁での原告逆転敗訴の不当判決を克服して、国に対して総額 1 億 8043 万 7473 円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2（判決の要旨部分）

本判決は、国が、昭和 35 年 4 月 1 日以降、昭和 46 年 4 月 28 日の旧特化則制定まで、旧労基法に基づく省令制定権限を行使せず、罰則をもって石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことは国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると認定して、国の責任を認めた

3（判決の意義と評価）

- (1) ① 本判決は、経済的發展を理由に労働者の健康を蔑にすることは許されないと明言し、深刻な石綿被害を認識していた国の規制権限不行使の責任を認めたところに最大の意義がある。本判決は、確立した判例法理に沿ったものといえ、地裁判決が、同じ管内の「産業發展のためには国民の生命健康が犠牲になってやむを得ない」として国を免責した昨年大阪高裁判決を否定した意味は大きく、大阪高裁判決の不当性がいっそう明らかになった。
- ② また、泉南アスベスト被害について、平成 22 年 5 月 19 日の 1 陣訴訟地裁判決に続いて、再び、国の責任を肯定する司法判断が出された意義は、極めて大きい。
- ③ さらに、雇用関係にない出入り業者に対する国の責任を認めた点でも極めて大きな意味を持つ。
- ④ 国が石綿粉じんの危険性に関する情報を、国民に提供、啓蒙しなかったことを、慰謝料算定における一事情としたことも重要である。
- (2) 泉南地域では、石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需、戦後は経済成長を支えし、石綿工場の労働者、その家族、周辺住民らが、劣悪な作業環境のなかで大量の石綿粉じんにはばく露した。泉南地域は、70 年以上前から、国の調査によって、石綿による深刻な健康被害発生が確認されていた、わが国のアスベスト被害の原点といえる。本判決は、かかる泉南アスベスト被害について、再び国の責任を断罪したものである。
- (3) しかしながら、本判決が、国の責任を限定したことは、被害の実態を直視しなかったものであり、不当である。
- (4) 今年は、全国的にも首都圏建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟など、国の責任を追及する訴訟の判決が、相次いで言い渡される予定である。本判決は、これらの訴訟の原告らを大いに励ますとともに、大阪泉南地域の被害の救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と被害者救済のあり方の抜本的な見直しを迫るものである。

4（要求部分）

2 陣訴訟の被害者 33 名のうち、15 名が提訴前に死亡しており、また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しんでいる。「命あるうちに解決を」は原告らの切実な譲ることのできない願いであり、「被害の原点を救済の出発点に」は広範な世論である。

私たちは、国が、2 陣訴訟で、再び責任を厳しく断罪されたことを真摯に受け止め、自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、正当な賠償金を支払うこと、そして、最高裁に係属している 1 陣訴訟を含めた泉南アスベスト被害者全員の早期救済に応じることを強く要求するものである。

声 明 文

兵庫尼崎アスベスト訴訟原告団
兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団
アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会

本日、神戸地方裁判所第5民事部は、旧神崎工場周辺に居住しクボタが飛散させたアスベストで亡くなった2遺族らの訴えを一部認め、クボタに対し、原告山内に総額3195万2537円の支払いを命じる判決を言い渡した。

本判決は、被告クボタは昭和29年から少なくとも昭和50年頃に至るまで、旧神崎工場外へ石綿を飛散させていたこと、それにより周辺住民が中皮腫などの石綿関連疾患に罹患する危険にさらされていたこと、被害者山内が旧神崎工場の近隣で勤務していたことにより石綿にばく露したこと、被告クボタの石綿排出と被害者山内の健康被害の因果関係を認めた。

そして、昭和47年改正大気汚染防止法25条1項に基づく被告クボタの損害賠償責任を認めた。

しかし、被害者保井の住居や生活圏にアスベスト粉じんが到達していた可能性を否定することはできないとしながら、距離や他原因との関係で旧神崎工場からの石綿粉塵にばく露したと特定することまではできないとして請求を退けた。しかし、これは被害者に過剰な立証責任を課し、事実を誤認したものであり、到底受け入れがたいものである。

国については、クボタが石綿を工場外へ飛散させていた昭和50年の時点においても、石綿工場周辺住民の中皮腫発症リスクが高いとの医学的知見は成立していなかったとして、工場外への飛散を防止する立法や省令の制定をしなかったことは違法とはいえないとして、原告らの請求を退けた。

本判決は、クボタ旧神崎工場周辺でおきた未曾有の石綿被害について、クボタの石綿が原因であることを明確に認め、クボタからの石綿飛散が住民の生活環境を汚染していたことを明らかにした。そして、我が国で初めて公害としてのクボタの法的責任を認めた点に大きな意義を有する。

クボタは、直ちに控訴を断念したうえで、現行の救済金制度について、法的責任を前提とした賠償金制度に抜本的に改めることを求める。

判決が、被害者保井に対する責任を認めず、また国の規制権限不行使の責任がないとした判断は極めて不当である。国は住民の生活環境と健康を守る責任を有し知見はあった。私たちは、判決が国に対する請求を棄却した部分については、控訴審において、さらに主張・立証を尽くして、国の責任を明らかにする。

アスベストによる健康被害は、石綿の使用量、使用期間、そして発病までの潜伏期間の長さからみて、今後一層の拡大が進行し、深刻化すると予測されており、判決を機会に、現在の事態を招いた国と企業が、被害者に対する医療と生活への全面的な補償制度を確立することを求めるものである。

以 上

2012年8月7日

声 明

2012（平成 24）年 12 月 5 日

大阪アスベスト弁護団

本日、東京地方裁判所民事第 41 部（始関正光裁判長）は、首都圏建設アスベスト（東京）訴訟（原告患者数 308 名）において、本年 5 月 25 日の横浜地裁の不当判決を乗り越え、国の責任を認め、原告のうち 170 名（患者単位 158 名）に対し総額 10 億 6394 万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

大阪では、平成 18 年 5 月に泉南アスベスト国賠第 1 陣訴訟を提起し、その後平成 21 年 9 月に同第 2 陣訴訟、平成 23 年 7 月に関西建設アスベスト大阪訴訟を提起し、アスベストによる悲惨な健康被害について国及び石綿建材メーカーの責任を追及し続けてきた。

本日の東京地裁判決は、平成 22 年 5 月 19 日の泉南国賠第 1 陣訴訟地裁判決、平成 24 年 3 月 28 日の同第 2 陣訴訟地裁判決に続き、アスベスト被害につき国の責任を認めた 3 件目の判決である。泉南における被害が我が国におけるアスベスト被害の原点であるのに対し、建設作業従事者におけるアスベスト被害は、その数においても広がりにおいても我が国最大のアスベスト被害である。本件は、その被害について初めて国の規制権限不行使の違法性を断罪したものであり、画期的である。

本判決では、被告企業らの共同不法行為責任は否定したが、被告企業らが石綿建材の危険性の警告表示を怠ったことなどによる被告企業らの加害行為を厳しく断罪し、本来であれば、全国に存在する建設アスベスト被害者らに対し賠償責任を負うべき立場にあることも指摘した。被告企業らは国とともに、本判決を真摯に受け止め、建設アスベスト被害者に対する賠償責任を自覚すべきである。

当弁護団は、本判決の成果を引き継ぎ、関西建設アスベスト大阪訴訟においても、国・被告企業らの責任を厳しく追及していく所存である。

本判決は、大阪・泉南国賠訴訟 2 陣地裁判決では認められなかった昭和 46 年以降の国の規制権限不行使の違法性を認めた点において、同訴訟の全面勝利にも大きな意義を有している。

当弁護団は、今後とも、全てのアスベスト被害の早期全面救済とアスベスト被害の根絶を求めて、全力をもって闘っていくことを表明する。

以 上

声 明

- 1 本日、横浜地方裁判所は、建材に含まれるアスベストに曝露し、重篤なアスベスト疾患に罹患した建設作業従事者とその遺族が国およびアスベスト建材製造企業に対し損害賠償を求めた裁判で国、企業の責任を免罪する全面棄却判決を下しました。

本判決は、既に原告患者 75 名中 44 名が尊い命を奪われている現実を直視せず、不治の病と闘いながら「命あるうちの解決」を願う原告らの想いを踏みにじる不当極まりない判決で断じて許すことはできません。

- 2 企業責任については、アスベスト建材製造企業間の共同不法行為の成立を認めなかったのは、被害の実態から目を逸らす極めて不当な判断です。しかし、これは、各企業と個別の原告の発症との因果関係を不明としたのみで、被告ら企業群の集団としての救済責任までも否定された訳ではありません。

- 3 一方被告国との関係では、被告国に、石綿含有建材の使用を促進した面があったことは否定できないとしながら、建築基準法上の加害責任、労働関係法上の規制権限不行使のいずれも認めず、一切の法的責任を否定したことは、司法としての責任を放棄する極めて不当な判断と言わざるを得ません。

特に、判決が、建設現場において、建設作業従事者の安全性がないがしろにされていたことや、有効な安全対策がなかったことを認めながら、被告国が製造使用を禁止しなかったことを違法と判断しなかったことは不当です。

また、アスベスト含有建材の管理使用責任についても、国の防塵マスク着用の義務づけ規制のみに着目し、原告らの主張する他の国の不作為について違法認定しないことも不当です。

他方で判決は、原告らの被った損害については「少なくとも被告国には、石綿被害に関する法律の充実、保障制度の創設の可否を含め、再度検証の必要性がある」としています。

- 4 全国 6 地裁で同種訴訟が提訴されたのをはじめ、まさに全国に被害が拡大しようとしているこの時に、司法がその役割を投げ捨てる判決を下したことは、歴史に残る汚点として糾弾されるどころです。

- 5 私たち首都圏建設アスベスト訴訟は、来る 9 月 26 日、東京地方裁判所において、判決を控えています。必ずや本判決を克服する明快な原告勝訴判決が下されることを確信しています。

私たちは、東京地裁判決で勝訴して、①建設アスベスト被害者補償基金の創設 ②労災制度の改善と石綿救済法の抜本改正 ③総合的アスベスト対策の推進を内容とする全面解決をすみやかに勝ち取るため全力でたたかい抜く決意です。

以 上

2012 年 5 月 25 日

首都圏建設アスベスト訴訟統一弁護団
首都圏建設アスベスト訴訟統一原告団
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

〔薬害関係〕

2012年5月25日

声 明

薬害イレッサ訴訟原告・弁護団

本日、大阪高等裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、国、アストラゼネカ社の法的な責任を否定した。

判決は、承認前の副作用報告について、その濃淡を問題にして、副作用報告が発している危険性のシグナルを不当に低く評価している。また、イレッサを使用するのは肺がん治療医であるとして、注意喚起としては、重大な副作用欄の記載で足りるとする。

大阪高裁判決の認定によっても、19症例の副作用報告・そのうち11例の死亡例が報告されていたのであり、仮にその因果関係に濃淡があったとしても、医薬品の安全対策としては、いったん発症すると半数以上が死亡するという重篤性をもった副作用であるとの前提で安全対策する必要があったのである。2002年10月15日の緊急安全性情報も、まさにこうしたイレッサの間質性肺炎の重篤性に基づいて発せられたものであり、少なくとも同様の注意喚起が承認時にもなされる必要があったことは明らかである。

判決にしたがえば、市販後に未曾有ともいうべき多くの副作用被害が生じ、それが安全対策の都度、如実に減少していったことを全く説明できない。判決の論理は、不当な東京高裁判決と同一のものであり、薬害・公害の歴史から導き出された予防原則を根底から否定すると共に、製薬企業・国の医薬品安全確保義務を著しく軽視して、副作用被害発生を要因を医療現場の医師等の責任に矮小化して押しつけるものに他ならない。

こうした判決を残すならば、薬害の連鎖を断ち切ることなど到底かなわず、私たちの後の世代に大きな禍根を残すことになる。私たちは、本日の大阪高裁判決に対し断固として抗議すると共に直ちに上告し、薬害イレッサ事件の全面解決を勝ち取るまでさらに奮闘する所存である。

さらなるご支援をお願いします。

以 上

【七】 2012 年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2012	
3.31	第 41 回総会 40 周年記念シンポジウムとレセプション
4.7～8	原発と人権研究交流集会
4.28	司法に国民の風を吹かせよう集会
5.25	薬害イレッサ西日本訴訟大阪高裁判決（不当判決）
6.5～6	第 37 回全国公害被害者総行動デー
7.19	高尾山天狗裁判トンネル事業認定取消請求訴訟東京高裁判決（不当判決）
7.	環境庁前水俣患者座り込み
7.20	都庁前大気被害者集会
7.25	原発被害者・東京電力交渉
8.20	都庁前大気被害者集会
10.28	スモン公害センター 30 周年の集い
11.10	公害地球懇フォーラム
11.20	原発被害者ら、東電、経産省、文科省交渉
12. 3	原発被害弁護団、避難者訴訟提訴
12. 8	公害総行動実行委員会合宿（悪天候で中止）
2013	
1.11	公害合同旗開き
1.25	原発と人権ネットワーク発足集会
2.20	原発被害者ら、東電、経産省、文科省交渉
3.10	公害総行動・東京交流会
3.11	原発被害訴訟 4 原告弁護団による同時提訴

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長		
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)		豊田 誠 (イ病)			
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝		豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)		豊田 誠			
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)		豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄 (カネミ)		豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港・多奈川火電)	鬼迫明夫・豊田 誠 (東京スモン)	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎 (四日市公害・新幹線公害)	鬼迫明夫・豊田 誠	長谷川正浩	白川博清	犀川季久
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎	久保井一匡・井関和彦・石橋一晃 (大阪空港・(西淀川)・(北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫・井関和彦・石橋一晃	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	中村雅人

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長			事務局長	事 務 局 次 長			
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新聞)	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人 中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長						
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田 啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 原 和良	中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 原 和良	中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	近藤 忠孝	花田 啓一	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 加納 力	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 大江京子	中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	千場茂勝	近藤 忠孝	加藤 満生	豊田 誠	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	千場茂勝	近藤 忠孝	加藤 満生	豊田 誠	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 板井 優 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	

決定総会	顧問	代表委員			幹事長	副幹事長			事務局長		事務局次長		
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	尾藤廣喜 西村隆雄	阿部哲二	白井 剣 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	力 加 板井俊介 長瀬信明
第41回 2012 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井 優	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学 白井 剣 南雲芳夫	鈴木 守 高木健康 原希世巳 森 徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	尾藤廣喜 西村隆雄	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木敬太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年 1 回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事 1 名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長 1 名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年 1 口(10、000 円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。